0037981000

0037981-000

EL231-E45

本邦労働運動並農民運動の概観

〔内務省〕社会局労働部

1935. 5

AGF

シン25-2
ナシ

昭和十年五月

本邦勞働運動並農民運動の概觀

秘

社會局勞働部

EL231
E45

89W67751

本邦勞働運動並農民運動の概觀

目次

第一　勞働組合運動……一
一　勞働組合運動の沿革……一
二　勞働組合運動の現狀……八
第二　勞働爭議……三七
一　勞働爭議の沿革……三七
二・勞働爭議の現狀……四二
三　勞働爭議の調停……五五
四　勞働爭議調停委員會……六一
第三　農民運動……一一一
一　農民運動の沿革……一一一
二　小作人組合の狀況……一二一
三　小作爭議の一般的狀況……一二七

附　無產政黨運動の概觀
一　無產政黨運動の沿革……一五一
二　無產政黨の現狀……一八五
三　無產政黨の選擧結果概觀……一九六

第一　勞働組合

一　勞働組合運動の沿革

(一)　明治時代

明治時代に於ける我國の勞働運動は極めて幼稚であつて勞働組合の如きも勞働者の經濟的の團結と云ふよりも寧ろ政治的乃至思想的結社たるの觀があつた。

今其の沿革の概要を述べんに明治十六年東京市に馬車鐵道が敷設せられた際多數の失職車夫等が相集つて馬車鐵道反對期成同盟會なるものが組織されたが、之が今日の所謂勞働組合の濫觴であると云はれてゐる。而し之は設立後幾何もなくして解散した。

次いで翌十七年及二十二年に活版印刷工組合の組織を見又二十五年には日本勞働者協會更に三十年には勞働組合期成同盟會等の設立を見たが、之等は何れも健全な發達を遂げることが出來ず幾何もなくして消滅してゐる。

斯くて明治二十七、八年の日清戰爭後我國の產業界も異常に勃興し勞働問題も漸次社會問題化した

が、明治三十三年には治安警察法が制定せらるゝ等のこともあつて其後勞働組合運動も沈衰したが、日露戰爭後の好況時代より再び擡頭し思想運動と混亂しつゝ大正年代に移行して行つた。

(二) 大正時代前期

明治の末期大正の初頭に於て從來の行き方とは異なつた勞資協調的の勞働組合を創設して我國の勞働問題を解決せんとする運動が起つたが、現在の日本勞働總同盟の前身たる友愛會は斯る目的の下に大正元年八月一日鈴木文治氏等によつて組織された。友愛會の綱領は次のやうであつて其の主張も行動も非常に穩健なものであつたが、時流に投じ漸次好調な發達を遂げて行つた。

友愛會綱領

一、我等は互に親睦し、一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す

一、我等は公共の理想に從ひ、識見の開發、德性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す

一、我等は共同の力により着實な方法を以て我等の地位の向上を圖らんことを期す

然るに大正七、八年頃から歐洲大戰の影響を受けて我國の經濟界は異常な發達を遂ぐると共に海外の民主々義乃至共產主義的思潮が澎湃として流入するに及んで勞働問題や社會問題が非常に喧傳されるやうになつた。協調主義的な穩健な勞働運動を進めてゐた友愛會を初め勞働組合の多くは漸次鬪爭的色彩を濃厚にし階級鬪爭に依る勞働者の解放を叫ぶに至り、其の運動も著しく急進的となつた。友愛會が其の名稱を現在の日本勞働總同盟と改め、又其の綱領を生溫しとして階級鬪爭を强調した次の如き綱領に改正したのも大正九、十年の頃であつた。

日本勞働總同盟綱領（本綱領は昭和七年更に改正、後出）

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の增進並に知識の啓發を期す

二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に鬪爭せんことを期す

三、我等は勞働階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す、我等は勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全なる解放と自由平等なる新社會の建設を期す

斯くて勞働組合の組織も明治の末年に於ては約四十に過ぎなかつたものが大正七年には一〇七、八年には一八七、九年には二七三と累加し其の運動も次第に熾烈となつたが、殊に歐洲大戰後の急速な社會思想の流入に伴ひ思想運動と勞働運動とは相錯綜して政治行動の如きは全然之を否認し、日本の勞働組合運動も極めて矯激なる色彩を帶ぶるに至つた。各地に大爭議が頻發し社會に多大な不安を與へたのも實に此の頃のことであつた。

(三) 大正時代後期

時偶々大正十二年九月一日關東大震火災の勃發を見たが之は端なくも我國の勞働運動に對して方向轉換の機會を與ふることゝなつた。卽ち此の未曾有の大變は京濱地方に於ける大小幾多の事業場、工場を灰燼に歸し其の結果多數の勞働者は解雇失職の厄に遭つたが、是迄直譯的の理論を弄びつゝあつた勞働運動指導者等は此の現實の問題に直面して何等効果的な對策を講ずることを得ず一般勞働者大衆は其の餘りに無力なるを覺つて現實的な勞働運動の必要を痛感するに至つたやうであり、一方當時一種の反動思想が國內に漲り之が組合運動にも刺戟を與へ組合の幹部等も徒に空漠なる社會主義的理論に耽ることの不可なるを覺り、此の大震災を機として我國の勞働運動も方向轉換を爲して著しく現實化するに至つた。

卽ち大正十三年初頭に於ける日本勞働總同盟の大會は此の勞働運動の現實化と云ふことが中心問題となつたが其の宣言中「我國勞働組合運動は少數の運動から轉じて大衆的運動に向ふべき一段階に到達したのである。改良的政策に對する從來の消極的態度は積極的に之を利用することに改められねばならぬ」と述べ具體的には政治運動への參加や、國際勞働會議の利用等を提唱するに至り、他の勞働組合も大方之に做ひ爾來日本の勞働運動も漸く現實的な運動を進むることゝなつた。

尙大正十三年一月下旬英國に於て第一次勞働黨內閣が成立したが此の事實は我國勞働者の政治意識を著しく刺戟し又國內に於ても大正十四年の第五十議會に於て普通選擧法の通過を見た爲め、從來議會政治を否認し來つた者も之を是認して合法的なる政治運動に依つて勞働者の解放運動を圖らんとする氣運を促進し、此の頃より無產者の政治運動卽ち無產政黨運動も擡頭して來た。

我國勞働組合運動の穩健化に與つて力のあつたと思はれる他の問題は國際勞働總會の利用である。殊に大正十三年政府が勞働者代表委員の選出方法を改めて團體員千名以上を有する勞働團體に之を推薦せしむることゝした結果、同年には組織勞働者の數も俄に十萬餘を增加し、斯る合法的手段に依り勞働者の社會的經濟的地位の向上を計らんとする氣風を馴致するに至つた。爾來國際勞働總會の勞働者代表委員は所謂右翼諸團體の協議によりて推薦せられつゝある實狀である。

右のやうに我國の勞働組合運動も大震災以來頓に穩健化して來たが猶一部の者に在つては組合運動の斯る現實化又は妥協化を喜ばず果然大正十四年の日本勞働總同盟の大會を機として分裂を爲し、之等の者は同年五月日本勞働組合評議會を組織し左翼勞働組合運動の旗幟を明瞭にし、玆に我國勞働運動界に於ける思想傾向は確然と對立するに至つた。

大正十四年は又無產政黨運動の最も盛な時であつて、同年末には日本農民組合の提唱に依り單一無產政黨を標榜する農民勞働黨の結成を見るに至つたが同黨は結黨の直後結社の禁止を命ぜられた。然

るに翌大正十五年三月には更に勞働農民黨の結成を見るに至つたが、當時の勞働組合、農民組合の內部に於ける左、右兩派の思想的對立は、同黨の指導權の獲得を圍つて深刻に行はれたが、日本勞働總同盟、官業勞働總同盟等の所謂右翼組合は遂に同黨の左翼化に懲らず之より脫して大正十五年十二月右翼政黨としての社會民衆黨を結成するに至つた。

一方總同盟の右の如き右翼的態度を潔しとせざる麻生久等は總同盟の第二次分裂を敢行し、大正十五年十二月所謂中間派組合としての日本勞働組合同盟を組織し、引續き日本勞働組合總聯合及日本農民組合の中間派等と共に同年同月無產政黨運動の正道確立を標榜して日本勞農黨を創立せしめた。

爾來勞働組合の戰線は上記の三政黨の線に沿つて左、右、中間三派の對立狀態を招來するに至つた。

(四) 昭和時代

斯くて我國の勞働組合運動は右の如き三個の大なる分野に分たれたが、多くの勞働組合が其の何れかに屬し猶此の他に少數の無政府主義系に屬するもの等もあつた。之等は己がじゝ其の運動を進めたが、大正十五年より、昭和二、三年に亘つては勞働組合運動のみならず、社會運動全般に亘り、特に左翼運動の最も殷賑を極めた時と云へやう。

然るに昭和三年に入り、三月十五日の日本共產黨の檢擧に引續き四月十日には日本勞働組合評議會は勞働農民黨、全日本無產青年同盟と共に結社禁止を命せられ爾後所謂左翼と稱せらるゝものゝ勢力は漸次衰退に向ひ右翼の組合は次第に勢力を伸張するに至つた。而して舊評議會の流を汲むと稱せらるゝ一派の者は其の後日本勞働組合全國協議會（全協）なるものを組織し非合法的な矯激な運動を續けたが、昭和四年に入るや四月十六日には再び共產黨の全國的檢擧があつたが、同年十一月には合法的左翼政黨として大山郁夫等によつて勞農黨の結成さるゝに及びて日本勞働組合全國協議會系組合亦所謂合法非合法の二派に分るゝ等左翼勞働組合の戰線は著しく混亂し其の運動亦不振への一途を辿るに至つた。右の如き情勢下に於て非合法的運動を非とする一派は勞農黨指導の下に六年四月に至り日本勞働組合總評議會なる全國的組合を結成した。

右翼の組合中日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、日本海員組合、海員協會及海軍勞働組合聯盟の所謂右翼五團體は昭和三年勞働立法の促進を目標として勞働立法促進委員會なる聯絡機關を組織し、左翼や中間派組合と對立し又政治運動に於ては社會民衆黨を支持し比較的順調なる發達過程を辿つてゐたやうに思はれた。

然るに日本勞働總同盟大阪聯合會の中には豫てより總同盟の右翼的運動方針に慊らざるものあり之等の者は相糾合して之より脫退し昭和四年九月大矢省三、山內鐵吉等を中心として勞働組合全國同盟

を組織し、後無產政黨として全國民衆黨を組織したが、昭和五年六月には曩に同じく總同盟より分裂組織された日本勞働組合同盟と合同して現在の全國勞働組合同盟を組織するに至つた。其の結果として日本勞働組合同盟及日本勞働組合總聯合等中間派の支持せる日本大衆黨（日本勞農黨の後身）は全國民衆黨、無產政黨統一全國協議會等と合同して昭和五年七月全國大衆黨を創立した。斯くの如く勞働組合及其の支持する政黨間には離合集散頻に行はれ其の間勢力の消長を見たることあるも、滿洲事變の勃發前後迄は依然として左、右、中間派の三派對立抗爭の狀態に在つた。

二　勞働組合運動の現狀

以上は大體昭和初年迄の勞働組合運動の概要であるが、昭和六年秋の滿洲事變勃發以來の國內狀勢の異常なる變化及國際關係の緊張等は我國勞働組合の戰線に或は其の運動に重大なる影響を與へ正に大正十二年の方向轉換以來の一大轉機を與ふるに至つた。

我國の勞働組合が相當の歷史と組織とを有し乍ら組合の支持政黨の關係或は主張の相違等の爲め勞働組合の戰線は著しく分散されてゐるので之が統一の運動は年中行事の如く行はれ乍ら每年失敗に終つてゐた。日本海員組合は此點に着眼して昭和六年四月勞働組合の戰線統一を提唱したが、同年六月には反資本主義、反共產主義、反ファッショの所謂三反主義と勞働組合主義を旗印として左翼及中間派の主要なる八組合を以て日本勞働俱樂部の結成を見るに至つた。超えて昭和七年九月には日本海員組合、日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、官業勞働總同盟、海員協會、日本造船勞働聯盟等主要勞働組合十一組合を以て「健全なる勞働組合主義」の下に我國の勞働運動史上特筆に價する日本勞働組合會議の結成を見るに至つた。

日本勞働組合會議の成立の副生的なものは從來全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合を中心勢力としてゐた所謂中間派組合の存在を稀薄にしたことゝ、左翼的な關東勞働組合會議の成立を促したことである。日本勞働俱樂部を右翼結成なりとして之に參加することに反對し、全國勞働組合同盟より分裂して組織された全勞統一全國會議や、日本勞働組合會議と對立して昭和八年五月關東勞働組合會議を結成した。

昭和六年九月突如として勃發した滿洲事件の擴大と進展は極度に我國の國際關係を緊張せしめ、國民の間に國家的精神は著しく昂揚されたが、之は勞働組合にも非常なる影響を與へ從來に比し著しく國家產業を尊重するの傾向を馴致せしむると共に、國家主義乃至國家社會主義的組合の發生を誘發せしめた。卽ち日本勞働組合總聯合は六年末其の支持する全國勞農大衆黨の左翼的指導方針等に不滿を抱き同黨の支持を取消し逸夙く國家主義的傾向を明かにし、全國勞働組合同盟の今村等等は國家社會主義を稱へて全國勞働より脫退し、日本勞働總同盟より脫退した赤松克麿等の率ひる滅友同志會等と相結び昭和七年五月日本國家社會黨を結成したが、同年十一月には同黨支持組合を糾合して國家社會

主義的勞働組合として日本勞働同盟を組織した。

日本造船勞働聯盟特に其の加盟組合である自彊組合は故神野信一を中心として國家主義的勞働運動を主張して來たが、日本勞働組合會議結成直後同會議加盟の全國勞働並東電從業員組合の左翼的態度に憚らず會議を脫退し、日本勞働組合總聯合、東京地方聯合會等と共に重金屬工失業對策協議會を組織し、更に國防獻金勞働協會なるものを組織し國防費の獻金運動等を行つてゐたが、昭和八年六月八日には日本造船勞働聯盟の自彊組合、浦賀船渠工愛會を中心とする九組合、八、九千人を以て日本主義勞働組合を標榜して日本産業勞働倶樂部を結成した。本倶樂部は勞働運動を「國家的信念の上に置き」「産業立國を第一義」として依て以て勞働者の地位の向上を圖らんとするものゝ如くであつて從來の勞働組合と著しく異つたものがあるが、其の創立後八幡市所在の日本産業勞働協進組合や横濱船渠會社の工信會も之に參加する等漸次勢力の擴大を見つゝある現狀である。

日本勞働同盟は昭和七年十一月日本國家社會黨支持組合を以て組織されたが、黨の黨務長たりし赤松克麿は所謂全體主義を唱へて國家社會主義の階級鬪爭を否定して日本主義的主張を爲し、其の率ひる滅友同志會に容れられざるや別に日本滅信從業員組合を組織した。日本國家社會黨內には赤松の說を採るものも相當にあり黨は八年七月遂に分裂したのであるが、日本勞働同盟亦其の影響を受け、其の執行委員長たりし今村等等の日本主義的主張を爲す者は日本勞働同盟より脫退して日本産業軍なる

勞働組合の組織運動に着手、昭和九年二月之を結成せしめた。

斯くて日本勞働同盟は大矢省三等の國家社會主義的主張の者に守られて來たのであるが、本同盟の運動は意の如く進まず且最近の社會の情勢下に於て勞働組合の分散對立の非なるを見て本同盟の關西側は昭和九年十一月二日、日本勞働總同盟と合同、關東側は同十一月十一日全國勞働組合同盟と合同したので本同盟は一時殆んど解消の貌であつた。

乍併其の內部には此の合同を喜ばざるものあり之等のものは昭和十年三月勤勞日本黨の協力を得て再び日本勞働同盟を組織し又大日本國家社會黨支持組合を以て昭和九年十二月大日本勞働組合協議會を組織してゐるが之等の數的勢力現在に於ては微々たるもの如く又國家社會主義を唱へ相當の勢力を有してゐた滅友同志會も一部の者は日本滅信從業員組合を、又一部は滅信從業員組合戰線統一協議會を組織し、之等のものは從來より滅信部內に存した滅信從業員會聯合と共に十年十一月四日滅信從業員聯盟を組織（本聯盟の一部は本年五月五日滅信從業員會同盟を組織した）するに及びて滅友同志會は孤影總同盟に復歸する等國家社會主義的勞働組合の陣容は著しく衰微の情勢に在るやうである。

更に左翼勞働組合の陣容に付いて見るに昭和三年の大會に於て綱領の改正問題から全國勞働組合自由聯合會內のサンヂカリズム派とも見られる一派は之より分裂して日本勞働組合自由聯合協議會を組織し兩派の對立を見てゐたのであるが、昭和七年末頃より合同の機運動き昭和九年三月十八日後者は

前者に合流した。

日本勞働組合總評議會は昭和六年の創立以來左翼的な勞働運動を行つて來たが、又昭和六年日本勞働俱樂部の成立を機として全國勞働組合同盟内の俱樂部反對派は加藤勘十を中心として全國勞働クラブ排擊同盟を組織したが、昭和八年三月全勞統一全國會議と改稱するに至つた。之の兩組合は共に左翼的主張行動に出でつゝあつたが、日本勞働組合會議の組織せらるゝや日本交通勞働總聯盟の中心勢力たる東京交通勞働組合等と共に組合會議に對立して、戰線統一懇談會更に關東勞働組合會議を組織して同一行動に出ずる事が多かつた。然るに兩組合共内部に右翼轉向者が生ずる等其の勢力は寧ろ沈滯の有樣であつたので、昭和九年四月日本勞働組合總評議會が全勞統一全國會議に合同の提唱を爲したことに端を發し、同年十二月十八日には兩組合の外數組合の參加を得て日本勞働組合全國評議會が結成された。之は日本交通勞働總聯盟と共に左翼的勞働組合の中心勢力を爲してゐると見られる。

尙近年映畫産業界に於て伴奏のレコード化、發聲映畫の出現等映畫界の變革期に直面して映畫從業員の組合組織運動が盛に行はれ、昭和八年末には映畫演劇關係從業員組合の數は約二十、其の員數は三、四千人に達したのであるが、之等は單一或は各勞働組合に分散組織されてゐた爲、昭和八年頃より之等映畫演劇關係組合の合同統一の機運著しく濃厚になり、昭和九年十二月二十二日東京、大阪、神戸、京都、名古屋等各地の組合が合同して全日本映畫演劇從業員組合の全國的結成が行はるゝに至つた。

右に述べたやうに昭和六年以前に於ける左、右、中間の三派鼎立の狀態は日本勞働組合會議の成立に伴ひ、中間派組合は漸次其の影を薄く爲しつゝあり、更に滿洲事變の勃發後國民の間に愛國的精神の昂揚せらるゝに伴ひ國家主義乃至は國家社會主義的勞働組合が勃興し或は協調、會社組合の組織の續出等があり、勞働組合の戰線は非常なる混亂に陷り又勞働組合の組織者の增加數の如きも遞減を示してゐる。而して一時相當の勢力を示した國家社會主義勞働組合は著しく衰頽の色あり、現在は勞働組合主義の日本勞働組合會議と、日本主義勞働運動を主張する日本産業勞働俱樂部及左翼的勞働運動を進めつゝある日本勞働組合全國評議會等の三派對立の情勢にあり、此の三派を中心として漸次戰線の統一的機運に在るやうに思はれる。

之を要するに最近に於ける我國勞働運動の大勢は日本勞働組合會議を主流として次第に穩健化し、從來の階級鬪爭的方針を改め國家産業人としての自覺の上に專ら現實的なる經濟運動に主力を注ぎ所謂産業協力或は産業報國主義を高調して勞働爭議の如きも努めて之を避け却つて團體協約の締結或は工場委員會の設置等に依つて新産業平和の樹立を策し又消費組合事業、失業救濟事業、教育事業等建設的平和的事業に意を用ひて内面的充實を圖らんとする傾向を助長しつゝあるやうである。特に日本産業勞働俱樂部を中心とする日本主義勞働組合に於ては從來のメーデーを階級鬪爭主義に出發する海外勞働運動の模倣なりとして之を排し日本勞働祭を開催する等日本の國情に卽せる新しき運動を展開せんと爲しつゝある現狀である。故に其の運動は表面より見れば往年の如き光彩に乏しきが如き觀あ

るも寧ろ仔細に觀察すれば勞働組合運動本來の軌道に立返つて却つて堅實なる歩みを進めつゝあるものと見ることが出來やう。昭和八年末日本勞働組合會議及日本産業勞働倶樂部より關係當局に提出した「産業及勞働統制に關する建議」並に「全國産業勞働會議設置に關する建議」の如きは明に勞働組合の産業協力或は産業報國主義を强調するものにして斯る情勢は我國勞働組合運動史上に一新紀元を劃するものと言ふことが出來やう。

次に我國に於ける勞働組合の發達狀況並に組織の現狀を數字的に說明して見やう。

(一) 勞働組合の發達狀況

次に我國の勞働組合の發達狀況を數字的に見るに毎年末に於ける勞働者總數、勞働組合數、同員數並勞働組合の組織率は次表のやうであるが、大正十二年末には關東大震災の影響に因り、昭和三年末には日本共産黨の檢擧及日本勞働組合評議會の結社禁止等に因り其の前年末に比し幾分の減少を示し、大正十年末には國際勞働總會に於ける勞働代表選出方法が變更され勞働組合（組合員千名以上を有する勞働組合）に推薦權を附與せられた影響を受けた爲か約十萬人の增加を示したが、斯くの如き例外を除けば毎年二、三萬人の增加を示すを普通としてゐた。乍併、非常時の傳へられた昭和六年頃より其の增加數は漸次減じて來てゐるのに反し、勞働者總數は著しく增加を示しつゝあるを以て、勞働組合の組織率は昭和六年の七・九%を峠として漸次低下を示しつゝある有樣であつて、昭和九年末に於ける狀態は勞働者總數五、七六四、二七七人に對する組織勞働者の數は三八七、九六四人であつて其の組織比率は六・七%である。

勞働者數及勞働組合員數調（年次別）

年次（年末）	勞働者總數	組織勞働者數（組合數）	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
大正十三年	四、二四五、六一九	二二八、二七八（四六九）	五・四%
大正十四年	四、四八五、八一〇	二五四、二六二（四五七）	五・六%
昭和元年	四、六四一、六八一	二八四、七三九（四八八）	六・一%
昭和二年	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三（五〇五）	六・五%
昭和三年	四、八二四、七八〇	三〇八、九〇〇（五〇一）	六・三%
昭和四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五（六三〇）	六・八%
地和五年	四、七一三、〇〇二	三五四、三一二（七一二）	七・五%
昭和六年	四、七二九、四三六	三六八、九七五（八一八）	七・九%

昭和七年	四、八六〇、二七六		
昭和八年	五、一二六、七一九	三七七、六二五（九三二）	七・八％
昭和九年	五、七六四、二七七	三八四、六一三（九四二）	七・五％
		三八七、九六四（九六五）	六・七％

（二）種別に見た勞働組合

次に工場、鑛山、運輸交通通信勞働者等の大分類に依り昭和九年に於ける勞働者數、勞働組合員數及勞働組合の組織率を見れば次表のやうである。

勞働者總數及勞働組合員數（種別）

種別	勞働者總數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
工場勞働者	二、五三九、三八四	一六〇、三〇五	六・三％
鑛山勞働者	二四七、一八六	六、四六〇	二・六％
運輸交通々信勞働者	五五五、一二四	一六四、七四七	二九・六％
日傭勞働者其の他	二、四二二、五八三	五六、四五二	二・三％
計	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七％

右に依つて見れば鑛山勞働者二四七、一八六人中勞働組合に加盟してゐるものは六、四六〇人に過ぎず其の組織率は二・六％であつて、勞働組合組織率の最も悪い日傭勞働者其の他の二・三％と共に甚だ尠い。鑛山勞働者の勞働組合組織率の少ないのは鑛山の多くは都市より離れて地方的に一廓をなしてゐるものが多く、會社側の監視の目が屆きやすいことや、納屋頭等を中心とする稍封建的な勞働者の統制組織があつたり或は各種の福利施設の徹底等が組合の侵入を難からしめてゐたやうに云はれてゐるが又勞働組合側が屢々爭議を起して慘敗に終つたこと等も其の一因のやうに思はれる。

右表や次の業態別表によつて見るも明であるやうに、我國の勞働組合の中心的な組織勢力は運輸交通勞働者と工場勞働者であることが分る。

業態別勞働組合調

業態別	昭和九年末 組合數	組合員數（括弧内女）
機械器具	八六	九〇、一九〇（一、八一九）
化學	一〇五	二四、三二〇（三、六三九）
染織	三七	一四、二五四（六、四五三）
飲食物	三四	五、九三七（八六〇）
雜工業	一三五	一八、三三八（二、三四九）
鑛業	二〇	六、四六〇（二二六）

業態別	昭和八年末 組合數	組合員數（括弧内女）
機械器具	八〇	八八、五五九（一〇、〇五二）
化學	八九	二三、〇六二（二、四三〇）
染織	三九	一六、一九九（八、四五八）
飲食物	二五	六、三二三（九四一）
雜工業	一四〇	一九、六四二（二、一九五）
鑛業	二〇	五、七一一（一一四）

瓦斯電氣	二〇	七、二六六（四〇）	
運輸交通	一〇一	一五八、五七五（二六七四）	
通信	五	六、一七二（一二三）	
土木建築	五〇	七、九〇四（三）	
其の他	三七二	四八、五四八（二八六〇）	
計	九六五	三八七、九六四（二一、〇四六）	

運輸交通通信勞働者中通信勞働者中勞働組合を組織してゐるものは遞友同志會及遞信從業員聯盟等の六、一七二人である。又運輸交通通信勞働者五、五五一二四人中勞働組合を組織してゐるものは六四、七四七人、其の組織率は二九・六%で相當多い。此内右の通信關係の六、一七二人を除いた一五八、五七五人は運輸交通關係のみの組合員となり、我國の勞働組合は運輸交通事業に於て最も優勢であると云ふことが出來る。乍併陸上の運輸交通方面の勞働組合を見ると國有鐵道從業員の勞働組合はなく東京、大阪、神戸等の各市電從業員組合、大阪市電從業員組合、神戸市電從業員組合等を組織し、之等組合を以て組織する日本交通勞働總聯盟を除けば、他は地方的な軌道、電車、或は乘合自動車等の小組合が散在する有樣で差して勢力ある組合はないやうである。之に反し海上運輸交通關係勞働組合の勢力は相當大きいものがある。普通船員を以て組織し、組合員十萬と稱せらるゝ日本海員組合の外、高級船員を以て組織する海員協會、各港灣の艀船從業員等を以て組織する日本港灣從業員組合は共に組合員一萬數千人に及び之等は共に緊密な聯絡を採り海上勞働問題の解決に努め又日本勞働組合會議の重要な構成分子をなしてゐる。特に日本海員組合の如きは國際運輸勞働組合聯盟に加盟し國際的にも有力な組合であるが、最近組合内に内紛が起り本部反對派は革正同盟を組織して本部と對立してゐたが、之等のものは分裂して所謂社外船員を中心して五月二十日新日本海員組合を組織するに至つた。

次に工場方面であるが工場勞働者總數二五三九、三八四人に對する組織率は六・三%で、其の數は一六〇、三〇五人を算してゐる。此内一番多いのは機械器具製造業の九〇、一九〇人で次は化學、雜工業、染織の順である。

我國の勞働組合は中小工場に多くの組織を持ち、大工場に少ないと云はれてゐる。之は大工場は中、小工場に比し勞働條件が比較的に良く又福利施設や勞務管理等も亦優れてゐて勞働組合側から云はしむれば、組織が中、小工場に比し容易でないと云はれる。果して然りとして大工場に於ける勞働組合の組織はどれ位あるであらうか、今假に玆に五百人以上の勞働者を使用する工場鑛山等を大工場、鑛山として之等に組織された勞働者數を昭和八年末現在で調べて見ると組織勞働者約三十八萬四千人中約十萬人足らずのやうである。乍併此の三十八萬四千人中には十三、四萬人の海上勞働者を含むと見

	二三	九、三〇六（一〇二）	
	九四	一五二、二三一（二六、二五五）	
	七	二、九〇三（二）	
	五〇	一〇、四五三（一）・	
	三七五	五〇、二二四（二六、九七三）	
	九四二	三八四、六一三（二一、五二三）	

られ、之を除いた陸上勞働者の勞働組合組織者數は約二十五萬人で、中十萬人足らずが大工場鑛山の勞働者と見られる。唯此の十萬人足らずの內には官業勞働者たる海軍勞働組合聯盟、官業勞働總同盟等の組合員四萬數千人位を含んでゐる。

(三) 婦人と勞働組合

婦人の勞働組合組織狀況に付て見るに昭和九年末に於て二一、〇四六人であつて、流石に染織工業が最も多く六、四五三人を占め、化學、運輸交通、雜工業、機械器具等之に亞いでゐる。婦人の組織勞働者數は昭和六年末には一一、八八六人、七年末一七、〇二七人、八年末には二一、五二三人、九年末二一、〇四六人で近年增加の傾向を示してゐる。

右の組織勞働者二一、〇四六人を全組織勞働者數三八七、九六四人に對する比率を求めると五%强で、又婦人勞働者總數一、五三三、八二〇人に比すれば一%强で其の組織率は甚だ少と云はなければならない。斯くの如く婦人勞働者の組合組織率の尠ないのは婦人勞働者の八割を占むる染織關係婦人勞働者中には年少の者が多く且就職期間が短かく勞働組合等に關する關心の尠ないことや、寄宿舍制度の發達等が主なる原因であるやうに云はれてゐる。

(四) 組織別に見た勞働組合

勞働組合の組織を職業別組合、產業別組合及各種の勞働者を以て組織する一般勞働者組合に分けて見ると次表のやうであつて、產業別組合は四五四組合、其の員數三二三、四六九人で、全組織勞働者の約三十八萬八千人に對して八八%を占め、職業別組合及一般勞働者の組合員數は產業別組合に比し員數も至つて尠ない。近年勞働組合の產業別整理の聲を頻りに聞くのであるが、之は勞働組合の組織形態として最も勝れたものとされてゐる。

職業產業別

種別	昭和九年末 組合數	昭和九年末 組合員數	昭和八年末 組合數	昭和八年末 組合員數
職業別	一八四	二二、七九五	一四九	二三、〇九八
產業別	四五四	三二三、四六九	四六六	三一九、〇四七
一般勞働者	三二七	四一、七〇〇	三二七	四二、四六八
計	九六五	三八七、九六四	九四二	三八四、六一三

單一組合、聯合組合の別によつて見ると次表のやうであつて、勞働組合總數九六五中五四四組合、其の員數二一七、三三七人は單一組合他は聯合組合を組織してゐる。單一、聯合何れの組合たるを問

はず勞働組合が合同聯合し或は單一組合を組織して中央集權的の强力な組合を組織せんとする傾向は最近の著しい傾向と思はれる。

單一聯合別

種別	昭和九年末 組合數	組合員數	昭和八年末 組合數	組合員數
單一組合	五四四	二一七、三三七	五〇二	二一一、八八三
聯合組合	六六	一七〇、六二七	七〇	一七二、七三〇
（聯合加盟組合）	三五五		三七〇	
計	九六五	三八七、九六四	九四二	三八四、六一三

（五）勞働組合の分布狀況

勞働組合を府縣別に見ると次表のやうであつて、勞働組合員の多いのは兵庫縣の九五、三六三人、東京府の六五、五二八人、大阪府の六八、四七〇人、神奈川縣の四一、二二〇人等であるが、兵庫縣は海員組合、海員協會等の本部が在る爲で實質的には東京、大阪が最も多く、上記四府縣を合すれば二七萬餘人で全勞働組合員數の約七〇%を占めてゐる。此外には廣島の二三、五五二人、福岡、北海道の一萬餘人が多い方で山梨、長野、岩手、山形、富山、鳥取、島根、岡山、香川、大分、熊本、宮崎等の諸縣は五百人に滿たない。

勞働組合の分布狀況

廳府縣	組合數	組合員數（括弧内女）
北海道	二九	一〇、四七六（五〇）
東京	一九四	六五、五二八（六、七〇五）
京都	三五	五、二二九（一三六）
大阪	二一〇	六八、四七〇（四、二八四）
神奈川	四七	四一、二二〇（一、五九二）
兵庫	六五	九五、三六三（一、三七八）
長崎	二〇	九、六二一（一三五）
新潟	一三	二、〇一八（五〇五）
埼玉	八	三、〇七八（六四四）
群馬	一四	一、二六三（八二）
千葉	五	一、七二一（一九六）
茨城	一三	八四七（一）
栃木	二六	六、三二七（一一二）
奈良	一二	八九八（一）
三重	八	一、一六七（三三六）
愛知	六九	九、二三八（八三三）
静岡	一三	一、八三〇（五二七）
山梨	三	三九二（一）
滋賀	九	五八二（一四〇）
岐阜	二七	四、六三二（一、〇七六）

長野	五	四二三（八七）
宮城	一〇	八六〇（―）
福島	五	三九〇（九〇）
岩手	―	―
青森	五	七一二（―）
山形	―	―
秋田	六	九八〇（八〇）
福井	五	一、〇四六（―）
石川	一一	一、八三七（三〇）
富山	八	四四一（―）
鳥取	三	九三（―）
島根	―	―
岡山	四	二〇八（―）
廣島	二六	二三、五五二（二四〇）
山口	一八	四、〇〇八（一一八）
和歌山	二〇	二、一三七（―）
徳島	一七	二、一六〇（一七五）
香川	二	八七（―）
愛媛	八	一、〇二三（一五二）
高知	三四	二、八六五（九六九）
福岡	三〇	一二、五八八（二四七）
大分	六	三〇〇（―）
佐賀	六	四八九（一〇九）
熊本	―	―
宮崎	―	―
鹿兒島	九	一、〇五五（九）
沖繩	七	八一一（―）
計	九六五	三八四、六一三（二一、五二三）

（六）勞働組合と共濟、親睦團體

昭和九年末に於ける勞働組合數は九六五組合、員數は三八七、九六四人であつて、之を同期に於ける勞働者總數五七六萬餘人に對する比率を求めると六・七％である。

更に勞働組合ではないが共濟、親睦、修養を目的として組織された勞働者の團體に付て見ると、昭和九年末に於て團體數四、一七九、其の員數六八五、一六四人であつて勞働組合員數よりも稍々多く其の組織率は一一・八％である。

右の共濟親睦等を主要目的とする團體の中には勞資の協調を目的とするもの、或は所謂會社組合、御用組合等をも含むものであるが、近年勞働組合中に勞資協調をモットーとするものも多くなるやうであるし又共濟修養方面に力を入れるものが益々多くなつて行く傾向があると共に、共濟修養を主とする非鬪爭的な組合の中にも勞働條件の維持や改善を試みやうとする傾向もあるやうであつて兩者の接近も考へられる。又事業主等の一部には勞働組合法を單に鬪爭的な勞働組合にのみ限らず所謂會社組合等をも對照とすべしとし或は國際勞働總會勞働代表選出權を之等の組合にも與ふべしとする說もあり、數に於ても此種組合は益々增加の傾向にあるやうである。

我國の勞働者總數五七六萬餘人を組織の有無により現はすと次表のやうである。

種別	組合員數（組合數）	組織率
労働組合を組織するもの	三八七、九六四（九六五）	六・七%
共済修養等を目的とする労働者團體を組織するもの	六八五、一六四（四、一七九）	一一・八%
組織を有せざる労働者	六九一、一四九（一一）	八一・五%

（七）主要労働組合並労働組合會議

九六五の労働組合中組合員一千人以上を有する労働組合或は聯合組織の労働組合とし更に數個の主なる労働組合會議を掲げ更に其の主なるものゝ綱領を記し其の主張の一端を窺ふことにする。

（イ）主要労働組合

名稱	組合員數	創立年月日	事務所々在地	主幹者氏名
日本海員組合	九九、五〇〇	大正一〇、五、七	神戸市海岸通り三ノ二六	組合長 堀内長榮 副組合長 米窪滿亮 常任顧問 濱田國太郎
日本労働總同盟	四一、一〇〇	同　元、八、一	東京市芝區三田四國町二ノ六	會長 松岡駒吉 事務 西尾末廣
海軍労働組合聯盟	三五、〇〇〇	同　一三、三、二二	吳市本通り十二丁目一五	常務中央委員 林安田助一 同事 加年彦
全國労働組合同盟	二六、〇〇〇	昭昭　五、六、一	東京市神田區東福田町三一	中央委員長 熊本義一 中央委員事 河野密 菊川忠雄
日本港灣従業員組合	一二、五〇〇	昭和　五、八	神戸市海岸通り三ノ二六	會長 高山久藏 副會長 今井武吉 主事 森榮一
社團法人海員協會	一四、〇〇〇	明治四〇、三、六	神戸市下山手通り八ノ八〇ノ二	常任理事 小泉秀吉 常任理事 都竹要次郎
日本交通労働總聯盟	一四、五〇〇	大正一五、六、二七	東京市京橋區築地三ノ八築地ビル	常任委員長 牧野松太郎
日本労働總聯盟	五、五〇〇	大正一一、一一、二八	大阪市北區相生町七三	會長 八木信一郎 副會長 丹羽市太郎 主事 内田文市
日本労働組合總聯合	一五、〇〇〇	大正一五、一、一七	東京市芝區三田四國町一五	會長 高山久藏 副會長 今井武吉 主事 森榮一
日本労働組合全國評議會	五、三〇〇	昭昭　九、一一、一八	東京市芝區濱松町二ノ一一	執行委員長 加藤勘十 書記長 田部井健治
自　弘　組　合	四、五〇〇	大正一五、一〇、九	東京市京橋區新佃島西町二ノ七	組合長 東條喜七郎 組合事務長 西山仁三郎
足尾銅山鑛夫組合總聯合會	四、三〇〇	同　一四、一、二一	栃木縣上都賀郡足尾町五、五八	會長 村上政之助
京モス労働組合聯盟	二、五〇〇	昭和　七、一〇、三〇	東京市向島區吾嬬町西二ノ一〇一	委員長 山田重太郎
日本産業軍	二、四〇〇	同　九、二、二五	東京市芝區田村町二ノ一愛國政治同盟本部内	會長等 事長 今村陶山篤太郎
工　愛　會	二、二〇〇	大正一〇、一〇、一	神奈川縣浦賀町築地新町一一	會長 石井熊藏

日本製陶勞働組合同盟	二、二〇〇	昭和 六、七、一七	名古屋市東區撞木町二ノ八	執行委員長	武馬文左衛門
關東石材從業員組合	二、〇〇〇	同 八、一〇、一七	東京市深川區龜住町六	書記長	横山貫一
東電從業員組合	一、七〇〇	同 二、一一、一一	東京市下谷區入谷町二一	組合長	齋藤鐵五郎
工信會	一、五〇〇	大正一三、二、三三	横濱市中區楢町三ノ六	執行委員長	岩永榮一
中越除雪勞働組合	一、五〇〇	昭和 六、一二、六	新潟縣	會長	横尾吉太郎
大阪市電從業員自助會	一、五〇〇	昭和 九、一〇、	大阪市大正區鶴町三丁目	委員長	西川長一
日本產業勞働協進組合	一、三〇〇	同 八、八、八	八幡市西本町七丁目	理事長	佐保實
全日本映畫演劇從業員組合	一、三〇〇	同 九、一二、二二	東京市神田區神保町一ノ二四	中央執行委員會議長	東滔水
行田足袋職工組合	一、三〇〇	大正一五、四、一九	埼玉縣忍町大字忍二三九ノ一	書記長	大友保
東京瓦斯產業勞働組合	一、二〇〇	昭和 八、二、四	東京市芝區濱松町四ノ七ノ六	顧問	森脇甚一
德島縣製鹽勞働組合聯合會	一、一〇〇	同 二、八、一四	德島縣板野郡撫養町黑崎	組合長	岡野喜久
東京乘合自働車中正會	一、一〇〇	同 四、一〇、一	東京市下谷區北稻町四五西川ビル	執行委員長	小林健一郎
東京市從業員組合	一、一〇〇	大正一五、四、八	東京市神田區美土代町三ノ五	會長	村田政吉
横濱港仲仕共濟會	一、〇〇〇	同 九、四、八	横濱市中區壽町三ノ一二七	中央執行委員長	清塚小三郎
日本勞働組合全國協議會	—	昭和 三、一二、		理事長	橋本富貴良
大日本勞働組合協議會	六〇〇	同 九、一二、二	東京市芝區田村町二ノ一〇大日本國家社會黨內	主事	中谷宗吉
全國勞働組合自由聯合會	五五〇	大正一五、五、二四	東京市芝區仲門前町一ノ一〇		梅本英三
全熊野勞働組合協議會	三〇〇	昭和 五、六、一	和歌山縣東牟婁郡西向村		森岡辰夫
立憲勞働黨	二五〇	同 一〇、九、六	大阪市住吉區住吉町九五二	總理	後藤田正毅

(ロ) 組合會議調

一、日本勞働組合會議

一、事務所々在地　神戸市海岸通り三ノ二六　日本海員組合內

一、創立年月日　昭和七年九月二十五日

一、加盟組合

日本海員組合、日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、海員協會、日本港灣從業員組合、官業勞働總同盟、日本勞働總聯盟、東電從業員組合、日本製鐵從業員組合

十組合

一、役員

議長　濱田國太郎（海員組合）

副議長　松岡駒吉（總同盟）

書記長兼會計　米窪滿亮（海員組合）
執行委員　川村保太郎、八木信一、小泉秀吉、森榮一外一名
評議員　西尾末廣外三〇名

二、日本產業勞働倶樂部

一、事務所々在地　東京市京橋區新佃島西町二ノ七　自彊組合内
一、創立年月日　昭和八年六月四日
一、加盟組合及組合員數
自彊組合、工愛會、工信會、秀英勞働組合健生會、興信勞働組合、シチズン勞働組合、日本靴工組合、日本勇信勞働組合、東京乘合自動車中正會、日本產業勞働協進組合、山中從業員組合自立組合、芝浦港愛組合、自揚組合、日石勞資組合、昭和組合、城東自榮組合　十七組合
一、役員
理事長　石井熊藏（工愛會）
副理事長　東條喜七（自彊組合）
理事　西山仁三郎外十七名

三、關東勞働組合會議

一、事務所々在地　東京市芝區濱松町二丁目一一ノ一
一、創立年月日　昭和八年五月二十日
一、加盟組合及組合員數
東京交通勞働組合、日本勞働組合全國評議會、全國勞働組合自由聯合會、江東一般勞働組合、純勞働者組合、全日本映畫演劇從業員組合　六組合
一、役員
常任委員　加藤勘十（日本勞働組合全國評議會）
北田一郎（東京交通勞働組合）
高橋光吉（自由聯合會）

（八）勞働組合の網領

日本海員組合
網領
一、我等は我國特異の國情と國民性に立脚し勞働組合主義に基き民族性及人間性の全面的把握をなし正義と自由の確保を期す

二、我等は合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて無產階級の解放を期す
三、我等は勞働團體の組織團結の威力を以て海上勞働大衆の生存權の徹底的確立を期す

日本勞働總同盟

綱領（昭和七年度大會に於て改正せるもの）

一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ、識見の開發、技術の進歩、德性の涵養を圖り、以て自己の向上と完成を期す
二、我等は勞働者の自主的組織と訓練により、勞働條件の維持改善並に共同福利の增進を期す
三、我等は國情に立脚し、資本主義の根本的改革を圖り、以て健全なる新社會の建設を期す

主張

一、七時間勞働及一週四十二時間制の實施
（但し坑內勞働六時間及一週三十六時間）
一、勞働組合法並團體協約法の制定
一、同質量勞働に對する差別撤廢
一、臨時雇傭制度禁止法制定
一、生活貨銀法、失業保險法の制定
一、工場法、鑛業法、健康保險法、勞働者災害扶助法の改正
一、國際勞働條約の批准並に勸告案の實施
一、暴壓諸法令の改廢
一、メーデーの全國的休業
一、共濟組合並に協同組合の全國的普及とその統一

全國勞働組合同盟

綱領

一、我等は團結の威力を以て勞働條件の向上を圖り進んで勞働階級の解放を期す
一、我等は强固なる組織と有効なる戰術を以て資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に鬪爭せんことを期す
一、我等は階級的立場に立ち無產階級的政治勢力の擴大を期す

主張

一、資本家的產業合理化絕對反對
二、失業救濟施設の卽時實施

三、賃銀値下げ並に解雇絶對反對
四、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢
五、中間搾取制の撤廢
六、臨時雇傭制の撤廢
七、二重賃銀制の撤廢
八、同一勞働に對する同一賃銀
九、婦人並に幼年勞働者の寄宿舍制度の改廢
一〇、最低賃銀制の設定
一一、八時間勞働制及び一週四十八時間制の實施、但し鑛山勞働は坑口交替六時間制及一週三十六時間制とす
一二、無產階級運動暴壓諸法令の撤廢
イ、治安維持法の撤廢　ロ、治安警察法の改廢　ハ、勞働爭議調停法の改廢　ニ、暴力行爲取締法の撤廢　ホ、行政執行法の改廢　ヘ、警察犯處罰令の改廢　ト、刑法其他勞働運動關係法規の改廢　チ、盜犯防止令の撤廢　リ、違警罪卽決令の撤廢
一三、團結權、罷業權、團體交涉權の獲得

一四、勞働立法の改正並に制定
イ、現行工場法の改正　ロ、現行海員法其他海員關係法規の改正　ハ、現行鑛業法の改正　ニ、交通勞働者特別裁判法の制定　ホ、屋外勞働者災害保償法の制定　ヘ、商業使用人保護法規の制定　ト、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正　チ、現行健康保險法の改正　リ、失業保險法の制定　ヌ、養老保險法の制定　ル、癈疾保險法の制定　ヲ、婦人並に幼年勞働者保護法の制定　ワ、鑛夫勞役扶助規則の改正
一五、勞働者の政黨加入の自由並に選擧權行使の絶對自由の獲得
一六、メーデーに全國的休業
一七、勞働組合戰線の統一
一八、無產階級政治戰線の統一
一九、殖民地勞働者の差別待遇撤廢
二〇、ファッショ反動の粉碎
二一、帝國主義戰爭の危機に對する鬪爭
二二、無產階級の國際的提携

日本勞働組合總聯合
綱領

一、我等は勞働組合主義に基き勞働階級の解放を期す
二、我等は團結の威力を以て公正なる分配の實現を期す
三、我等は相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す

海軍勞働組合聯盟

綱領（昭和九年度大會に於て改正せるもの）

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ勤勞階級としての義務と規律を重じ團結戮力して識見と德操の涵養に努め技能の向上練達を計り以て勞働報國の實を擧げんことを期す
一、本聯盟は海軍工作所の任務を體し從業員たる使命遂行に向つて和衷協同すると共に合理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の增進を期す
一、本聯盟は信愛誠實を旨とし眞に國情に適正なる經倫を以て社會問題の解決に盡瘁し以て邦家の隆昌に貢獻せんことを期す

日本產業勞働俱樂部

綱領

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て產業報國の實を擧げんことを期す
二、我等は日本精神に則り和衷共力以て識見の開發德操涵養に努め世界文化に貢獻せんことを期す

第二　勞働爭議

一　勞働爭議の沿革

我國に於ける勞働爭議は歐洲大戰以前に於ては其の發生極めて尠く一年僅かに數十件を算するに過ぎなかつたのであるが、歐洲大戰前後に於ける產業界の急速なる發達と此の頃澎湃として流入したる泰西の新思想の影響とによつて大正五、六年の交より勞働者の生活向上を內容とする所謂積極的勞働爭議の激發を見るに至つたものである。

卽ち大正三年は同盟罷怠業等を伴ひたる爭議は僅かに五〇件（參加人員七、九〇四人）に過ぎなかつたものが五年には一八〇件、七年には四一七件と年と共に急激な增加を示した、其の後大正九年の經濟恐慌以來關東大震災、金融恐慌、金輸出解禁、之に加ふるに世界的の財界不況等內外兩面の重壓により我國の事業界は極度に沈衰し解雇者の數は漸次增加すると共に勞働條件の低下を誘致し少からず勞働者の生活を脅威するに至つたので、勢ひ之が防衛的爭議の頻發を見る樣になり其の件數は益々增加するの傾向を示した。

かくて昭和六年九月に至り所謂滿洲事變の勃發あり續いて同年十二月金輸出の再禁止等經濟界を初

め一般社會の情勢は多大の變動を來し、此の頃を樞機として輸出向産業や軍需品工業を中心とした我國事業界の一部は好轉の曙光を認むるに至つた。一面政府の積極政策と相俟つて物價は漸騰の氣勢を示し世界的不況の中に在りて我國獨り相當の活況を呈するかの如く見えた。併しながら之れは固より事業界全般に亘る現象ではなく今猶深刻な不況の裡に呻吟しつゝあるものあるは言を俟たない所である。

此の如き社會事情の變遷は直ちに勞働爭議に反映し時に若干の消長はあつたが年を逐ふて增加の一途を辿り昭和六年に至つて總件數二、四五六件、此の中、同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたもの九九八を數へ遂に件數に於ける最高記錄を示したのである。所が翌昭和七年に入りては獨り件數のみならず參加人員に於て特に著しい減少を見た、此の原因は固より一、二に止まらないであらうが、要するに滿洲事變を轉機として我國の社會世相は少なからず變化したが、就中國家主義乃至國家社會主義の興隆は勞働者の思想及勞働組合の指導方針を轉換せしめ國家産業を尊重するの傾向を濃厚ならしめたと共に、夥大なる所謂産業豫備軍の待機と經濟界一部の好轉とは相俟つて爭議の減少を齎らしたものゝ樣である。

此の後を承けて昭和八年は總件數一、八九七件、同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふたもの六一〇件であつて依然として減少の一途を辿つたが只一件平均の參加人員が僅少なりとは謂へ若干の增加を來した。

斯くて昭和九年度は總件數一、九一五件同盟罷業等の鬪爭手段を伴ふたもの六二六件を數へ前年に比し多少の增加を示して居る、此の原因を要約するに昨年九月二十一日の關西風水害の影響に依り瓦製造業に一部の殷賑を來すや之等の職工にして賃銀値上げを要求して爭議を惹起したものが多數あつたが爲めと考察される、何れにしても昭和六年頃に比較すれば未だ甚だ遠きものあるは別表によりて明らかである。

飜つて爭議の原因及要求事項を通じて爭議の變遷を觀察するに昭和元年迄は所謂積極的要求が甚だ多く消極的な防衞的爭議を常に凌駕して居たのであるが、昭和二年より形勢は俄かに逆轉し五、六年に至つては殆んど其の極に達したと言へる。然るに七年は稍々此の勢を緩和した樣に見えたが八年に及んで再び地位を顚倒し積極的な要求に基く爭議が大勢を支配するに至り、經濟界の情勢を一面より窺ふに足る好箇の資料を提供して居る。此等の點に付ては次項に統計を揭げて稍詳記することにする。最後に特筆すべきは爭議に隨伴する犯罪が非常に減少したことである。惟ふに從來勞働爭議に際し犯罪行爲の發生したもの或は其の程度の深刻なるものゝ多くは矯激な主義思想を抱懷する所謂左翼勞働組合の指導應援に依るものであつたが、近來此の一派は殆んど壞滅の狀態にありと傳へらるゝ程で爭議に關與するの餘力がなくなつたことは爭議の合法化に影響する所が少くないであらう、而已ならず右翼勞働組合の中には近時爭議の最少化を唱導し或は團體協約の運用等による勞資の協力を唱道

し産業の平和を招來せんとするものもある。此れ等は相俟つて爭議の減少乃至之れが合法化に寄與する所少くはない。誠に喜ぶべき傾向と言はねばならぬ。

左に勞働爭議增加の狀況を明にする爲明治三十年以降に於ける同盟罷怠業工場閉鎖累年比較表（大正十五年以前のものは工場閉鎖を含まず）及大正八年以降勞働爭議比較表（罷怠業工場閉鎖に至らざるものを含む）を揭げる。

同盟罷怠業工場閉鎖累年比較表

年次	件數	參加人員
明治三十年（下半期）	三二	三、五一七
明治三十一年	四三	六、二九三
明治三十二年	一五	四、二八四
明治三十三年	一一	二、三一六
明治三十四年	一八	一、九四八
明治三十五年	八	一、八四八
明治三十六年	九	一、三五九
明治三十七年	六	八七九
明治三十八年	一九	五、〇一三
明治三十九年	一三	二、八三七
明治四十年	五七	九、八五五
明治四十一年	一三	八二三
明治四十二年	一一	三一〇
明治四十三年	一〇	六、九三四
明治四十四年	二二	二、一〇〇
明治四十五年（大正元年）	四九	五、七三六
大正二年	四七	五、二四二
大正三年	五〇	七、九〇四
大正四年	六四	七、八五二
大正五年	一〇八	八、四一〇
大正六年	四五七	六六、四五七
大正七年	四一七	五七、三〇九
大正八年	四九七	六三、一三七
大正九年	二八二	三六、三七一
大正十年	二四六	五八、二二五
大正十一年	二五〇	四一、五〇三
大正十二年	二七〇	三六、二五九
大正十三年	三三三	五四、五二六
大正十四年	二九三	四〇、七四二
大正十五年（昭和元年）	三九八	六六、四五七
昭和二年	四一七	五七、三〇九
昭和三年	四九七	六三、一三七
昭和四年	二八二	三六、三七一
昭和五年	二四六	五八、二二五
昭和六年	二五〇	四一、五〇三
昭和七年	二七〇	三六、二五九
昭和八年	三三三	五四、五二六
昭和九年	二九三	四〇、七四二

大正八年以降勞働爭議比較表（罷怠業工場閉鎖ニ至ラサルモノヲ含ム）

年次	件數	參加人員
大正八年	二、三八八	三三五、二二五
大正九年	一、〇六九	一二七、四九一
大正十年	八九六	一七〇、八八九
大正十一年	五八四	八五、九〇九
大正十二年	六四七	六八、八一四
大正十三年	九三三	九四、〇四七
大正十四年	八一六	八九、三九一
大正十五年（昭和元年）	一、二六〇	一二七、二六七
昭和二年	一、二〇二	一〇三、三五〇
昭和三年	一、〇二一	一〇一、八九三
昭和四年	一、四二〇	一七二、一四四
昭和五年	二、二九〇	一九一、八三八
昭和六年	二、四五六	一五四、五二八
昭和七年	二、二一七	一二三、三一三
昭和八年	一、八九七	一一六、七三三
昭和九年	一、九一五	一二〇、三〇七

二　勞働爭議の現狀

1　勞働爭議の一般的傾向

勞働爭議の增減に就ては大體前項に記述した通りであるが獨り件數のみならず平均參加人員に於ても近來異常に減少しつゝある事實を看過することが出來ない。此の現象は爭議の最盛期を爲した昭和五、六年頃から急激に表れたものであるが、昭和八、九年は既往二ヶ年に比し若干の增加を來して居る。併し未だ大勢を動かす程度のものではない。此の原因に就ては爭議自體の場合と略同樣の理由を以てしては或る程度迄は首肯し得るも凡てを說明し得たとは考へられない、玆に於て我國の勞働組合の現勢及資本主義經濟機構を思惟の中に置く必要がある。由來我國勞働組合の組織は多くは中小企業に集中し大企業に於ける組織は比較的に少いと云はれ又組合自體の發達が未だ充分でない、從つて組合關與の爭議の多くは中小企業に勃發し勢ひ小規模ならざるを得ないのである。剩へ資本主義的經濟組織の今日に於ては一度不況の襲來するや中小企業先づ其の打擊を蒙ること多く玆に爭議の遠因を釀成するの止むなきに至るのである、されば何れよりするも我國の今日の現狀を以てすれば群小爭議の多きは寧ろ當然とも言ふべきであらう。更に注目すべきは大企業家近來の態度であつて曾ての大企業家は、動もすれば自工場には組合潛入の餘地なし、又爭議發生の虞なし、と云ふが如き自負に似たる

觀念相當强く此の種の問題に關し考慮を拂ふこと少なかつたが爲めに時に不測の大爭議を惹起したる事例は尠くなかつた。然るに最近に於ては大事業主は組織的に所謂勞務政策を遂行し工場內の平和保持の爲めに注意を拂ふこと往日の比ではない、玆に大工場に於ける爭議の減少を來し勢ひ一般的な參加人員の激減を招來したのである。此の事實は最近種々なる形に於て現れつゝあるが或は從業員側の組合主義と事業主側の所謂勞務政策との衝突を來し却つて事端を繁からしめつゝある事例すらあり、產業平和の上に考ふべき一宿題たるを失はない。

次に勞働爭議の繼續期間であるが勞働條件が殆んど極端に迄低下し失業者の續出したる財界不振の頃は積極的消極的何れの要求にもせよ兩者の態度は多くは强硬である。從つて其の對立抗爭は自ら遷延するの傾向を有して居るが別表記載の如く昭和八年九年は趣を異にして時局の影響によりてか長期間の爭議が比較的に少く、勢ひ損失作業延日數の上にも之れが反映を來して參加人員の減少と相俟つて往年に比し著しく減少して居る。

大正十五年以降同盟罷怠業工場閉鎖參加人員數別件數表

年次 ＼ 參加人員數別	十六人未滿	五十人未滿	百人未滿	三百人未滿	五百人未滿	千人未滿	三千人未滿	五千人未滿	一萬人未滿	一萬人以上	計
大正十五年（昭和元年）	一三三	一六二	九四	七八	一二	七	七	二	二	一	四九五

大正十五年以降同盟罷怠業工場閉鎖繼續日數別件數表

年次＼參加人員數別	十六人未滿	五十人未滿	百人未滿	三百人未滿	五百人未滿	千人未滿	三千人未滿	五千人未滿	一萬人未滿	一萬人以上	計
昭和二年	七三	一五六	六七	五七	一〇	一〇	一〇				三八三
昭和三年	八三	一七四	六八	四八	一〇	一〇	一〇				三九七
昭和四年	一二六	二四五	九五	七六	一二	一七	一三	一			五七六
昭和五年	二八〇	三四六	一三九	一〇〇	一七	二七	一五	一			九〇七
昭和六年	三二八	三八三	一四〇	九九	一〇	三〇	一〇				九九八
昭和七年	三三三	三一二	一二六	八八	一〇	一三	七	六	一		八九三
昭和八年	一八〇	二二六	九四	八六	一〇	一〇	六	四	一		六一〇
昭和九年	二〇七	二二一	一一二	六五	一〇	一三	八	六	一		六二六

大正十五年以降損失作業延日數比較表

年次＼繼續日數別	四日未滿	十一日未滿	三十一日未滿	三十一日以上	自然消滅	未解決	計
大正十五年(昭和元年)	一四九	一八四	一〇〇	六〇	二	一	四九五
昭和二年	一四四	一一八	六八	四六	三	四	三八三
昭和三年	一五九	一三五	七一	一四	二	五	三九七
昭和四年	一六六	一九七	一四六	五六	五	六	五七六
昭和五年	一八六	三一七	二六九	一一〇	一一	一四	九〇七
昭和六年	二七一	三〇五	二四四	一四八	七	二三	九九八
昭和七年	二八七	二六八	一九七	一一八	一一	一二	八九三

昭和九年勞働爭議府縣別表

種別＼廳府縣	總數		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		紛議	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
北海道	八〇	二、五八〇	三	一、〇三〇	—	—	—	—	三	一、〇三〇	五八	一、五二八

廳府縣	總數 件數	總數 參加人員	同盟罷業 件數	同盟罷業 參加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 參加人員	工場閉鎖 件數	工場閉鎖 參加人員	計 件數	計 參加人員	紛議 件數	紛議 參加人員
東京	二七二	一一、三五五	七八	三、二二三	六	二〇一	四	一〇四	八八	三、五二八	一八四	七、八二七
京都	一八二	二、七八五	四五	九五七	一	五〇	—	—	四六	一、〇〇七	一三六	一、七七八
大阪	二五四	九、二七一	七一	四、三七〇	八	一、〇五九	六	一一七	八五	五、五四六	一六九	三、七二五
神奈川	一二〇	一一、一九三	一〇	七四二	三	二二一	—	—	一三	九六三	一〇七	一〇、二三〇
兵庫	二〇二	二三、一四四	二九	二、〇三九	一〇	一、二八四	二	七一	四一	三、三九四	一六一	一九、七五〇
長崎	三二	一、四五三	七	二四八	二	二四	—	—	九	二七二	二三	一、一八一
新潟	三	四四九	二	九	—	—	—	—	二	九	一	四四〇
埼玉	四〇	二、四七三	一一	五四八	—	—	—	—	一一	五四八	二九	一、九二五
群馬	一三	一、四三四	二	六九	—	—	—	—	二	六九	一一	一、三六五
千葉	四〇	二、九六一	二五	一、六六五	—	—	—	—	二五	一、六六五	一五	一、二九六
茨城	一四	六六九	—	—	—	—	—	—	—	—	一四	六六九
栃木	一八	一、二一五	五	七七七	—	—	一	一一	六	七八八	一二	四二七
奈良	一七	九四七	一〇	四七八	—	—	—	—	一〇	四七八	七	四六九
三重	二二	一、〇六三	一二	六〇四	—	—	—	—	一二	六〇四	一〇	四五九
愛知	一一六	二、九七六	四四	九七七	一	四三	—	—	四五	一、〇二〇	七一	一、九五六
靜岡	一五	九五二	三	五五六	—	—	—	—	三	五五六	一二	三九六
山梨	一三	六七二	四	一二四	—	—	—	—	四	一二四	九	五四八
滋賀	三	一三六	一	一三	—	—	—	—	一	一三	二	一二三
岐阜	二七	二、九八〇	一五	二、一一六	二	二九四	—	—	一七	二、四一〇	一〇	五七〇
長野	一六	八四三	一二	五二四	—	—	—	—	一二	五二四	四	三一九
宮城	三	五七	—	—	一	三	—	—	一	三	二	五四
福島	一八	一、八九五	六	一、一二九	—	—	—	—	六	一、一二九	一二	七六六
岩手	四	一四五	—	—	—	—	—	—	—	—	四	一四五
青森	八	二一九	—	—	—	—	一	七八	一	七八	七	一四一
山形	七	三一三	七	三一三	—	—	—	—	七	三一三	—	—
秋田	三	五九	三	五九	—	—	—	—	三	五九	—	—
福井	九	五〇八	七	四二四	—	—	—	—	七	四二四	二	八四
石川	三	一九九	一	一七〇	二	二九	—	—	三	一九九	—	—
富山	一三	三九四	一	三	—	—	—	—	一	三	一二	三九一
鳥取	二	二〇	二	二〇	—	—	—	—	二	二〇	—	—
島根	三	一三六	一	三八	—	—	—	—	一	三八	二	九八
岡山	二七	七四一	一六	四八七	一	四三	—	—	一七	五三〇	一〇	二一一
廣島	七五	三、八一九	一六	七〇五	二	四七	—	—	一八	七五二	五七	三、〇六七
山口	四六	四、一〇三	一七	二、一一四	一	二九	一	一〇	一九	二、一五三	二七	一、九五〇
和歌山	三〇	五、七一五	九	九〇三	二	三、三六二	—	—	一一	四、二六五	一九	一、四五〇
德島	七	九九九	六	三二一	—	—	—	—	六	三二一	一	六七八
香川	二	二六四	二	二六四	—	—	—	—	二	二六四	—	—
愛媛	一五	二、八〇五	八	一、一〇二	—	—	—	—	八	一、一〇二	七	一、七〇三
高知	三六	二、五三九	七	四三八	—	—	—	—	七	四三八	二九	二、一〇一
福岡	四七	二、〇六八	二一	一、〇一九	三	一九七	一	三	二五	一、二一九	二二	八四九

種別 / 廳府縣	總數		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計		紛議	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
大分	五	二四	三	一三	一	一	一	一	三	一三	三	一二
佐賀	三	一、四一五	三	四九〇	一	六八	一	一	五	五六八	七	分七三
熊本	九	二五三	一	一八	一	一	一	一	二	一八	八	二四
宮崎	三	四四七	二	四一〇	一	一	一	一	四	四一〇	一	二七
鹿兒島	六	二六四	四	一八二	一	一	一	一	四	一八二	二	八三
沖繩	四	三八八	三	三五九	一	一	一	一	三	三五九	一	二九
計	一、九二五	二〇、三〇七	五六二	四二、一四九	四八	六、九七五	一六	四三	六六	四九、三五六	一、二八九	七一、七二一

備考　本表は前年中より繼續二二件（參加人員三九〇人）中同盟罷業三件（參加人員五八人）を含む。

2　爭議の要求事項

社會情勢の變化が勞働爭議の要求の上に銳敏に反映することは既に述べたが試みに最近十年間の爭議（同盟罷怠業、工場閉鎖のみ）に付きその要求事項を假りに積極、消極の兩者に分ちその割合を示して見る。

	貸銀增額其の他積極的要求の總要求數に對する割合	貸銀增額反對等の消極的要求の總要求數に對する割合
大正十四年	四〇%	一七%
昭和元年	四八%	一六%
昭和二年	二八%	三六%
昭和三年	三一%	三三%
昭和四年	一八%	四八%
昭和五年	一一%	七六%
昭和六年	二〇%	六六%
昭和七年	二六%	六三%
昭和八年	五〇%	三九%
昭和九年	五四%	三一%

備考　同一要求にして當時の經濟事情に依り性質を異にするものに就ては便宜除外した

以上の數字に依つて大體の傾向を知ることが出來るが尙昭和八年及九年の統計に基いて更に若干の考察を加へたいと思ふ。昭和八年度は爭議の性質の上に一轉機を畫したもので消極的、防衞的な爭議が大勢を支配して居つた過去數年間の情勢を完全に打破して地位を逆轉せしめて居る。更に昭和九年は一層之を强化し總數の五四%は積極的要求に基く爭議であつて實に大正十四年以來の最高記錄である。（大正十二年は五七%であつた）殊に貸銀增額の要求が著しく增加し前記の五四%中四七%を占め昭和四年の一五%、五年の八%等に比すれば格段の相違である、之に反して從來消極的要求の尤たるものとして長く其の首位を占めて居た貸銀減額反對は昭和八年は八・五%昭和九年は僅かに五%に過ぎずして既往數年に比し甚だしき減少である。玆に注目すべきは勞働條件の一として常に重要視されつゝある勞働時間の短縮、公休日の設定等に關する要求が毎年非常に少く獨り貸銀に關するもののみが總要求數の過半數を占めつゝある事である。

大正十五年以降同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數表

要求事項別＼年次	大正十五年（昭和元年）	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
勞働組合の自由又は確認	六	一二	九	六	一〇	一二	二	二	一
賃銀增額	二二六	九四	一〇九	九一	八〇	一六七	一九六	二五六	二九五
賃銀減額反對	四七	六〇	五八	一二九	二九一	二一七	一四〇	五二	三二
賃銀算定支給方法の變更又は反對	五八	三六	一九	四五	三九	五五	五一	三二	四六
勞働時間短縮	五	八	九	一〇	八	一八	一二	一四	一二
公休日の設定	—	一	一	一	一	—	一	三	—
作業規則の變更又は反對	二四	二	四	二〇	一一	一〇	六	一〇	一二
勞働委員會の設置又は組織權限の變更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工場設備其の他福利增進施設	八	七	六	三	四	六	六	五	五
解雇退職手當の確立又は增額	三二	二八	四〇	六四	一二七	八一	五三	三〇	二七
解雇者の復職	四	五三	三〇	八二	一二八	一八四	一九一	八二	七八
爭議に關し犧牲者を出さざること	—	—	四	二	—	—	—	—	—
監督者排斥	三〇	三七	二五	二六	一二	二五	一七	二七	二五
其の他	五五	四五	八三	九七	一九六	二二三	二一八	九七	九三
計	四九五	三八三	三九七	五七六	九〇七	九九八	八九三	六一〇	六二六

3 爭議と業種

勞働爭議を其の發生した事業の種類別に見ることに依つて其の事業の持つ經濟的、社會的地位を窺ふことが出來る、從來の例を見れば爭議の多い事業は殆んど一定して居る樣である、固より多少の變動は免れないが大體、窯業、ゴム等の化學工業、製版、印刷等の雜工業、機械器具製造工業、染織工業等が毎年多きに屬し從つて之等の爭議に關係した勞働者數も勢ひ多數に上る譯である。

昭和九年にありては化學工業最も多く一五五件に達し、その中窯業職工は一〇〇件を占めてゐる。各年とも此の種の業務に從ふ者の爭議は常に多きを示して居るが本年度は特に九月二十一日の關西大風水害の影響により瓦職工の爭議が甚だ多かつたのである。次は機械、器具製造工業の八三件、染織工業の八〇件の順序である。運輸業は件數に於ては前記諸事業より低位にあるのが常であるが、東京市電の如き約一萬人の從業員を有する大企業が屢々紛議を起し同盟罷業等の擧に出る關係上其の都度參加人員が多數に上ることがある。昭和九年の如きも件數は四四件に止まつたが員數に於ては各種業態の最高位にあつて約一萬三千人の多きに登つた、而も運輸業の多くは所謂公益事業或は公益的性質を有する事業であつて、社會的關心を惹くことが比較的に多大である。次に土木建築業の爭議が近來相當增加しつゝあるが之は一般工場に於て今猶相當の解雇者を出しつゝある實情より所謂自由勞働者の群に投ずる者多く、從つて勞働過剩、賃銀低下を來し紛議の原因を釀成しつゝある關係からである。近時トーキー或はサウンド版の普及により映畫界より追はれんとする樂士、說明者等の爭議が各年とも相當の數に達し避けんとして避け得られない寧ろ宿命的な紛爭を捲き起して居る、固より數に

於ては局限された一問題には過ぎないが相當社會的關心を拂ふべき性質のものたるを失はないであらう。

大正十五年以降同盟罷怠業工場閉鎖業種別件數表

業態別 ＼ 年次	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
機械器具製造工業 機械製造職工	二四	七	二〇	二〇	五八	六四	三六	一五	二二
機械器具製造工業 船舶車輛製造職工	八	三	七	九	一五	一七	一〇	一六	九
機械器具製造工業 其の他の職工	五二	四九	四四	一一二	一七三	一三九	八四	六二	五二
化學工業 窯業職工	五五	三二	三四	五七	八六	一〇〇	八四	五一	一〇〇
化學工業 製紙職工	三	七	四	八	一二	六	一一	一〇	九
化學工業 護謨製造職工	七	七	四	一七	二九	四三	三〇	二七	一四
化學工業 製油製蠟製藥職工	五	三	二	六	八	一二	六	九	一五
化學工業 其の他の職工	一三	一三	一二	一二	二四	一七	二〇	六	一七
染織工業 紡績職工	一九	一一	七	二五	二四	一五	二二	一六	一〇
染織工業 製絲職工	一五	二九	二五	二一	二五	二七	二二	一一	一〇
染織工業 織物職工	一六	一二	一三	一四	三〇	二五	二二	九	一五
染織工業 染色加工職工	八六	三七	三六	二一	七一	五三	四六	二八	二九
染織工業 其の他の職工	七	七	二	六	一四	二二	二七	二三	一六
飲食物製造工業 釀造職工	二	四	一	一	三	二	二	—	一
飲食物製造工業 煙草製造職工	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食物製造工業 其の他の職工	七	二	八	九	九	一二	一五	一五	二六
雜工業 製版印刷製本職工	一四	一四	一四	二五	三七	四九	五四	二三	一八
雜工業 木竹製品職工	四二	一九	一〇	二一	二五	五七	三七	四一	二五
雜工業 其の他の職工	四四	三七	五四	六八	八四	六三	三二	三五	一六
鑛業 金屬鑛夫	三	一	—	一	一	二	三	四	五
鑛業 石炭鑛夫（亞炭を含む）	一〇	一三	五	四	九	一七	一五	六	一二
鑛業 其の他の鑛夫	四	—	一	二	二	四	一	六	一五
瓦斯電氣事業從業者	—	一	三	三	一	三	二	一	—
運輸業 鐵道軌道從業者	一四	六	六	四	九	四	九	五	四
運輸業 船員船夫	八	四	一七	四	二	二五	二二	一四	八
運輸業 仲仕人夫	七	一一	一四	二六	三四	一九	二二	一四	九
運輸業 其の他の從業者	一〇	二六	一三	一九	二一	二五	三八	一八	二三
通信從業者	一	一	五	五	五	—	三	四	二
土木建築業 大工左官其の他の職人	二	—	一	三	九	一〇	一一	八	七
土木建築業 土方鳶職	九	一六	五	一九	二〇	三六	四三	六五	五一
其の他の業務に從ふ者	五	一一	二九	三四	六七	一三〇	一六四	六八	八六
計	四九五	三八三	三九七	五七六	九〇七	九九八	八九三	六一〇	六二六

4 爭議の結果

勞働爭議に於ける要求事項又は原因となりし事項が如何に落着したかは最も重要なる問題であるが數個の要求事項中何れが主たるものであるかを明確に把握することが相當困難である。而も爭議の進

行中に於て其の重點が轉換することもありて總ての爭議に付其の主たる目的とする所が貫徹し勞働者側の勝利に歸したか、又は敗北に終つたかを判斷することは容易でない。併しながら大體爭議の原因動機等より見て勞働者側の主たる要求と認むべきものを認識し其の結果如何を觀察することが出來る。

大正十五年來の統計に依れば不貫徹に終つたものが最も多く、妥協、之に亞ぎ貫徹は最も少い只昭和八年と九年のみは此の例外をなし妥協が第一位を占めて居る。

大正十五年以降同盟罷怠業工場閉鎖結果別件數表

年次＼結果別	貫徹	妥協	不貫徹	自然消滅	未解決	合計
大正十五年(昭和元年)	一三九	一六一	一九三	二	一	四九五
昭和二年	一〇九	一一九	一四八	三	四	三八三
昭和三年	九五	一三二	一六一	二	五	三九七
昭和四年	一六七	一八七	二一一	五	六	五七六
昭和五年	二六二	二九七	三二三	一一	一四	九〇七
昭和六年	二二四	三五一	三九三	七	二三	九九八
昭和七年	二一〇	三一九	三四一	一一	一二	八九三
昭和八年	一二四	二六七	二一三	三	三	六一〇
昭和九年	一六三	二七三	一八八	一一		六二六

三　勞働爭議の調停

勞働爭議調停法に依る調停委員會の詳細に就ては次項に讓り本項に於ては所謂事實調停を主として記述することにする。法實施に伴ひ廳府縣に配置せられた調停官吏や其の他の者が法に依らざる所謂事實調停に依つて爭議を圓滿迅速に解決したる件數は甚だ多い、今左表に就て見るも其の概要を窺ふに充分であつて大正十四年以前は凡て爭議件數の二割に達しないが、法律實施の大正十五年を嚆矢として昭和二年以降は何れも三〇%に近く昭和八年は三二%、昭和九年は三一%に達して居る。就中調停官吏及其の他の官吏に依るものが各年とも絕對的に多數であつて常に調停總件數の六割前後を保持して居る。

勞働爭議調停制度に對する勞資の態度特に勞働組合の見解を見るに本法制定當時に於ては之に反對したる勞働組合に於ても近來は寧ろ之を利用せんとする傾向あり、其の結果は調停官吏等に依る調停件數の增加となつて現れたものと見ることが出來る。

1　調停件數

法實施前後に於ける調停件數の多寡が左表によりて誠に明瞭である。

大正十一年以降勞働爭議調停件數比較表

年次	労働爭議發生件數	調停件數	調停件數の爭議件數に對する割合
大正十一年	五八四	七七	一三%
大正十二年	六四七	一一七	一八%
大正十三年	九三三	一五七	一七%
大正十四年	八一六	一二〇	一五%
大正十五年（昭和元年）	一、二六〇	二六一	二一%
昭和二年	一、二〇二	三五一	二九%
昭和三年	一、〇二一	二五〇	二四%
昭和四年	一、四一九	三八六	二七%
昭和五年	二、二八三	六五九	二八%
昭和六年	二、四五六	六八五	二八%
昭和七年	二、二一七	六二七	二八%
昭和八年	一、八九七	六〇二	三二%
昭和九年	一、九一五	六〇一	三一%

2 調停者の種別

調停者の種別に付ては左表の如く法に定むる調停委員會であつた場合は僅かに六件に過ぎない。其の他の調停者中最も多數を占むるものは調停官吏又は警察部長其の他の警察官吏である。尙「其の他」の者の內には市町村長其の他の公務員、所謂地方有志等を含むで居る。

種別 / 年次	調停委員會	調停官吏	調停官吏以外の官吏	其の他	計
大正十五年（昭和元年）	一	八〇	三三	六〇	一七三
昭和二年	一	一四二	四五	一六四	三五一
昭和三年	一	八七	五四	一〇九	二五〇
昭和四年	一	一二七	一〇二	一五七	三八六
昭和五年	一	二四二	一六四	二五二	六五九
昭和六年	二	二六二	一七六	二四六	六八五
昭和七年	一	一八〇	二一三	二三三	六二七
昭和八年	二	一五二	二一八	二三〇	六〇二
昭和九年	一	一五〇	二五〇	二〇〇	六〇一

3 調停の開始（調停申立の有無）

調停委員會の開設に付ては當事者の請求につき規定があるが調停官吏等の所謂事實調停は全く本法に依らないものであるから當事者の請求なくして強制調停を爲すことは出來ない。調停官吏等が爭議に介入する場合には當事者の依賴に依り出動することもあり、或は依賴なしと雖も自發的に介入し當

事者の承諾を得て調停を爲すことがある。而して當事者が第三者の調停を希望し乍ら自を進んで申出を爲すことは相手方に弱味を示すものと考へるものもあつて之を屑としない風がある。従つて當事者双方の申出なくして第三者が自發的に介入する場合の極めて多きは左表の示す通りである。

年次＼種別	申出ありたる場合						申出なかりし場合	計
	使用者側	労働者側	當事者双方	計				
大正十五年(十二月)	二五	五一	七	八二			九〇	一七三
昭和二年	二一	五一	三一	一〇三			二四八	三五一
昭和三年	一九	四二	二二	八三			一六七	二五〇
昭和四年	三二	六七	三一	一三〇			二五六	三八六
昭和五年	四九	一〇一	七三	二二三			四三六	六五九
昭和六年	五五	九四	九一	二四〇			四四五	六八五
昭和七年	五〇	五四	八一	一八五			四四二	六二七
昭和八年	三三	七二	五五	一六〇			四四二	六〇二
昭和九年	三四	六五	五〇	一四九			四五二	六〇一

4 調停の成否

第三者たる調停者が爭議に介在する場合には相當の準備と決心とを以て之に當り、介入したる以上は之が圓滿迅速なる解決を計る爲凡ゆる努力を惜まないのが常である。従つて調停者が介入して調停の成立しないことは極めて稀であつて勞働爭議調停法施行以來各一ケ年に多くとも十件を出ない狀態である。

年次＼種別	調停成立の場合				調停不成立の場合				計			
大正十五年(十二月)	一七〇				三				一七三			
昭和二年	三四一				一〇				三五一			
昭和三年	二四四				六				二五〇			
昭和四年	三七七				九				三八六			
昭和五年	六五三				六				六五九			
昭和六年	六七八				七				六八五			
昭和七年	六二〇				七				六二七			
昭和八年	五九四				八				六〇二			
昭和九年	五九七				四				六〇一			

5 調停者の關與したる勞働爭議の態様

一般に勞働爭議の件數は同盟罷怠業、工場閉鎖の如き鬪爭手段を伴はないものが之を伴へるものを

遙に凌駕するのが常である。然るに調停者の介入したる勞働爭議に付て見るときは同盟罷怠業、工場閉鎖を伴ふものが多い、蓋し鬪爭手段を伴はない爭議は當事者の直接交渉に依り解決することが多いが、鬪爭手段を伴ふ爭議に於ては當事者の抗爭氣分濃厚であつて當事者間の直接交渉のみに依り解決を見ること困難なる場合が多いのみならず斯の如き爭議は一般社會の耳目を惹き易く第三者の介入を見ること多きに依るものゝ樣である。

年次＼種別	鬪爭手段を伴ひたるもの	鬪爭手段を伴はざるもの	計
大正十五年（十二月）	一二一	五二	一七三
昭和二年	二二四	一二七	三五一
昭和三年	一五九	九一	二五〇
昭和四年	二三二	一五四	三八六
昭和五年	三八五	二七四	六五九
昭和六年	四二三	二六二	六八五
昭和七年	三五九	二六八	六二七
昭和八年	三二一	二八一	六〇二
昭和九年	二八〇	三二一	六〇一

調停に關する統計中昭和九年の分は特に註釋を必要とする、卽ち從來は常に一爭議に就き一調停を執り假令中途に於て調停者の變更があつた場合と雖も全體を通じて一調停と認めて來た從て此の如き場合は前調停は時に全然無視される結果となつて居た。然るに昭和九年の東京市電の調停委員會は事實上決裂に終り午後の事實調停に依り解決したのであつて之は或は調停者の變更又は交替と見られる、されば從來の方針に依ればこの調停委員會は全く除外されることゝなるが今回は特に之を算入した爭議は六〇〇件であるが此れ等の爭議に介入した調停件數は六〇一件となる譯である。

四　勞働爭議調停委員會

大正十五年七月一日勞働爭議調停法が實施せられて以來數年間は調停官吏等の所謂事實調停に依つて爭議の解決を見たことは甚だ多いのであるが調停法に定むる所の手續によつて委員會の組織された ことは無かつたのである。

勞働爭議が近代的產業組織に於て避くべからざるものなる以上之を最も迅速に且つ平和的な方法に依つて處理すべき必要のあることは固より論ずる迄もない、而も勞資の衝突が利益分配の範圍に止まる場合に於ては當事者が分配の性質を理解し分配の對象たる事業の成績を諒解することが爭議

解決の捷徑であつて、調停法に基く委員會の開設の如き相互理解の最も善い機會なりと言はねばならぬ。

然るに曩に一言した如く調停法實施以來法律に對する勞資の理解が充分でなかつたが爲めに本法の活用を見る事が絶へて無かつたのである、所が漸次法律の趣旨徹底と共に一般社會も亦此の法律に依據することの價値を認めた樣で昭和五年五月に至り大阪市所在の湯淺伸銅株式會社玉出工場の勞働爭議に際し初めて委員會の開設を見たのである。而も本委員會は多大の社會的關心と興味の裡に開設以來僅かに七日にして圓滿なる解決に至らしめたのであるが、之より東京、大阪に於て今日迄に六回の開設があり、昨九年の東京市電の委員會が事實上不調に終つたのみで他は何れも妥當にして公明なる解決を告げて居る。尙前記の不調に終りたる東京市電（昭和九年のもの）の場合と雖も其の後に於ける警視總監及協調會常務理事の事實調停に當りては委員會の議長案を殆んど其の儘踏襲して解決を見て居る事實を看過することが出來ない。

左に各個の委員會に付て開設年次に從ひ其の概要を記述することにする。

(1) 湯淺伸銅株式會社の爭議調停委員會

會社所在地　大阪市西成區辰巳通三丁目一七

事業の種類　各種パイプ製造業

爭議發生年月日　昭和五年四月一日

爭議解決年月日　昭和五年五月二十日

爭議繼續日數　五十日間（全部罷業）

使用勞働者數　九八名（內女二名）（九六名勞働組合員）

爭議參加者數　九六名（內女二名）

關係勞働組合　日本勞働組合總聯合大阪鐵工組合

調停委員會開設期間　自五月十四日至五月二十日　七日間

一、爭議の發生事情

湯淺伸銅株式會社は各種パイプの製造をなす海軍省の指定工場であるが同工場の從業員は昭和四年の七月頃から漸次日本勞働組合總聯合大阪鐵工組合に加入するに至つた。そこで會社に於ては非公式に該勞働組合を認め爾來每月一回茶話會を開催して待遇問題に關する事項は同席上に於て懇談協定することゝしたが同年十月頃從業員から就業規則の改正を要望し會社は十一月十六日右改正案を茶話會に提出して逐條審議した結果大半議が纏まつたが解雇手當の問題で兩者の意見が一致せず引續き折衝

中であつた。然るに會社は昭和五年三月十一日事業不振を理由として勞働時間一時間延長（從來の八時間四十分を九時間四十分に）一週一日休日增加（從來日曜のみの休日を土曜も休日とす）を發表し之に基く減收は一ケ月を通じて二、三圓程度に止むる旨を聲明して組合幹部並從業員の諒解を求め翌十二日より實行することゝした。當會社は同時に從來配當金として從業員に對して支給して來た日給の四割をも廢止せんとしたが、之は組合側の歎願によりて取止むることゝした。

從業員は右會社の發表に對しては給料が出來高拂制度なる爲全一ケ月の收入を見なければ何程の減收なるか確認し難き爲暫く之に服することゝしたが三月三十一日の勘定日（締切は三月二十日）に於て賃銀の受取を見るに制度改正後僅かに九日（自三月十二日至三月二十日）にして約二圓餘の減收となつて居たので從業員は痛く憤慨し代表者は組合幹部と共に會社に湯淺社長吉井副支配人を訪ひ曩の口約違背の不誠意を難詰した。處が會社の態度は强硬で却て前記配當金の廢止を言渡した爲玆に事態は一層紛糾するに至り代表者等は卽時交涉經過を從業員一同に報告の上左記の如き要求を爲すことに決し會社に該要求書を提出して翌日午前十時迄に回答を求むる事としたが會社が四月一日之を拒絶した爲卽日總罷業に移つた。

要求事項

一、團體交涉權を確認すること

一、八時間勞働制を實施すること

一、配當金を本給に繰入るゝこと

一、就業規則を徹底的に改正すること

一、年二回最低金十錢以上昇給すること

一、健康保險料は工場主に於て全額負擔すること

一、土曜日の休日を撤廢すること

一、公休日は日給全額を支給すること

一、熔解部最高請負工賃を本給に繰入るゝこと

一、本問題に對しては絕對に解雇者を出さゞること

一、本問題に對する一切の費用は會社之を負擔すること

一、爭議中は日收の全額を支給すること

一、運動會費は全額支給すること

一、副支配人吉井義正を解職すること

一、工作部長辻初太郎を解職すること

二、爭議の經過

從業員は四月一日總罷業を決行するや大阪市西成區粉濱西ノ町一ノ二に爭議團本部を設け爭議團の編成爭議費用の徴收等諸般の爭議準備を爲し、尙各友誼團體等より金錢物品の寄贈應援を受くると共に爭議團員三、四名を一班とする日用品行商隊約十班を組織して爭議費用に資し結束を維持して數次會社と交涉すると共に爭議に關する聲明書一千枚を會社附近に配付し或は會社糾彈演說會を開催し又は時々示威運動を擧行する等盛に氣勢を擧げつゝあつた。

一方會社側に於ても爭議發生を豫想して相當準備を整へ急を要する注文に對しては臨時職工二十名を雇入れて一部の作業を繼續し十四日に首謀者二十名の解雇を發表し一般從業員に對しては出勤催告狀を發送する等極めて强硬な態度を持し兩者相對峙して解決の曙光さへ見る事が出來なかつた。

三、調停委員會の顚末

(1) 調停委員會の申請

前述の如く勞資双方の態度が强硬で時日の遷延と共に益々惡化の傾向があつたので大阪府調停課では四月二十三日以來兩者の間に介入して調停斡旋に努めたが解雇者並解雇手當、團體交涉權、爭議費用等の問題で兩者意見の懸隔が甚しく到底妥協の道なきに至つたので五月九日に至り調停課員は社長に對し妥協の至難なるを述べ調停委員會の開設により合法的に問題の解決方を懇願した處社長も之を諒とし、今一應勞資會見の上到底妥協の餘地なき場合に於ては本法により公明正大な裁決を仰ぎ度旨を答へた。依て同調停課員は爭議團並組合側に對して會社の意嚮を傳へた處組合幹部は本法利用には反對なきも唯他の勞働團體の逆宣傳と會社側に切崩の機會を與ふるの虞あることを懸念したが、結局之を諒とし其の旨從業員一同に謀つた處何れも調停委員會開設による爭議の解決を承認した。

斯くて同九日午後十一時より勞資最後の會見に移つたが依然として兩者相讓らず遂に十日午前三時半全く決裂の止むなきに至つた爲調停課員の斡旋により夫々各自の機關に諮つた上正式手續を爲すことゝし委員會結了迄休戰狀態に入る旨紳士的協定を爲し午前四時散會した。

茲に於て卽日會社側は重役會を招集し、從業員側は日本勞働組合總聯合に於て緊急中央委員會を開催して兩者共滿場一致調停委員會開設の申請を爲すことを決定し、同日午後七時大阪府知事に對し勞資双方から我國最初の勞働爭議調停委員會開設の申請をした。

(2) 調停委員會の開設

五月十日勞資双方から調停委員會開設の申請書を受けたる大阪府知事は委員會開設を適當と認め五月十二日當事者双方に對して開設の旨を通知し、併せて當事者委員の選定方を命じ卽日大阪府告示第四百十八號を以て同委員會開設の旨を公布した。右の通知に接した勞働者側では五月十二日事業主側では翌十三日各々左の如き當事者委員を選定して大阪府知事に届出た。

勞働者側

日本勞働組合總聯合關西聯合會執行委員　末中勘三郎

同　今井武吉

同　栗山角次郎

事業主側

湯淺伸銅株式會社取締役社長　湯淺讓

同會社々員（社長の父前經營者）　湯淺元十郎

同會社關支配人　吉井義正

右の届出により大阪府知事は五月十三日右當事者委員六名に對し夫々湯淺伸銅株式會社玉出工場勞働爭議調停委員を囑託すると共に右當事者委員に對し中立委員の選定方を命じた、斯くて勞資双方の當事者委員は會議の上同日左の三名の中立委員を選定して届出た。

中立委員

大阪府警察部長　藏原敏捷

土肥金山株式會社常任監査役　土屋寛

消費組合共益社理事　金子忠吉

右の届出により大阪府知事は同日右三名を各々委員に囑託した。

(3) 調停委員會の經過

前記の如く委員の選定囑託を了つたので大阪府知事は各委員を招集し五月十四日午後二時から大阪府廳に於て調停委員會を開催した。卽ち全委員參集の上府知事挨拶の後中立委員は直ちに別室に於て議長及其の代理者の互選を行つた結果議長は藏原敏捷を議長代理者に土屋寛の選定を見だ。

斯くて議長の挨拶に次で愈々議事に入り勞資双方から爭議の原因並經過を報告し中立委員が之に對して質問を發したが要求書第三項の「配當金」の性質に關して勞資の解釋が一致しない爲、次回は會社の從業員に對し出席說明を求むること及調停に必要な書類の提示を勞資双方に對して求むることゝし、五月十五日は各々右書類作製の爲め休會し十六日より再會することを決定して午後六時散會した。

第二日（五月十六日）は午後一時半開會し當事者の提出した書類の閱覽並之に對する質議應答及「配當金」の性質に關し參考人として會社從業員の說明等があり續いて要求事項に關し議事に入つたが團體交涉權問題が遂に議事の中心となり活潑に勞資の意見が鬪はされた。斯くて當日は午後五時休憩して別室に於て懇談を遂げ妥協點の發見に努めたが未だ一致點を見ず午後九時五十五分

議事を再開したが何等の協定を見るに至らず十時散會した。

第三日目(五月十七日)は各委員午後一時半參集し本委員會の開會前懇談を累ね午後三時二十分から委員會を開き當日は要求事項につき勞資双方から腹藏なく意見を述ぶることゝし討議に入り、先づ事業主側委員より會社が事業を繼續する上に於て勞働者側の要求を其の儘容れ難き旨を縷述し、結局會社の經營上相當の解雇者を出すに於ては土曜日の公休を撤廢し勞働時間は以前の八時間四十分に復舊し得る旨を述べて各委員の諒解を求めた。之に對し勞働者側委員は意見を纏むるの必要ありとし午後五時半散會した。

第四日(五月十八日)は午前十一時二十分開會勞頭勞働者側委員は昨日事業主側委員の示した案に對し承認する能はざる旨を申述べ更に就業規則改正の際に於ける解雇手當の額に付て當事者の意見が容易に一致を見ず午後四時散會した。

(4) 調停委員會に依る爭議の解決

調停委員會は引續き第五日(五月十九日——二十日)午後二時から開會し要求事項に就て更に審議を進めたが團體交涉權の問題については兩者の主張が根本的に相違し到底接近の色なき爲中立委員の斡旋により本問題を留保して議事の進行を圖ることゝし午後三時懇談協議の爲議長から休憩を宣した。此の間中立委員は勞資兩者の間を往復して大いに斡旋に努めたが兩者の主張には猶相當の距離があつて翌午前三時頃に至るも妥協の色が見えなかつた。然し中立委員は尚屈せず兩者の間を奔走說得して調停案の作成に努力し最も問題となれる配當金、解雇者數及解雇手當、爭議費用及爭議中の日給の諸點につき妥當公平なる一致點を見出すべく苦心した。殊に爭議費用及爭議中の日給支給の問題に關しては從來の爭議解決の事例に於ては之を一括して「金一封」なる形式の下に事業主側に於て負擔することが屢々行はれて居たが斯の如きは社會の誤解を招き易きを以て努めて公明正大な調停案を作成すべしとて前者は之が撤回につき從業員側に考慮を求むることゝ後者は會社が爭議の有無に拘はらず其の從業員の生活保持につき責任を有すべしとの觀點から從業員及其の家族の休業中の生活補給として相當の金額を支給することを妥當とし以上の要領に依つて腹案を示して兩者の諒解を求めた處兩者に於てもその妥當なることを認め中立委員に一任することを申出た。依つて中立委員は直ちに別室に於て愼重審議最後の調停案の作成に著手し二十日午前七時半漸く成案を得、直ちに本委員會を再開し議長から調停案を朗讀並說明して委員の贊成を求めた處滿場一致可決し尙二、三文字を變へて左記の如き決定書を公表することゝした。

斯くて五月十四日招集開會以來七日、會議を開くこと五回全委員の誠意と努力に依り我國最初の調停委員會は茲に圓滿なる解決を齎した。茲に於て勞働者側委員は直ちに爭議團に歸り調停案を報告して其の承認を得二十一日解團式を擧げ二十二日から就業することゝなり、又會社側に於て

も二十一日調停官吏立會の下に調停案による金圓の手交を了した。

可決々定書

一、團體交涉權の問題は之を留保すること
一、勞働時間は八時間四十分とすること
一、賃銀は請負工賃による、但し日給に其の三割を加へたる金額に滿たざる時は其の不足額を補給すること
一、就業規則は將來適當なる時期に於て研究の上之を改正すること
一、從業員の昇給は將來可成好意的に之を考慮すること
一、健康保險料の負擔は從前通りとすること
一、土曜日の休日は之を撤廢すること
一、公休日の給與は從前通り之を支給せざること
一、熔解部請負工賃は從前通りとすること
一、解雇者を二十六名とすること、但し解雇手當は勤續六月以上一年未滿の者は豫告手當を加へ日給の三十九日分を支給し一年以上の者は一ヶ月を增す毎に二日分を加ふること
一、爭議費用の問題は之を撤回すること

一、爭議中の生活補給として金若干を支給すること
一、運動會費は從前通りとすること
一、人事問題は之を撤回すること

(2) 日本エナメル株式會社の爭議調停委員會

會社所在地　大阪市東成區新喜田町二二〇
事業の種類　琺瑯鐵器製造
爭議發生年月日　昭和六年一月十六日
爭議解決年月日　昭和六年三月三日
爭議繼續日數　四七日間（全部罷業）
使用勞働者數　五三二名（內女九〇名）（全員勞働組合員）
爭議參加者數　全員
關係勞働組合　全國勞働組合同盟大阪金屬勞働組合
調停委員會開設期間　自昭和六年二月二十四日至三月三日　八日間

一、爭議の發生事情及經過

本社は明治四十五年組織を改めて從來の個人經營より株式會社となつたものであるが爾來業績の見

るべきものがあり大戰後財界の影響に對しても兎も角相當の利潤を納めて來たが昭和四年以來事業が頓に衰へ毎期缺損を計上するが如き狀況に立ち到つた。その結果會社はこの難局を打開すべく從業員に對して昭和五年十一月二十八日工賃三割値下を發表し勞働者は之に反對して同盟罷業を以て對抗したが勞資折衝の結果「從來の請負制度を製品の賣買制度に變更し、工賃値下は一割に止めること」の條件で十二月七日妥協が成立した。因に當時從業員は勞働組合を組織して居なかつた。

右爭議解決後幾何もなく十二月二十九日より昭和六年一月十五日迄恒例による休業となつたが此の間を利用して會社は極力資金調達に努めた。然し金策意の如くならず止むを得ず一月十六日より臨時休業を掲示すると同時に從業員に對し休業手當として健康保險標準日額の半分を支給すべき旨を申渡した。

一方從業員は一月十六日休業明けに出勤の爲工場門前に集まり右掲示を見て非常なる不安に襲はれ工場内に集合協議の結果爭議を賭して會社と交涉することを申合せ、同時に選任せられた從業員代表十名は北畠專務と會見して右休業問題及昨年末爭議解決に際し會社との間に結ばれた新契約の不履行等につき非難したが、その際北畠專務より會社臨時休業の事情を詳述し尙未拂賃銀に付ては會社の在庫品及び未完成品を完成賣却して支給するを以て自重され度希望を述べた。然し何等纏る所なく會見を打切り從業員は一月十七日新喜田町に爭議團本部を設置して遂に紛爭の再燃を見るに至つたのである。

會社は一月十九日金融を得て未拂賃銀の支拂を了したが爭議團はその前日一月十八日代表二名を上京せしめ芝區三田豐岡町白石社長宅を訪問して、爭議の經過及從業員側の窮狀を訴へしめた。之に基き白石社長は下阪の上一月二十二日大阪堂島ホテルに重役會議を召集し協議の結果

(イ) 二月十一日迄引續き休業すること（日曜日は算入せず）

(ロ) 一月二十二日より日給の半額支給のこと（日曜日は算入せず）

(ハ) 一月三十一日迄の休業中の日給は一月三十一日に支給すること

(ニ) 積立金の一部を拂渡すこと

の諸件を決定し一月二十五日從業員一同に發表したが二月十一日の會社發表の甦生具體案は此の措置に對し從業員側は好感を懷きつゝあつたが

一、會社甦生の爲相當人員を整理すること

一、右解雇者に對しては日給十四日分の豫告手當及規定の解雇手當の半額を支給すること

一、解雇者に對しては二月一日より二月十一日迄の日給半額を支給すること

一、殘留者に對しては二月一日より開業日迄の日給半額を支給すること

一、積立金支拂期日は二月二十日迄に決定通知すること

一、開業日は來る四月一日とするも其の間整理出來次第開業すること
であつて從業員の滿足し能はざるものであつたので從業員側は
一、整理人員明答のこと
一、解雇者には解雇手當全額支給のこと
一、二月十一日より開業日迄は日給全額を支給すること
等を要求したが會社側は之を拒絶した爲遂に決裂狀態に入つた。
斯くて從業員は今後の對策を協議した結果全國勞働組合同盟大阪金屬勞働組合に加盟してその應援を求むることに決し、十一日夜右組合に交涉した爲め直ちに幹部の來援を見十二日市內東成區野田町製箱工場を借り受けて新たに爭議團本部とし、同夜今福町鯰江會館に演說會を開催し役員の選定等を行ひ結束に努め氣勢をあげた。
越へて二月十四日左記歎願書を作成して代表者及組合代表は北畠專務と會見し之を提出して回答期日の明示を求めた。

歎願書

一、不當なる解雇には絕對に反對する
二、速かに臨時休業を取消されたし
三、臨時休業手當は健康保險料標準日額全額を支給されたし
四、勤續年限は入社日より起算し歸國休業中を除外せざること
五、積立金は卽時返還されたし
右に對し北畠專務は歎願書は社長其の他重役と協議の上二月十九日回答する旨を申渡した。

二、調停委員會の顚末

(1) 調停委員會申請の經過

右の如く勞資双方の態度が强硬で引續き相當の紛糾は免れざるものゝ如く觀測されたが大阪府廳に於ては二月十三日會社に調停課長を派して種々內情を聽取し、調停委員會開設申請について會社の考慮を求むる所があつたが更に二月十九日委員會開設に付ての意見を交換した結果會社北畠專務は委員會開設を希望する旨を言明した。
此の日は會社側の回答日に當るので組合幹部及從業員代表は回答を得べく會社を訪ねたので調停課長から委員會開催につき會社側の意嚮を傳へ委員會の開設による爭議の解決方を慫慂した處、代表一行は別室に於て協議の上全國勞働大阪聯合會の幹部とも協議を行つた末調停委員會を申請することに決し、同日會社との間に爲される筈であつた交涉も凡て委員會に移して更めて折衝することゝなり二月二十日勞資双方より正式に委員會開設を申請するに至つた。

(2) 調停委員會の開設並之に因る爭議の解決

委員會開設の請求を受けた大阪府知事は直ちに勞資双方に對し調停委員會の開設を通知すると同時に當事者委員の選定を命じた處勞働者側よりは卽日事業主側よりは二十二日左記の者を選定して届出た。

勞働者側

全國勞働組合同盟中央委員　鈴木悅次郎

同　大阪金屬勞働組合幹部　熊本與市

仕上工　小林順吉

事業主側

會社員(日本エナメル株式會社專務)　北畠安五郎

會社員　中村傳人

會社員　原口彦藏

右の届出により大阪府知事は二十二更に右當事者委員に中立委員の選定方を要求したるに對し翌二十三日右當事者委員會議の上左記の者を選定届出た。

中立委員

大阪府警察部長　大竹十郎

辨護士　河上丈太郎

ブラシュ工業組合理事長　沼野泰二

右各委員の選定囑託を終つた上大阪府知事は二月二十四日午後三時前記九名の調停委員を大阪府廳に召集し調停委員會を開會した。卽ち全員參集の上大竹警察部長は知事代理として一場の挨拶を爲し終て別室に於て議長及其の代理者の互選を行つた結果議長に大竹十郎議長代理に沼野泰二當選何れも之を承諾し午後四時より本會議を開會した。議事に先ち議長より書記四名囑託及速記者一名採用の件並調停課長を當該官吏として臨席せしむる件等を諮り萬場一致之を可決し卽時議事に入つた。先づ北畠委員は會社側の立場に於て小林委員は勞働者側の立場に於て何れも爭議の原因及經過等に付縷々說明する處があり次で議長及鈴木、熊本兩委員から會社の經營狀態に付質問あり北畠委員から之に對する答辯があり最後に熊本委員から要求した會社の定款、重役賞與額會社創立以來の年別株主配當金、解雇手當規定、職工積立金規則、同保管規定等を提出せしむるの件を可決して午後六時二十分散會した。

第二日(二月二十五日)は午後二時五十五分から開會し河上中立委員から職工積立金の總額を質問し沼野中立委員の應答があり次で勞働者側鈴木委員は要求事項に付逐條的說明を爲し北畠委員は

し會社の窮狀を述べ更に熊本委員から希望條件として假給を本給に繰入ること及勞働組合公認の件を提案したが會社側の答辯なく散會した。

第三日（二月二十六日）は會社側提出書類作成の爲め休會——第四日（二月二十七日）午後二時四十分から開會劈頭中村委員から要求事項の殆ど全部に亙つて容認し難き旨を繰返し、議長より解雇人員解雇手當積立金其の他につき確答を求めたが會社側は遂に具體案を示さず、次で鈴木委員は昨年四月以來二回に亙る賃銀値下其の他を論じ會社の不誠意を難詰し結局審議が纏まらず散會した。

第五日（二月二十八日）は午後二時十三分から開會したが間もなく懇談に入り中村委員より解雇手當、積立金返還額等に關し最後案の提示があり熊本委員から解雇者に特別手當支給及作業再開時期等を質問したが會社側は確答を避けて散會した。而して第六日目（三月一日）は會社側が解雇手當其の他に付考慮する爲休會した。

第七日（三月二日）午後一時三十分より開會したが是又直ちに懇談に入つて各中立委員は前日非公式に會社關係者と會見し、又朝來得た情報に依て當事者双方の委員と徹宵して懇談した結果當事者委員の互讓に依り漸く妥協點を發見するに至り左記調停の成案を得た。

茲に於て直ちに委員會を開き議長其の調停案を朗讀した處萬場一致を以て之を可決々定し大竹議長北島、熊本委員等何れも解決に對する挨拶あり午後零時四十三分無事調停手續を結了し茲に日本エナメル株式會社の勞働爭議は解決した。

調停決定案

一、解雇者は九十九名とす
二、解雇者に對しては豫告手當及會社内規に依る解雇手當を支給す
三、工場は來る四月十日頃再開する樣努力すること
四、臨時休業中は健康保險標準日額の半額を支給す
五、勤續年限の計算に關しては將來考慮すること
六、解雇者に對しては積立金を全部返還すること
七、爭議中の生活補給として金二千五百圓を支給す
八、前記總給與金中金一萬一千圓は三月六日に殘額は三月三十一日迄に給與す

(3) 東京市電氣局の爭議調停委員會

電氣局所在地　東京市麹町區有樂町二の六
事業種類　電車及自動車に依る乘客運輸並電氣供給の事業
爭議發生年月日　昭和七年十月二十一日

爭議解決年月日　昭和七年十一月十一日

爭議繼續日數　二二日間（但し罷怠業に至らず）

使用勞働者數　一一、一五六名（內女九〇〇名）

爭議參加者數　全員

關係勞働組合　東京交通勞働組合

調停委員會開設期間　自昭和七年十月二十八日至同年十一月十一日　一五日間

一、爭議の發生事情

東京市電氣局は市營電車の收入減と二億を算する事業公債の重壓とに依る經營難の爲め其の財政は根本的樹直しの必要に迫られてゐた。そこで本年四月局內に「軌道事業整理調査會」を設置して市電財政更正策に付攻究することゝなり爾來愼重審議を重ねた結果大體次の樣な軌道事業整理案を得た。

一、本年（明年も略同樣）の總收入を約二、二五〇萬圓と見積る。

二、總收入の四割（九〇〇萬圓）を以て負債償却に充當し、收入の六割（一、三五〇萬圓）を以て經營費を支辨する。

三、右に依ると經營費に於て三四二萬圓、負債償却に於て四〇〇萬圓の不足を生ずる、その不足額中負債償却は延期出來るものは成るべく延期し延期不可能の分は市の一般會計又は電氣供給事業等に於て引受けしめる、經營費の分は成るべく物件費の中から捻出するが大部分は人員の整理、給與の削減の止むなきに至るべきこと。

所が市電從業員を以て組織する東京交通勞働組合は其の所謂更正案の實施に依り大量解雇と給與の減額あるべきを察知し、之が對策を協議し屢々市當局を訪問し市長、電氣局長、勞働課長、市會等に對し嘆願書、抗議書、決議文、意見書等を提出して之が反對運動を續けて來た。

市電當局は九月一日から約一、三〇〇人の人員整理を實施するの方針を以て特別退職手當を支給すべきことを條件として九月三十日を限り希望退職者の募集を開始したが勞働組合側は「强制的に募集せぬ限り之を默認すること」に態度を決定した。ところが其の募集成績は豫期に反して、割合に少なかつたので（職員八三名、傭員四三一名）更に應募期間を十月十五日迄延期し從來五十五歲であつた停年制を五十歲に低下する旨を指示して第二次募集を始めたので、從業員側は退職を强要するものだとして不平を唱へ出した。其の上當局が十月十二日吏員、雇員二〇二名の解雇を發表したので益々彼等の不安を增加した。此の應募成績は退職希望者九五八名であつたが、尙傭員の整理を要するもの四百餘名を殘し停年制に依り二百餘名の强制整理を實行するも二百餘名の不足を算へる實情に置かれた。依つて當局は滿五十歲以下の者の整理を決意し期間を十九日迄延期し滿四十七歲以上の者の退職を勸告し滿五十歲以上の者並成績不良者等に對して强制整理の手續を採ることゝした、之が爲め從業

員側の態度は頓に硬化して來た。

斯くて十月十八日東京交通勞働組合は左の如き內容の要求書を電氣局長に提出して嚴重抗議した。

(一) 現在なしつゝある餠職の强要に依る整理を中止し尙將來絕對に從業員の整理を爲さゞること

(二) 賞與諸手當歩增し並に本給を絕對に引下げざること

之に對し市電氣局は「希望退職勸誘に應せぬ四十七歲以上五十歲未滿の者に對し今直ちに强制整理を爲す考へはない、滿五十歲以上の者の强制整理並に殘餘の整理は適當の方法に依り行ふことあるべき」旨を答へた。組合側は之に滿足せず當局との一戰は免れぬものとして總罷業の準備を進めてゐた。

斯る情勢の下に於て東京交通勞働組合の本年度大會が十月二十日に開催され本部役員改選の結果殆んど全部更新せられた。

二、爭議の經過

其の翌二十一日市電當局は從業員側代表を招致して「更正計畫實施に就て從業員諸君に告ぐ」と題する印刷物を交付し市電財政の現狀よりして人員整理と減給の止むなき旨を述べ「七年度豫算の經費一、六九二萬圓に對し三四二萬圓不足を來すが其の節約に當つては物件費節約を第一としたけれ共從來の緊縮方針が主として物件費に重きを置かれた關係上僅々六〇萬圓より節約の餘地がなく他は人件費の節約に待たねばならない。そこで先づ好況時代の制度のまゝ現存してゐる諸手當の合理的減額に依り約一五〇萬圓を節約することにした。而も尙最後の手段として約一三〇萬圓を緊縮する爲めに已むなく人員整理の方針を採つた。此の整理人員は職員七四名、運輸並に一般傭員八〇〇名の外建設計畫及繼續事業打切に依るもの職員三四三名、一般傭員三五九名、計一、五七六名である。此の人員整理に當つては電氣供給事業や發電所建設事業や建設工事繰越に職員一一〇名及傭員一六〇名を振替へ殘餘に對しては希望退職者を募集し職員に就ては年齡の制限、從業員に對しては停年制の切下げの方法等に依り退職者を勸誘した結果職員、運輸傭員に於ては尙約三〇〇名不足を告げたので之だけは强制整理を斷行しなければならない。次に諸手當の減額に依つて各人の所得が凡そ一割五、六分減ずることになるが基本賃銀には少しも觸れない」との意味のことを說明し之に對する回答を翌日午後一時迄にせられたき旨を附け加へた。

從業員側は組合の相當機關に諮つた上「一應當局に妥協の餘地ありや否やを確め之なきときは從來の態度を聲明し敢然起つこと、若し妥協の餘地あらば各職場大衆に謀り腹案を至急作成して當局と交涉すること」に決定し、二十二日午後二時電氣局長を訪問して更生案に對する回答を二十四日迄延期せられたき旨を申出で承認を得ストライキは組合本部としては決行せぬことを誓つて退出した。其の後從業員の一部の者は某所に職場代表者會議を開き「二十五日始發から部分的ストライキを決行し漸

次全線的ストライキに誘導すべく」密議し指令を發した模様であつたが故障があつて其の目的は達せられなかつた。

斯の如き情勢の下にあつて十月二十四日の回答日は來た、組合の代表者は同日午後二時半電氣局長を訪問して次の樣な讓歩案を提出し之以上の讓歩は不可能な旨を開陳した。

従業員側の讓歩案

一、採用年齢――各部員共通のこと。

二、手　當――左記の手當の削減を認む。

年末年始手當（外十種の手當あり略す）

休暇券二ヶ月一枚に修正

三、其の他――左記の改正は之を認む。

(イ) 運輸備員規程第十一條第五號（九十日を超ゆる徴兵又は召集者を解雇する旨の規定削除）。

(ロ) 戰時事變に對する新規定（應召中の給與に關するもの）。

(ハ) 慰安會に關する規定。

之に對し電氣局長は「此の案では僅に二〇萬圓位の削減にしかならない當局の一五〇萬圓案に比し約一三〇萬圓の差あり到底問題にならないが當局と従業員側と双方から六、七名の委員を出して勞資共同の委員會を設け協議したしと思ふが如何」との提案を爲した。組合側は明日正午回答する旨を答へて退去したが到底妥協の見込なきを以て當局案は拒絶して同盟罷業を敢行して斷然抗爭することゝなつた。斯くて翌二十五日午後一時には警視廳當局の警告をも振り切つて「ストライキ斷行は數時間後に迫つた各支部は何時にても起ち得る準備しろ――次に發する最後の『斷』の指令を待て」との指令を發し同三時には「明二十六日午前五時始發時を期し全線及全職場一齊に起つてゼネストを決行せよ」との祕密指令を發し愈々總罷業を決行することゝなつた。

三、調停委員會の顚末

(1) 職權に依る調停委員會開設

情勢は斯くの如く急迫を告げて來たので警視廳當局は勞働組合幹部と市電當局者とに對し本問題に關する當事者双方の意嚮を聽取した。所が兩者の主張は强硬であり帝都の治安上之を放任すべからざるものありと認め、十月二十五日午後六時勞働爭議調停法第一條第一項の規定に基き調停委員會の開設を命ずることゝなり當事者双方に對し此の旨通知を發し併せて當事者委員を選出届出づべき旨を通知した。之に對して市電當局側は同夜七時に、従業員側は二十六日午後六時に夫々左記の通り届出でた、依つて當局は直ちに中立委員の推薦を要求した。そこで翌二十七日午後二時半當事者委員全員は警視廳内會議室に會合協議の結果午後三時左記の通り選定届出た。

中立委員　財團法人協調會常務理事　吉田茂
　　專修大學常務理事　道家齊一郎
　　全國產業團體聯合會常務理事　膳桂之助

當事者委員

事業主側　東京市電氣局長　立石信郎
　　同局勞働課長　齋藤修一
　　同局庶務課長　林忠美
　　東京交通勞働組合執行委員長　河野平次
　　非乘務部　井澗清行
　　同　組合前執行委員自働車部　山下卯三郎
　　同　組合前執行委員電車部

(2)　調停委員の經過と解決

調停委員會は警視廳内會議室に於て十月二十八日から開始された。

先づ第一日は正副議長の選擧あり議長には吉田茂副議長には道家齊一郎が當選した。其の後數日に亘り市電氣局側委員からの所謂更生案の趣旨及内容に就ての說明之に對する質問及討議が行はれたが本論に入るに及び兩者の態度頗る强硬で議事は容易に進行せず吉田議長始め中立委員の巧妙な統制と斡旋とに依り或は本會議に依り或は懇談會を以て折衝を重ね數回に亘る決裂の危機に瀕しつゝ妥協點發見に努めた。斯くて十一日目の十一月九日に至り人件費削減問題に關する大綱に付大様次の如き妥協點を見出す事が出來た。

電氣局は其の原案たる

一、軌道事業に於ける削減額約一五〇萬圓に對し約五〇萬圓の復活を認め約一〇〇萬圓の減額に止めること。

二、乘合自動車及電氣供給事業に於ては右に準じて復活せしめ適當の釣合を保持せられる程度の減額を爲すこと。

となつた、之に對して從業員側から次記四項目の希望條件が提出された。

一、整理未濟の三百名、解雇を取り止められたし。

二、將來に於ける解雇、減給等の不安を除去されたし。

三、今回の更生案實施期を明年四月一日からとせられだし。

四、今回の俸員規程改正案中には吾々に不利な改正條項が多い故之を容認し難し。

右希望條件に付ての折衝に當り又もや委員會の空氣を緊張せしめたが細目に亘る協議と共に更に三日に亘る審議の結果十一月十一日午後十一時半遂に妥協なり解決點に到達した。依つて直ちに

別記の如き解決覺書三通を作成して各調停委員之に署名捺印を了し議長及兩當事者各一通宛を保持することゝなり最後に吉田議長から本調停委員會の閉會を宣し午後十一時五十八分圓滿に終結を告げたのであるが開會以來日を閲すること十五日本會議を開くこと十四回（十三日）に及んでゐる。

覺　書

東京市對同市電局從業員の勞働爭議は調停委員會に於て全員異議なく左記條項に依り解決せり仍て覺書三通を作成し委員會議長及兩當事者に於て各一通宛保持するものとす

記

一、人件費中賞與手當は左の通り廢止又は減額すること

運輸傭員（軌道）

一、賞　與　二割減額（九四六、五〇〇圓の内一八九、三〇〇圓減）

（以下十九項略）

一般傭員（軌道）

一、賞　與　二割減額（三〇五、〇〇〇圓の内六一、〇〇〇圓減）

（以下十三項略）

運輸傭員（乘合自動車）

一、賞　與　二割減額（一二五、三四〇圓の内二五、〇六〇圓減）

（以下十七項略）

一般傭員（乘合自動車）

一、賞　與　二割減額（三〇、六一〇圓の内四、一二〇圓減）

（以下七項略）

供給事業傭員

一、賞　與　二割減額（八二、八七〇圓の内一六、五七〇圓減）

（以下十三項略）

二、別冊傭員に關する諸規程改正要綱中

(一)「二、停年年齡」の項は電氣局側に於て撤回すること（電車車掌運轉手及信號手は五十五歲なりし處五十歲と改正する等停年制年齡を低下する案）

(二)「十二、其他」の內

「(4)共濟組合部會及支部會」の項は現行通りとし（部會及支部會を廢止する案）

「(5)」の項を

「部會員、評議員及會議員は其の會議に出席する場合及上司の許可を受けたる場合を除き本務を

執らしむることゝす」と改むること

三、本協定は昭和七年十二月一日より之を實施すること

四、正當なる理由無くして解雇を行はざること

昭和七年十一月十一日

以上

四、解決後の紛爭及其の解決

東京交通勞働組合は本爭議の後始末等に關し執行委員會、中央委員會等の會合協議を開催したが十一月二十一日の中央委員會に於ては今回の鬪爭も一段落が附いたので中央鬪爭委員會の解體を決議したる後、組合本部員總辭職に關し「今回の鬪爭に際しストライキに入ることなく强制調停を命せられ有利な解決を得ざりしは本部員の不德の致すところなり」とて總辭職の旨を提案したが結局留任することになつた。

如斯組合側は本爭議の解決に對して表面上不滿なるが如き意嚮を洩してゐる樣でもあるが從業員全部が之を以て必ずしも失敗なりと考へ居るとも思はれず之を客觀的に見ても大なる犧牲を拂つて同盟罷業を敢行したところで之以上有利の結果を得ることは困難であらう。

其の後十一月二十五日に至り市電當局は突如從業員一三七名（乘務員六九名、非乘務員六八名）の解雇を發表したので組合側は俄然動搖し緊急執行委員會等を開いて對策を協議し二十六日罷業準備指令を發し代表者は正午市電當局を訪問し解雇理由を詰問した。電氣局長は「勤務成績不良等正當の理由に依り解雇したもので調停委員會の解決條項に違反するものではない」事を縷々說明した。警視廳當局に於ては市電當局に對し解雇理由等を訊した上勞働組合側幹部をも同廳に招致して輕擧を愼み自重すべく善處を求めた。組合首腦部は更に對策を議すべく再三各所に會合を催し議場は相當緊張したが結局調停委員會の決定條項に關し再檢討することゝなつた。斯くて二十八日午前十時より警視廳に於て中立委員であつた吉田、膳の兩員（道家委員は旅行不在中）及警視廳當局者の斡旋に依り勞資双方會見の結果午後六時二十分に至り兩者の諒解成り組合側は同夜中に中央委員會を開催し承認を求めた上で更めて通知する旨を述べ引揚げた。

解決條件

(一) 解雇者一三七名中七名の假復職を認むること。

(二) 解雇者に對する解雇手當を一ヶ月分增額（前回の希望退職者と同額）とすること。

(三) 市電更正案に基く人員整理は今回を以て打切ること。

同日夜十時半から組合側に於ては中央委員會を開催し右の問題に付協議した處議論沸騰し相當紛糾した樣であつたが翌二十九日午前二時半に至り結局之を承認することゝなり散會した。斯くて同日夫々承認の旨通知せられ本爭議も完く玆に終熄を告げたのである。

(4) 中桐鐵工所の爭議調停委員會

事業場所在地　大阪市住吉區平野政所町二丁目一八

事業の種類　鐵工鑄造業

爭議發生年月日　昭和八年一月十八日

爭議解決年月日　昭和八年五月十九日

爭議繼續日數　一二二日間（全部工場閉鎖）

使用勞働者數　三一名（內女一名）男工三〇名勞働組合員

爭議參加者數　全員

關係勞働組合　日本勞働組合總聯合

調停委員會開設期間　自五月四日至五月十九日　十六日間

一、爭議の發生事情及經過

本鐵工所は明治十年創立以來相當の業績を擧げつゝあつたが、數年前からの不況に祟られ昭和六年一月景氣回復迄との條件の下に工賃一割値下を斷行した。其の後全從業員は日本勞働組合總聯合に加盟し支部を結成してゐたが昭和七年末頃に至り所屬組合の指導に依り前記工賃値下當時の口約に基き

昭和七年下半期に於ける所謂インフレ景氣に依る事業界の活況を理由に工賃一割値上（復活）を申出で、更に年を越へ八年一月七日之が實現方に付交渉したが拒絶せられ、其の後も數回に亘り交渉を重ねたが其の都度之を峻拒せられたので一月十日更めて團體交渉權の確認等の要求を爲して全員怠業狀態に入つた。事業主側に於ては之を機會に全員に對し懲戒解雇を言渡した。

從業員側は協議の結果左記內容の要求書を作成し一月十九日事業主側に提出し附近に爭議團本部を設けて本格的爭議に入つた。一方事業主側に於ては一月二十四日解雇者全員に對し一括金三千圓の解雇手當支給を通知して全然工場との關係を絶つことゝした、更に其の後に至り下請人、臨時工の雇入れ等に依り作業を開始し警備員を雇入れて對抗せしめた。

要求事項

一、工場閉鎖絶對反對

一、解雇絶對反對

一、工賃一割卽時復活

一、團體交涉權の確認

一、爭議中の日給全額支給

一、爭議中一切の費用會社負擔

斯くて爭議は持久戰に入つたが大阪府當局の斡旋に依り二月二十七日平野警察署に於て第一回會見が行はれた、席上爭議團側は解雇者全員の復職を要求したが全然考慮の餘地なしとて拒絶せられ交渉は進捗せず、其の後從業員側は若し此の際全員解雇するならば大正十年爭議の際に於ける解決條項中解雇手當に關する規定に依り計算し（十年以上の勤續者に付ては十年にて止むることゝなつてゐるが超過年數に對しても同率に計算し）總額一萬二千圓の解雇手當を支給すべしと主張し、事業主側は(一)懲戒解雇なること(二)解雇者中七名を除く他の全員は前記爭議解決後に雇入れたものであり且解雇手當を支給せざるも異議なき旨の特約あること等を理由に、前に通知した三千圓の外には絶對に支給出來ないが此の際特に同情金として一千圓を加へ計四千圓を給與すべしと主張し互に讓らず解決の曙光だに見ることが出來ず徒らに日を經過した。

二、調停委員會の開設と解決

四月二十四日に至り府當局の勸告もあり勞資兩當事者は調停委員會に依る解決の合理的なることを覺り正式書面を以て之が開設を申請した。

仍て當局は直ちに調停委員會開設の通知を發し當事者委員選定の要求を爲した所翌二十五日各々左記三名宛の當事者委員を屆出でた。

事業主側委員

中桐鐵工所支配人　增井得三郎

同　所　員　和利政

鐵　工　業　湊市太郎

從業員側委員

總聯合中央執行委員　末中勸三郎

同　中央執行委員　栗山角次郎

職工代表　藤本重次郎

更に當局よりの中立委員選定要求に對し愼重協議の結果五月一日に左記三名の中立委員を屆出た。

中立委員

大阪區裁判所監督判事　加藤健一

大阪市社會部長　山口正

鐵工業　栗本勇之助

仍て當局は五月四日午後六時大阪府廳に各委員を召集した所全員出席し大阪府知事の開會の挨拶あり、後議長選擧を行ひ議長に加藤委員議長代理に栗本委員の當選を見た。

其の後數日に亘り勞資兩當事者委員會に於て各其の主張を戰はしたが勞働者側の要求事

項中復職、團體交涉權の確立等主たる要求事項の貫徹は到底見込なきより結局解雇手當の額が中心議題となり、大正十年爭議解決條件の效力問題に付て議論あり第七日目には本問題に付て大正十年の爭議調停者元平野警察署長及び當時の職工代表、中桐鐵工所主人の三人に證人、參考人、利害關係人として出頭を求め其の陳述を聽取した。其の後怠業に依る懲戒解雇の當否、前記爭議後雇入れた從業員との解雇手當不支給の特約等に付ての討議も行はれた。

第八日以後も解雇手當の額に付て或は本會議に於て或は懇談會の形式に於て協議されたが容易に妥協に至らず、中立委員は其の解決私案を提示し之を中心として調停に努めた。而して開會の日より十五日目の五月十八日迄には遂に解決するに至らず、一日會期を延期し斡旋に努力した結果十九日午前十一時に至り双方別記調停案を承認し全員之に調印を了し圓滿解決を告げた。卽ち一月七日爭議發生以來一三三日目、同月十八日工場閉鎖全員解雇を發表せられてから、一二二日目、五月四日調停委員會を開催せられてから一六日目であり、本會議を開くこと一一日、一二回に及んでゐる。

昨年秋の東京市電の爭議と云ひ前記中桐鐵工所のそれと云ひ何れも相當複雜な爭議が斯くも圓滿に解決したことは勞働爭議調停委員會の利用價値を益々高めたものと言ひ得よう。

解決條項（調停案）

一、勞働者側は小川竹松外二十九名の解雇を承認すること。

二、使用者は被解雇者全員に對し解雇手當、豫告手當等として金六千二百圓及其の家族見舞金として金一封を交付すること。

三、勞資双方共右二項承認の上は將來本爭議に關し何等の請求又は異議を申出でざること。

(5) 日本防水布株式會社の爭議調停委員會

會社所在地	大阪市西成區東四條二丁目三
事業の種類	防水布製造
爭議發生年月日	昭和八年十二月五日
爭議解決年月日	同　十二月二十六日
爭議繼續日數	二十二日間　但し罷怠業に至らず
使用勞働者數	八二名（內四六名勞働組合員）
爭議參加者數	全　員
關係勞働組合	日本勞働組合總聯合
調停委員會開設期間	自十二月十二日至十二月二十六日　十五日間

一、爭議の發生事情及經過

日本防水布株式會社は明治二十三年個人經營を以て防水紙の製造を開始したが明治二十七年三月資本金五萬圓の合資會社組織となし、大正七年には其の資本金を十萬圓に增資して株式會社に改組した、越へて大正十二年には更に資本金三十萬圓に增資して今日に至れるものである。其の事業は加工を主とせるものであるが同業者少なく從つて競爭者もなく、其の製品は必要品なる關係もあつて經濟界の變動にも影響を受くること比較的少なく健實な發展を遂げ、玆數年來一割配當を持續しつゝあつた。

昭和八年四月會社は就業規則を改正し五月其の届出を了し十一月十日從業員に之を發表したが、從業員側は之に反對し代表者をして會社側に交涉せしめんとした。折柄會社は十二月三日「會社創立十五周年紀念」の名目を以て全從業員に對し慰勞金として金一萬圓を交付すべき旨を內示したのである。依つて從業員は喜んで之を承認した所其の翌日從業員各人に對し新規雇入形式の契約書樣式を示し來十五日迄に之に署名捺印して提出すべき旨を命じたのである。於玆始めて右金一萬圓が解雇手當の意味にて交付せられるものなることを覺りたる從業員は驚き直ちに之に反對し爭議に入つたのである。

二、調停委員會の開設

(1) 調停委員會開設申請

從業員は前記の如く就業規則改正並金一萬圓問題に反對し直ちに會社と交涉せんとしたが簡單に解決するの見込がない爲に其の加盟せる日本勞働組合總聯合大阪府聯合會に相談の結果、組合の爭議部長栗山角次郎は本年三月開設せられた大阪中桐鐵工所勞働爭議調停委員會の經驗等に鑑み調停委員會に依る爭議解決を以て最も公明且合法的なるものとし十二月六日大阪府勞務課に調停官吏を訪問して其の意嚮を傳へ口頭を以て調停委員會開設方を請求した。依つて勞務課に於ては直ちに會社の水野常務を招き從業員側の意嚮を傳へ調停委員會開設方に付勸說を爲したる所會社側も之を承認し其の開設を申請するに至つた。斯くて同盟罷怠業、工場閉鎖等の鬪爭手段に出ることなく殆んど爭議形態を採らずして本調停委員會は開設せらるゝに至つたものである。

從業員側は翌七日正式書面を以て申請書を提出したるが府當局は八日付にて三日以內に調停委員三名を選定届出ずべき旨を附記して調停委員會開設通知を發した。翌九日には勞資當事者は左記の通り各三名の委員の届出をなした。

事業主側委員

日本防水布株式會社員　森島太藏

同　吉良陽一

今宮工業會主事　濱田定雄

従業員側委員

従業員染色職工	井　鷹　繁　三
總聯合中央委員	栗　山　角　次　郎
同　中央執行委員	末　中　勘　三　郎

依つて當局は同日右各委員に對し中立委員選定の要求を爲した所、右當事者委員は再三協議を重ね調停官吏も其の間を斡旋大いに努めた結果十二日に至り左記三名を選任し、其の承諾を得て之を屆出たのである。

中立委員

大阪府警察部長	栗　屋　仙　吉
經濟聯盟主事大阪支所長	相　良　忠　道
辯護士	古　野　周　藏

(2)　調停委員會の經過と解決

第一日（十二月十二日）は午前十一時半大阪府廳に前記各委員を召集し正午府知事より開會の挨拶を述べ勞務課長は各委員の紹介を爲し次いで中立委員の互選に依り議長に栗屋仙吉、議長代理に相良忠道を選定した。斯くて議長の挨拶があつた後書記（調停官補、特高課員今宮署員等六名）

囑託の件、勞務課長臨席の件を可決し、引續き從業員側委員より別記の如き就業規則改正要綱を提出し之を說明すると同時に所謂一萬圓問題に付意見を述べて散會した。

第二日（十二月十四日）は會社側委員より從業員側の要求したる就業規則改正條項に對し逐條的回答ありたる後、中立委員は讓步せらるべき條項發見の爲め事業主側委員及勞働者側委員と各別に懇談をしたのみで終つた。

第三日（十二月十五日）は就業規則改正問題に付互に論議を交したが、後會社側委員より所謂一萬圓問題に付左の如き意見の表明があつた。

「會社は一萬圓を支出し適當なる方法に依り從業員に分配し十一月限り一旦從業員を解雇す。其の趣旨は當社は純益金を重役に一割、職工に一割、社員に一割と分配し歡びを頒ち、共存共榮の實を揚げ來れり。而して之は死亡、解雇等の如く會社との關係を離るゝに際して支給するより も、在職中に益金を分配せんとするの意に外ならず。當社は從來より溫情主義を以て終始し解雇退職手當の如き制度を設けざりしも今日迄何等の問題をも惹起したることなし、然るに今回突如として問題となりたるが大部分の職工は今回の當社の方針に對し反對なきのみならず、將來に對しても此の種の賞與制度の繼續を希望せり。故に此の問題は會社の主張せる方針を斷行する覺悟なり。尚本問題解決の上は此の一萬圓を基準として會社は自發的に解雇手當制度を設くる意嚮を

有す。然れども要求に依つて制定するが如きは斷じて應ずる能はず」と。

第四日（十二月十八日）は從業者側委員より「(一)一萬圓にては解雇手當としては其の額低きに過ぐること及(二)會社側は當初創立十五周年記念慰勞金と稱し乍ら之に解雇手當としての意味を含めて全員を解雇し是迄の勤續年限の解消を圖らんとするは餘りにも狡猾なる手段なり」と難じたるが會社側は極めて微温的なる應酬を爲したるに過ぎなかつた。

第五日（十二月二十日）は會社側より所謂一萬圓問題に關聯し就業規則中解雇手當の條項に付意見を述べた後中立委員と從業員側委員との懇談あり、更に社長矢野丑乙の出頭を求め眞意を訊ぬる等夜を徹して會議を進め二十一日午前一時半に至り散會した。

第六日（十二月二十一日）は最初より議論囂騰し遂に會議停頓の姿となつたが、或は懇談に依り或は中立委員のみにて協議する等意見對立の緩和に努めたが、空氣は混頓の裡に散會した。

第七日（十二月二十四日）は直ちに懇談に入り古野委員より從業員側の意嚮なりとして「會社側の主張する手當率は低きに過ぎ之を承認することは慘敗に均しきが故に到底應じ難き苦境にある」旨を述べたが、議長は從業者側委員との懇談裡に「解決條件を中立委員に一任し解雇手當は會社の意思を以て數日後に退職給與規程として發表せしめる樣にしては如何」とて妥協を慫慂するところあり、更に矢野社長の意嚮も聽取し懇談を續けたる所、解雇手當以外の條項に付ては何れも妥協するに至つたが解雇手當の問題にて行詰り其の儘散會した。

第八日（十二月二十六日）も最初より懇談を進め中立委員より矢野社長にも出頭を求めて兩當事者の間を奔走斡旋大いに努めた結果、午後九時二十分に至り漸く妥協點を見出すに至つた。依つて別記の如き調停案を作成の上開會、栗屋議長より調停成立の見込み立つに至れる旨を述べ、經過報告を爲し書記をして調停案を朗讀せしめたる所各委員は何れも異議なく之を承認可決した。斯くて爭議は遂に圓滿解決を告げたるを以て議長は調停委員會結了の挨拶を述べ午後九時三十分無事閉會したのである。

本調停委員會に付特に注意すべきは、是迄の調停委員會は何れも爭議が深刻化し解決至難となるか、昨年の東京市電爭議の如きも重大なる結果の發生を豫想せられる危機に面して始めて開設せられたものであるが、今回の夫れは殆んど爭議の形態に入ることなく、固より罷怠業等の鬪爭手段に出でない裡に開設せられたものであつて無益なる爭議費用の支出其の他多くの犧牲を拂ふことなく、精神的物質的な損害が殆んど無い狀態で圓滿解決したる點にある。其の調停の結果に對しても勞資兩當事者は共に滿足の意を表し、殊に事業主側に於ては「第五回勞働爭議調停委員會に就て」なる小冊子を同業者其の他の關係筋に配付し「勞働爭議を未然に防ぎ調停法を活用することが勞資双方の利益たるのみならず國情の惡化を防ぐ上に於て效果の少なからざること」を高調して居る狀態であつた。

調停條項

一、就業規則中左の通り之を改め速に監督官廳へ屆出づるものとす

1 第十七條「休憩時間ヲ定ムルコト左ノ如シ云々」とあるを「晝食ノ爲メノ休憩時間ハ正午ヨリ四十分間トス」とすること

2 第十八條「ハ、年末年始各七日間」とあるを「ハ、年末三日間年始五日間」とすること

3 第二十條「就業時間左ニ」とあるを「左ニ」とすること

4 第二十二條を左の通り改む

「左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其旨ヲ屆出ラレタル場合ニ限リ之ヲ休日ト看做シ缺勤ト看做サズ」

一、天災事變其ノ他ノ災害ニ罹リタルトキ必要ト認ムル期間

二、傳染病ノ爲ノ交通ヲ庶斷セラレタルトキハ其ノ期間

三、妻ノ分娩ノ當日

四、一戸ヲ構フル者ニ對シテハ清潔法施行ノ當日

5 第二十六條の居殘及早出手當「一時間ニ付一歩」とあるを「一歩二厘五毛」に改むること

6 第二十九條を左の通り改むること

「工場ノ都合ニ依リ臨時休業ヲ爲ス場合ハ第三日目迄ヲ無給トシ第四日目ヨリ日給ノ六割ヲ支給ス」

7 第二十九條の次に左の一條を加ふること

「第二十九條ノ一左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ各扶助料ヲ支給ス」

一、父母又ハ妻子ノ死亡　三日間日給ノ全額

二、徵兵檢査　當日日給ノ全額

三、簡閲點呼　當日日給ノ全額

四、勤務演習　期間中日給ノ三分ノ一

8 第三十一條の三を「一ケ月以上ニ亘リ歸鄉スルトキ」に改むること

9 第三十二條を左の通り改むること

「第三十二條健康保險料トシテ職工ノ負擔スベキモノハ月末ノ賃銀ヨリ之ヲ控除ス」

10 第四十七條中「卽時」の二字を削除すること

11 第四十八條中「輕減スルコトアルベシ」とあるを「減免スルコトアルベシ」に改むること

12 第五十二條本文中「二週間」とあるを「十四日」に改め「卽時」の二字を削除すること

に依り已むを得ざる場合に於ての履行契約を解除するとき」とあるを「又は職工の責に帰すべき事由

13 第五十二條の次に左の一項を加ふること

「第五十二條ノ一　解雇及退職給與規定ハ別ニ之ヲ定ム」

14 第五十四條中「被保險者證モ返納ノコト」を削り第五十四條の次に左の一項を加ふること

「第五十四條ノ一　職工退職シ又ハ解雇セラレタルトキハ速ニ健康保險被保險者證ヲ返納スベシ」

二、解雇及退職給與規程は會社に於て別に之を制定し速に之を發表するものとす

三、會社創立十五週年記念職工慰勞金一萬圓問題に關しては希望者に對し勤續六ケ月未滿の者には十四日分を、勤續六ケ月以上一ケ年未滿の者に對しては日給の二十日分を、勤續一ケ年以上の者に對しては勤續一ケ月を增す毎に日給の六割を加算したる額を預金證書にて渡し會社に於て之を支拂ふとき並年七歩の利息を附するものとす

前項の慰勞金を受けたる者は解雇及退職給與規程の勤續年限計算上は昭和八年十二月三日新に採用されたるものと看做すものとす

電氣局所在地　東京市麹町區有樂町二ノ六
事業の種類　電車及自動車に於る乘客運輸並電氣供給の事業
爭議發生年月日　昭和九年九月二日
爭議解決年月日　昭和九年十月十三日
爭議繼續日數　四十二日間
罷業日數　第一次十三日間　第二次七日間　計二〇日間
使用勞働者數　一〇、五四七名（內女一、三五六名）
爭議參加者數　九、八三九名（內女一、二一三名）
關係勞働組合　東京交通勞働組合、日本交通從業員組合
調停委員會開設期間　自昭和九年九月二十二日至同十月七日　十六日間
委員會後の調停者　警視總監藤沼庄平
　協調會常務理事吉田茂

一、爭議の發生事情

豫てより收支の權衡を缺き根本的に財政樹直しの要ありと謂はれた東京市電氣局に於ては遂に九月二日商工奬勵館會議室に市電共濟組合部會員約八十名を集め電氣局長より所謂一齊解雇、更改給料に依る再採用なる形式による整理案を發表するに至つた。

卽ち市電當局の企圖せる「市電赤字對策要領」によれば今後市電經濟に於て年額約八百六十萬圓を節約せんとするにあるが、內備員の人件費關係より年額約三百二十萬圓を捻出しやうとするのである、之が爲めに從業員一人に對し平均約二千圓の整理手當を支給して一應解雇し改めて現在給と初任給（凡そ一圓二十五錢）との差額の一割を初任給に加算したるものを新給料として再採用の形式に據らんとしたものである、而して來る十日迄に退職の申出なき場合は改めて引續き就職したものと見做しその取扱をなす旨を附言して居る。

從業員側にありては以上の如き詳細の發表あるに先ち巷間傳へらるゝ風說により屢々對策を講じ案の內容を窺はんとしたが果さなかつた樣である、併し時期の切迫と共に益々結束を固め所謂鬪爭組織を完成し九月一日午前四時半に及んで東京交通勞働組合は最後的行動の準備指令を出すに至つた。

二、爭議の經過

かくて上述の如く翌二日整理案の發表あるや果然從業員の動搖甚だしく東京交通勞働組合は卽日中央委員會を開き整理案の撤回を要求すべく決し、三日首腦部四名は市當局に此の旨を傳へたが容れら

れざるに及んで九月四日遂に罷業宣言を發し五日早曉より豫定の如く整然たる統制の下に電車自動車の乘務員及工場關係の非乘務員は極めて僅少の者を除き一齊に總罷業に入つたのである。尙東京交通勞働組合に對立し日本主義を標榜する日本交通從業員組合も亦五日始業より罷業に加り兩者の趣旨には若干の相違があつたが事實は全く同一の步調を採るに至つた。

斯くて總罷業は九月五日を以て開始されたが之に處するに市電氣局は所謂非常時運轉計畫により職員及臨時雇を動員して運轉を繼續した、其の結果を約言すれば電車部に於ては多少の減車を餘儀なくされたが自動車部にありては却て平日より增車し大體に於ては市民にさまで大なる支障を及ぼさなかつたとまで稱さるゝ程に其の對應振りは之亦整然たるものがあつた。

一面從業員に關する對策は罷業の發生を見るや卽日市電氣局は東京交通勞働組合執行委員長以下四十一名、日本交通從業員組合長以下四名に對し九月七日迄に出勤申出なき時は解雇を承認したるものと見做す旨を附記し解雇通知狀を發し强硬なる態度を示すと共に、持久戰に備ふべく同日市助役名を以て舊市內靑年團に應援を依賴する等對策を怠らなかつた。更に九日に至つて罷業中の五十四名を十日迄の猶豫期間を附して第二次懲戒解雇に附しその態度は益々硬化するかの如く見えた。

之れに對する從業員側も强硬なる決意を披瀝して各友誼團體へ應援を求めて相對峙するの形勢を示し或は九月三日東京交通勞働組合幹部の內務省への陳情を初め、九月八日爭議團中の在鄕軍人が多數集り陸海軍兩省其の他關係官廳への諒解を求むる等陳情運動を頻々として行ひ爭議の遷延を思はしめた。然しながら前に一言したるが如く兩者の統制は稀に見る整然たるものであつて殊に從業員側にありては從來の各種爭議に屢々見る樣な非合法的手段の加味したるものなく全く合法的經濟鬪爭としての態型を備へたものであつた。

さりながら交通不安の延引を欲せない警視廳に於ては九月十日兩者の責任者を招致し、警視總監より市側に對しては鬪爭手段を愼み事態の拾收に力められたき旨を述べ、從業員側に對しては交通機關たる點に留意し市民の不安と迷惑とを一日も早く除去する樣努められたしと述べ一應双方に對する警告をなした、其の後十二日になつて電氣局は局長名を以て罷業中の從業員に對し整理案の回答期日が十日なりしを更に五日間延長するの通知を爲したが其の他別段の變化がなかつた、而もこの間從業員側を應援する在京、地方の各種無產團體は各々其の立場に於て側面的援助をなしたが殊に大阪市電自助會の如きは相當額の爭議資金を提供し代表者を上京せしめて激勵する等相當活動する所があつた、剩へ東京交通勞働組合は共濟組合預金の拂戻しを指令し持久的籠城の決意を見せた。尙一般の社會に於ても本爭議に關して座談會の如きを開きて本質的にこれが檢討研究を爲すものあり、或は前記應援靑年團の行動に就き兎角の論評をなす者等出で、爭議の遷延と共に漸く社會の關心は昂揚を來した。

三、調停委員會の顚末

(1) 職權に依る調停委員會の開設

玆に事態の進行を憂慮した警視總監は九月十四日再び市側及東京交通勞働組合の責任者を招き勞働爭議調停法に依る調停の申請を勸告し翌十五日午前十時迄に責任者出頭の上何分の回答ありたき旨を告げ、併せて市側に對しては整理案の取扱に關しては愼重なる態度を求め組合側に對しては罷業に就て善處せんことを望んだ、尤も此の前後に於て東京市會の正副議長が罷業關係の兩勞働組合の幹部を招致して斡旋に乘り出さうとした樣でもあつたが之は實現を見ずして終つた、かくて十五日前日の會見の結果として、兩當事者の責任者が出頭して法律に依る調停申請の勸告を拒否した、玆に於て警視總監は勞働爭議調停法第一條第一項に依る調停委員會の開設を決定し直ちに通知書を手交すると共に其の理由を一般に發表する所があつた。

(2) 調停委員會の經過

かくの如き經過を以て爭議は遂に法律に依る調停委員會に依據することゝなつたが警視總監の意を汲んだ東京交通勞働組合首腦部は九月十六日罷業休止宣言を發し翌十七日始發より一齊就業することを聲明し直ちに之を中央鬪爭委員會に移した、此の委員會に於ては一部の强硬論があつて相當紛糾を來したが結局首腦部の態度を承認することゝなつた、之より曩、東京交通勞働組合の休止宣言に稍々後れて日本交通從業員組合も事案が調停委員會に繫屬する以上一時罷業を休止すべしとなし就業宣言を發して爭議は全體的に一應打ち切りを見ることゝなつた、併し十七日の一齊就業は電氣局側と從業員側との連絡が圓滑を缺きたるやにて實現はしなかつたが翌十八日始發より極めて僅少の例外を除き完全に就業するに至つた。

一方調停委員會の構成に就ては從業員側（東交）は開設の通知ありたる十五日の午後三名の委員を選定、屆出を終つた、電氣局側は二日後れて十七日同じく三名を選定、屆出たが中立委員三名の選定が後れて法定期間の最終日たる二十一日午後に至つて漸く決定を見た、尚委員の顏振れは左の通りである。

中立委員

財團法人協調會常務理事　吉田茂
法學博士　鐵邊鐵藏
財團法人專修大學常務理事　道家齊一郎

當事者委員

市電氣局側
市第二助役　澤本與一
市電氣局長　山下又三郎
市財務局長　後藤悌次

従業員側　東京交通労働組合執行委員長　熊本利男
東京交通労働組合爭議部長　河野平次
東京交通労働組合執行委員　植村貞雄

調停委員會は九月二十二日午前十時から警視廳會議室に於て開始されたが當事者委員の互選により議長は吉田委員議長代理は渡邊委員に決定直ちに議事に入つた、當初數日は電氣局側發表の整理案を中心に同じく市側提出の各種資料に付き説明及質問が繰り返された、尤も此の間に於ても整理案の根本的意義や其の手段方法に就ての議論も多々あつたが時に派生的な問題に煩はされ議事の進行を阻まれ或は暗礁に乘り上げるかとも危惧されたが遂に第八日目の九月二十九日に至り從業員側が整理案の全面的撤回を要求するに及んで會議は全く行き詰りの狀態となつた、こゝで議長は局面打開の爲め整三十日よりは殆んど委員會を開かず兩當事者に對する個別的な懇談を重ねて只管妥協點の發見に努力したがこの間從業員側委員が全く姿を見せぬこと兩三日に及んだ、而も法定期間滿了の前日たる十月五日になつても尙豫測を許さゞる狀態に立ち至つて一抹の暗影を投げた、併しながら最終日たる十月六日に於ける議長初め中立委員の最後的工作に何とか互讓妥協の道を發見し得るものと一般に觀られて居つた樣である。

四、調停の決裂

然るに當日に臨んでも兩者の主張は依然として相當の懸隔を有し歩み寄りは全く困難となるや深更十一時五十分議事を再開吉田議長より左の如き議長案の提示があつた。

議長案

一、一齊解雇、再採用の市側の原案は撤回を至當と認める。
但し退職希望者に對しては合意の上案を適用するも差支なし。
二、減收率は給料、賞與、諸手當を含む實收入（人件費千二百萬圓）の二割を減額するを至當とす。
三、解雇者は圓滿解決の場合、今回の解雇の性質に鑑み復職を適當と認める。

理由

（一に對するもの）
一齊解雇手當支給再採用の方法に依り給與の減額を强行するが如きは其の社會的影響に鑑み公の委員會に於て之を認むること適當ならずと思料せらる、然れども高級者にして此際退職し整理手當の支給を受くることを希望する者に對し手當を支給して解雇するは何等妨げなき所なるを以て念の爲但書に於て此の點を明にせり。
（二に對するもの）
減給は從業員に對し多大の犧牲を强ゆるものにして同情に堪へざる所なりと雖も更生計畫の確立と共

の實施とを焦眉の急務とする市電經濟の現狀に鑑み、之が階程として此際從業員の減給を行ふは之又已むを得ざるの措置なりと思惟す。其の減給率に關し兩者の互讓に依り意見の一致を見ること最も望ましきを思ひ極力兩者に對する懇談折衝に努めたるも終に妥協點を得ず、最終の方法として議長の發案に對する各委員の可否を問ふの已むなきに至れり、市電乘務員の給料と他の近似せる事業に於ける給與とを比較するに電氣局調に依る市電乘務員男子平均日收三圓三十三錢は內閣統計局調に依る全國電車乘務員男子の平均日收二圓五十錢に比し約二割五分の高率にあり、然れども東京市は他の地方に比し生活標準高く且つ市電從業員は勤續年數長き者多きを占むるを以て之等の諸點を考慮して平均二割程度の削減を以て妥當なりと信じたり。

（三に對するもの）

今回の爭議に於ける懲戒解雇は被解雇者各個人に屬する非違に對して行はれたる處分と謂はんよりは寧ろ爭議團體に對する制裁として團體の幹部に對し一率に行はれたるものなりと思料す。斯かる意味に於ける被解雇者は爭議の圓滿解決したる上は之を復職せしむるを適當なりと思料す。

右理由說明の後議長案に對する反對意見が從業員側から開陳されたが其の意見は左の通りである。

給與減額に對する反對

理　由

市電當局に於て根本的更生計畫を確立し其の一部として從業員の減給を實施さるゝ場合に於ては如何なる犧牲をも之を甘受するも、未だ根本的計畫樹立せざる今日に於て先づ從業員に對してのみ負擔せしめんとする犧牲は更生上無意味なるを以て之に忍從することを得ず。

以上の樣に意見の對立を見たので議長は議長案の採決を擧手に問ふた結果市側委員三名と中立委員一名計四名が之に贊成したが從業員側委員三名と中立委員一名は之に反對した、玆に於て可否同數となつたので議長は法第十一條に據り自ら之を決して形式上の可決を見た譯である。

併しながら强制力を伴はざる本決議は後記の如く從業員の再罷業によりて事實上空文と化し、不幸本委員會は不調に終り我國勞働爭議調停法運用に關して初めて不成功の歷史を殘し翌七日午前一時四十分閉會となるに至つた。

五、調停決裂後の再罷業と解決

上記の如く調停不成立の見透を附けたる東京交通勞働組合首腦部は委員會終了前、卽ち十月七日午前零時二十分頃再罷業の指令を發し同日始發より同組合員は一齊に再罷業に入つた、然るに今回は日本交通從業員組合側は全然別個の立場を採り一同就業し電車自動車等の一部は之等の組合員の手に依り運轉されたのである。

一方電氣局側は七日午後左の如き告示をなして調停委員會の決議と一部修正されたる所謂山下案と

の選擇を許す旨を明にした。

告

強制調停委員會の決定を尊重し左の通り實施す。

一、給與は本給、諸手當、賞與を合算したる總額に於て其の二割を減給す。

右減額の率は傭員の職名別に依り現在給と其初任給との差額の多寡に應じ加減するものにして其の差額最大なるものに於て約三割を減じ以下遞減して初任給を受くるものに對しては減給せず。

一、高級者（昭和七年十一月三十日以前より在職する乘務員及之に準ずる給料を受くる非乘務員）にして十月十五日迄に退職を申告したる者に對しては特に過日發表したると同樣の退職給與金、震災手當及整理手當を支給す。

右に依り退職したる者同時に再採用を願出でたるときは退職當時の日給額と初任給との差額の二割を初任給に加算したる更改給を以て之を再採用す。

一、本案は十月十日より之を實施す。

昭和九年十月七日

以上の如く再能業に入りたる東京交通勞働組合では極力統制に力め時に或は市長、助役、電氣局長等の私宅へ陳情と稱し或は諒解隊と稱して多衆運動を企て專ら局面の打開に腐心したのであるが多くは不成功に終つた樣である、而も前回に比して統制完からず若干の動搖を來して形勢愈々不利なるかの如く觀らるゝに至つた。

玆に豫てより事態の拾收に力めて居た警視總監は十月十日能業團首腦部を招致して懇篤に諭示する所があり、その結果翌十一日首腦部四名は警視廳に出頭し數個の希望を述べたる後首腦部としては白紙を以て爭議の解決を總監に一任し併せて能業も亦打ち切ることを述べて退出した（但し就業の方は中央委員會の結果十四日始發より勤務することゝなつて事實上爭議解決の前には能業打切りとはならなかつた）かくて十二日午前十時三十分より警視廳に於て市側より調停委員會委員たりし三名、能業團側より首腦部四名出席し警視總監、吉田調停委員會議長等の斡旋により徹宵協議の結果翌十三日午前十一時五十五分左記覺書に依り前後約四旬に涉る市電爭議も玆に於て圓滿解決を見るに至つたのである。

覺書

東京市對同市電氣局從業員の勞働爭議は今回左記條件を以て圓滿解決したるに就ては玆に覺書四通を作成し當事者双方及立會人各一通之を保持するものとす。

記

一、調停委員會に於て決議せられたる條項第一（一齊解雇、更改手當支給、再採用はとらざること但し退職希望者に對しては整理手當を支給すること）及第二（各職を通じ現在給與額（本給、手當賞與を含む）の平均二割を減額す）、は之を實行すること。

一、減率の基本額は當初市の發表せる整理案の適用を受くべき人員（十月十日現在）に對する支給實額とす。

一、給與並給付に關する規程の改正は緊急且必要なるを認むるも右改正は更生に關する他の計畫に關連して適當に善處す。

一、解雇者の復職は首腦部を除き其の他の者に就ては適當に考慮す。

一、將來市電更生に關する審議機關の設置せられたるときは必要に應じ電氣局從業員代表の參與に關し遺當に考慮す。

昭和九年十月十三日

第三　農民運動

一　農民運動の沿革

一

農村に於て不作苛政等を原因として農民が一時的の結束によつて事を構へたことは、古來其の例證に乏しくはない樣であるが、小作人が團體的組織を以て地主に抗爭をするに至つたのは、極めて最近の事である。卽ち歐洲大戰に依る產業界の發展と、思想界の變動とに因つて、飛躍的に發展した勞働組合運動に刺戟され、農村にも朧氣乍らも思想的自覺を招き、農民階級の階級的意識を昂むるに至り、所謂無產者解放運動の一翼として勞働組合や無產政黨の運動等と相關的に發達して來たものである。

然しながら社會的に注目を惹くに至つたのは、卽ち大正十一年四月の舊日本農民組合の創立された頃からであつて、爾來十餘年社會風潮の變遷に應じて農民解放の理想の下に重要な社會運動の一分野を形成し來つたのである。

舊日本農民組合の設立は當時社會に多大の衝動を與へ、農民運動の一畫期を造つたが、其の主張す

る處は穩健着實な方法によつて農村生活の向上と、農村文化の完成にあつた。然るに日本農民組合は大正十四年普通選擧法が公布せらるゝ頃より政治運動に對する關心を深め、同年十二月多くの友誼團體と共に農民勞働黨を結成したが、直ちに結社の禁止を命せられた。この前後から組合の進展擴大は誠に著しいものがあつたが、夫れと共に何時しか急進分子の潜入する所となり、從來の堅實な指導精神は日と共に左翼化し、組合内に左右兩派の對立を見るに至つたが、平野力三一派の穩健派は組合を脫退して、新潟の須貝快天等の率ひる北日本農民組合聯合會等と共に大正十五年四月全日本農民組合同盟を創立し政治的には「農民は農民黨へ」のスローガンの下に同年十月日本農民黨を組織した。然しながら左翼急進論者と所謂中間派に屬する一派とは大正十五年三月結成された勞働農民黨を續つて抗爭は絶えなかつたが、中間派は昭和二年三月第二次の分裂を決行して杉山元治郎を擁して全日本農民組合を結成して日本勞農黨を支持するに至つた。茲に小作人組合の三派鼎立を現出した。

二

其の後戰線の統一、單一農民組合要望の聲が盛んに起つて來たが、殊に極左一派の舊日本農民組合は所謂三・一五事件に際して組合幹部の之に連坐する者多く、多大の打撃を蒙り其の再建の必要急なるものある等、各種の事情が錯綜して組合合同の機運を醸成したのである。然しながら、農民組合の全的合同は思想的杆格の甚だしい爲遂に行はれず、幾多の曲折を經たる後自ら左右兩翼の合同が別個に進められた。卽ち中間派である全日本農民組合と左翼の日本農民組合とは昭和三年五月合同して全國農民組合を結成し、一方全日本農民組合同盟は庄内耕作聯盟（山形縣）其他の二、三の有力な地方的組合と共に昭和三年七月中間派なる全日本農民組合を新たに組織した。曩之昭和二年三月社會民主々義系に屬する者によつて創立された日本農民組合總同盟は社會民衆黨を支持して、右翼結成に力めつゝあつたが、之亦戰線統一の潮に乘つて昭和六年一月前記の全日本農民組合と合同して新たに片山哲を會長として日本農民組合の結成を見た。斯くて我國の農民運動の分野は左右の二大組合に整理さるゝに至つた。

三

日本農民組合内にあつて全日本農民組合の流れを汲み而も其の主勢力を爲す平野力三一派は、昭和六年秋の滿洲事變勃發後の社會情勢の影響を受けて國家社會主義的主張を爲すに至り、赤松克麿等と共に社會民衆黨並に日本農民組合の國家社會主義化に狂奔するに至つたので、之に慊らずとする片山哲、松永義雄等舊日本農民組合總同盟の一派は昭和七年四月日本農民組合を脫退して社會民主々義を固守し、名稱も以前日本農民組合總同盟に還元するに至つた。又全國農民組合内の極左分子は合法政黨支持反對を叫び、昭和七年八月全農改革勞農政黨支持强制反對全國會議（全農全國會議と略稱）を起して半非合法的運動を展開し、本部派と尖鋭に對抗して來たのである。更に社會民衆黨より分裂組

織された日本國家社會黨の有力な支持團體であつた日本農民組合は其の後更に一歩を轉じ黨の支持關係を解消して兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持する様になつた。斯くて二派鼎立の狀態はやがて四派の對立となつて再び戰線は混亂の狀態となつたのである。

次に地主組合を見るに、地主が組合を組織した事例も相當古く既に明治以前より存在してゐたのであるが、當時は小作人との親善融和、小作人の保護、農事の改良發達等を目的とするものであつた。然るに資本主義の發達に伴ふ社會事情の變化に從ひ、階級的な小作人組合運動の進展を見るに至るや玆に地主組合も亦從來の小作人保護や單なる親善融和を目的とする態度を一變して自衛的な立場に於て小作人組合に對抗する一つの鬪爭形態として地主組合化し、逐年其の發達を見るに至つたのである。然しながら地主の組合は小作人組合の運動に刺戟されて發達したものであるから從つて受動的な立場にあつて常に小作人組合と盛衰を共にして來てゐる。

一方地主小作人協同組合を見ると地主と小作人とが對立して抗爭することは却つて兩者の損失を招くのみならず、而も近來中小地主は實質に於て漸次小作人層に顚落する傾向に在り、斯のやうな客觀的狀勢の下に於て地主小作人が對立するよりも兩者が相倚り平和裡に協調して小作問題の解決とか、爭議の防止等所謂共存共榮の實を擧げんとする目的の下に此種組合の發生を見たものである。

左に小作人組合の分裂合同の經過を表示す。

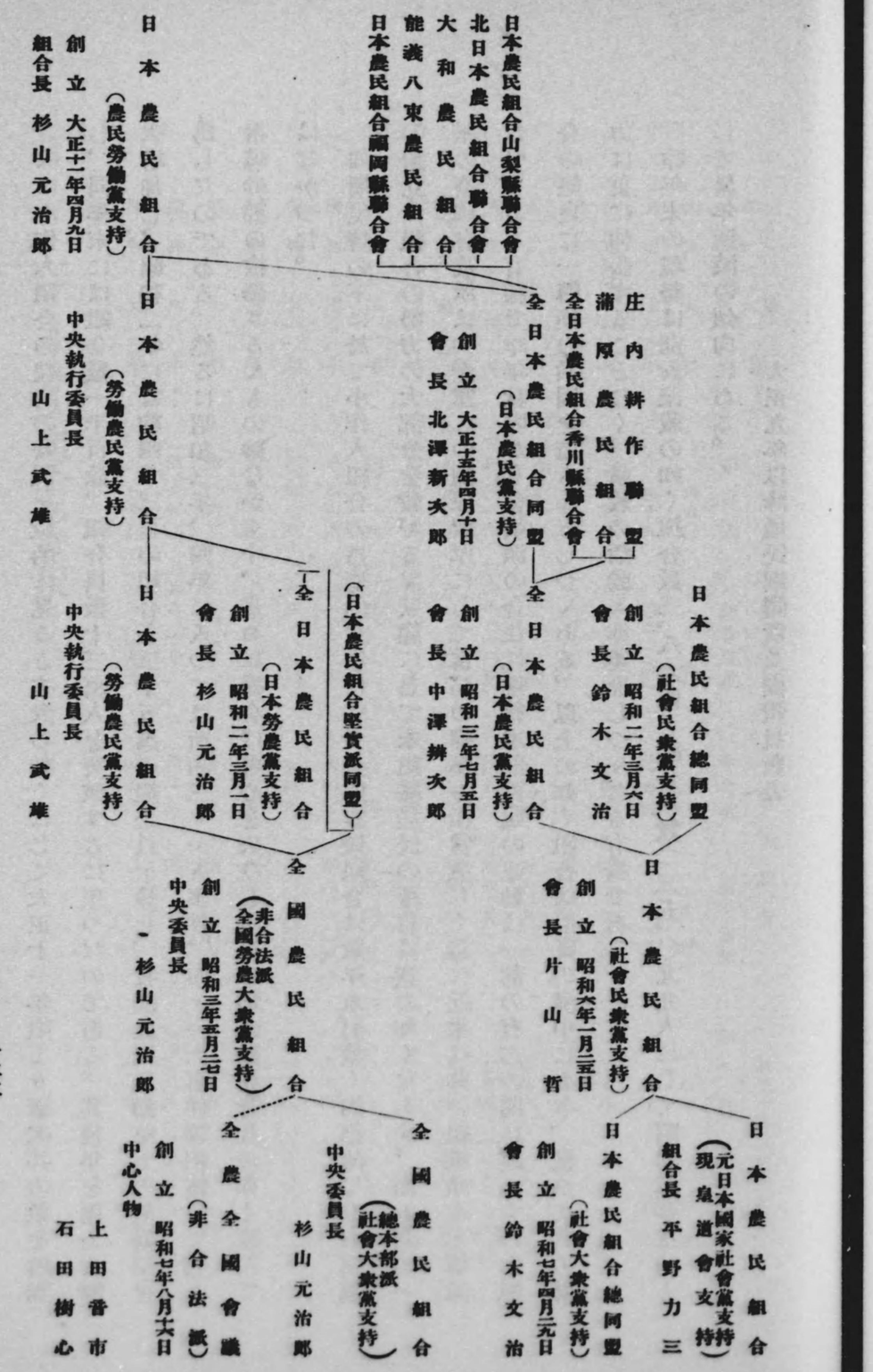

次に小作人組合の發達の狀況を數的に見ると次表の如くにして大正十一年頃より漸次其の數を增加し、同年末には組合數一千百餘、組合員數十三萬人を突破するに至つたのである。其後年を逐ふて漸次增加し、昭和二年には約四千三百の組合と三十五萬の組合員を算し、我國農民運動史上の最盛期を爲したのである。然るに昭和三年、四年に入つては所謂三・一五事件、四・一六事件等相踵いで起り指導幹部の檢擧さるゝもの尠なからず、爲めに組合は中心を失ひし事等の爲運動亦昔日の如く旺んではなかつた。

如斯現情の下に於て小作人組合の指導的立場に立つ全國農民組合は數年來引續く內部的な左右兩翼の對立に組合の勢力の大部分を殺がるゝ狀態にして未組織農民の獲得は意の如くならず、而も其の一派の全國會議派は共產黨との關係濃厚にして當局の彈壓も相當激しく爲に近來は其の組織殆んど壞滅しつゝある有樣で昨年秋頃から會議派の合法性獲得本部再建の運動は一部の有志の間に進められ本組合の歷史に一轉換の素因を造らんとしつゝある。以上の如く組合は混亂の渦中にあり、從つて其の勢力は更に伸張することなく、諸般の活動も亦萎靡しつゝある有樣である。

昨年末の現勢は別表記載の如く組合數三、八六四、組合員數二三五、〇九九人にして昭和二年を峠として累年遞減の傾向にある。

大正九年以降農民團體數及團體員數表

年次別	種別	小作人組合		地主組合		地主小作人協同組合	
		組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
大正九年		四五〇	（不詳）	二三〇	（不詳）	八二	（不詳）
大正十年		六七九	（不詳）	一九四	（不詳）	八五	（不詳）
大正十一年		一、一四四	一三二、三二二	二四七	二七、三六四	一七八	二三、九五〇
大正十二年		一、五三〇	一六三、九三一	二九〇	三三、五六一	三四七	四〇、五八〇
大正十三年		二、三三七	二三二、一二五	四二八	三九、九一〇	五九六	七九、二七七
大正十四年		三、三一三	三〇七、一〇四	四九八	四四、九一七	七五四	一一二、七〇六
大正十五年（昭和元年）		三、九一五	三三八、七〇四	五九一	五五、八七九	八九四	一一三、〇九七
昭和二年		四、二七五	三四七、四二九	六五五	六〇、九六四	一、〇二五	一二九、二九六
昭和三年		四、一一五	三二五、九八三	六一四	五四、三八四	一、〇六〇	一四七、七二〇
昭和四年		三、八六六	三〇一、三二六	五四三	四八、一〇四	一、二六四	一六九、四六二
昭和五年		三、九七九	二八六、八五二	五四九	五〇、五四〇	一、三二三	一七〇、三五二
昭和六年		三、九一七	二七一、一五四	四八五	四三、七一一	一、二七八	一六九、七八四
昭和七年		四、〇六二	二五六、二九七	五三九	四五、三〇四	一、二七三	一五五、五四六
昭和八年		四、一五〇	二四六、一七二	五一九	四二、一一〇	一、二七八	一五三、〇〇四
昭和九年		三、八六四	二三五、〇九九	四七六	二六、七〇〇	一、三〇九	一五二、七四七

二　小作人組合の狀況

現在小作人組合は約四千、組合員數二三萬五千人を數へて居るが今これを地方別に見れば左表の如く新潟縣最も多く山梨、愛知、埼玉の各縣之に亞ぎ、長崎、岩手、熊本の各縣は僅少の組織を有するに過ぎない。尙未だ組織を有しないのは沖繩縣のみである。

昭和九年中に於ける主要小作人組合地方別調

府縣名	組合員數	組合數	府縣名	組合員數	組合數
新潟	二八、三九二	五二四	福岡	七、九三四	一八七
山梨	一九、一三五	二七一	千葉	七、五八一	一五八
愛知	一三、五三四	一三四	富山	六、五〇二	一二七
埼玉	一三、二三七	一三八	京都	六、二〇八	九四
群馬	一二、三五八	一三一	栃木	四、八二〇	九一
岐阜	一一、九三七	二〇一	山形	四、六七七	六九
岡山	一一、五〇四	一六八	德島	四、五九二	六六
長野	九、八九〇	一二九	秋田	四、二九九	一〇八
兵庫	九、四五四	一五三	福島	四、二八八	七九
靜岡	八、三九六	一一二	滋賀	四、〇〇八	四五

次に之を組織人員別に見るときは五十人未滿のもの最も多く、總數の約六〇%を占め群小組合の甚だ多きを示して居る、尙千人以上の組合を見るに僅かに二十餘に過ぎず。而も此の中には全國農民組合等の府縣聯合會を相當包含しているので獨立組合は洵に少ないのである。尙之等の組合を組織地域別に見れば農村の一部落（一字）を單位とするもの最も多く、總數の約五八%を占め、次は一町村單位のもの約二五%にして數字に跨るものは一二%であつて數町村以上に跨るものは全部で總數の約五%に過ぎない狀態にしてこの點より見ても小規模組合の多きを知ることが出來る。

昨年中に於ける小作人組合の組織人員及地域別を表示すれば次の通りである。

昭和九年中に於ける小作人組合組織人員及地域別調

人員別	總數	五十人未滿	百人未滿	三百人未滿	五百人未滿	千人未滿	三千人未滿	五千人未滿	一萬人未滿	三萬人未滿	三萬人以上
三、八六四	組合數	二、三七六	九〇六	五三二	五五	二六	二〇	五	一	二	一
	比率	六〇・二%	二三・四%	一三・八%	一・四%	〇・六%	〇・五%	〇・二%	—	—	—

地域別	總數	一字	數字	一町村	數町村	一郡	數郡	一府縣	數府縣
三、八六四	組合數	二、二二五	四九一	九九六	二四	一〇七	二六	二五	一
	比率	五七・三%	一三・五%	二四・七%	一・四%	三・一%	〇・七%	〇・六%	〇・一%

以上の如く我國に於ける小作人組合は人員別より見るも、組織地域より見るも大部分は小組合にし

て、獨立組合中多數の組合員を有するか、或は組織地域比較的廣汎にして、所謂主要組合と稱せらるゝものを擧ぐれば左表の如く、僅か十餘組合に過ぎない。之を兩三年前に比較すれば多少の減少を來した様ではあるが、之は最近所謂主要組合にして全國農民組合と合同して獨立性を失つたものが多い結果である。又左の十餘の組合中には殆んど日常活動のないものもある。以下所謂近代的な農民組合中比較的活潑な運動を展開しつゝある主要な三、四の組合に就いて其の概況を略述して見やう。

主要小作人組合一覽表（昭和九年十二月末）

本部所在地	組合名	設立年月日	組合員數	組織地域	代表者
大阪	全國農民組合	昭和三、五、七	三六、三五九	全國的	杉山元治郎
東京	日本農民組合	同 六、一、七	三、三九二	同	平野力三
同	日本農民組合總同盟	同 七、四、元	一、六四五	同	鈴木文治
新潟	北日本農民組合	同 九、七、四	四、九九三	縣下一圓	玉井潤次
愛知	愛知中央親向會	同 三、六、三	二、五六八	名古屋市及海部郡ノ一部	服部勝三郎
岡山	南部農事改良組合	大正一〇、二、三〇	一、五〇〇	眞庭郡久世町外五町村	原田高一
山梨	農事研究聯合會	（不詳）	一、三二七	（不詳）	古屋均東
鳥取	中國振農會	昭和二、三、一四	一、二六〇	東伯郡一圓	門田定藏
山形	山形縣農民組合	同 四、四、九	一、二五四	飽海郡外四郡	小島小一郎
福島	縣南興農會	同 四、三、二四	一、二〇〇	岩瀨、石川兩郡下一圓	瀧田良太郎
滋賀	滋賀縣農民聯合會	同 四、三、	一、二〇〇	滋賀縣一圓	兜忠三郎
大阪	泉國農民同盟	昭和八、三、八	一、〇四六	大阪、兵庫、和歌山ノ一部	吉田賢一

一、全國農民組合

本組合は舊日本農民組合の本流を繼承し殆んど全國に支部を有し、常に群小組合の指導的立場にあつて我國に於て最も主要な組合である。殊に昭和六年戰線統一の要望と全國勞農大衆黨結成の刺戟等によつて數個の有力な地方組合との合同を完成し、意氣相當盛んなものがあつた。併しながら一方に於て昭和六年三月、大阪に於ける第四回全國大會及同七月東京市に於ける第三回中央委員會以來全國勞農大衆黨支持問題を巡つて總本部派と全國會議派（略稱全會派）との左右兩派に分れ、爾來事實上分裂の狀態の下に尖鋭に對立を續けて來てゐる。然しながら各地方に於て屢々行はれた共產黨の檢擧に際して全會派の有力な鬪士が續々と檢擧さるゝに及んで組合の組織は殆んど壞滅するかの様に見えた。一面社會の情勢は著しく此の種の運動に不利な情勢を示すに至つて一部有志の間に會議派の合法性獲得の問題が盛んに叫ばれる様になつた。而して此の運動は遂に千葉縣聯合會（全會派）の主唱に依つて昭和八年十月關東四府縣代表者懇談會並同年十一月同じく千葉縣下市川町に於て全農全會派全國代表者懇談會の開催となつたのであるが其後各種の事情に依り此等の會合自體を中心とする運動は遂に多くの進展を見なかつた。

昭和九年に入つてより此の一派は全農全國會議再建本部確立闘爭委員會の名の下に同志の獲得に狂奔を續けたが本運動の中心人物たる石田樹心、町田惣一郎及青木惠一郎等の間に意思の疏通を缺き、又資金の缺乏等もあつたやうで運動は意の如く進まなかつたやうである。而も其の主張は要するに共産黨との關係を一應淸算して兎も角もその羈束から脫せねばならんと云ふにあつたやうであるが、その所論は必ずしも明確ではなく全國の組合員はその去就に迷ふ有樣であつた。

以上の如く全農の戰線は異常に緊張し組合の再建と大同團結の要望次第に盛んとなるや、同年二月本部派に屬する德島、和歌山の兩聯合會は福井、京都、大阪、奈良、兵庫、高知の兩派各聯合會に對して近畿地方農民團體會議の開催を提唱した。然るに一時總本部派を脫退し現在殆んど中立的立場にあつた奈良縣聯合會は、更に近畿地方の有志と圖り、前記德島、和歌山、兩聯合會とも協議の結果改めて戰線統一の爲めの近畿地方農民團體懇談會の開催を關係各聯合會に提唱し、翌三月七日近畿地方農民團體統一協議會を開催し、總本部派との合同につき完全に意見の一致を見るに至り、同月十一日第十三回全國農民組合全國大會が開催せらるゝや前記協議會より田邊納、竹村奈良一の兩名が代表として派遣せられ會議派の復歸の希望を明かにした。然るに新潟縣聯合會の三宅正一、稻村隆一等の反對により遂に大阪、奈良の二聯合會のみの復歸を見るに至つた。其の後地方的戰線統一は着々と成功して既に京都、栃木、千葉、北海道等の各府縣聯合會は合同を完成し、福佐、兵庫、三重等に於ても共同闘爭を通じて漸次合同を遂行することゝなつてゐる。現在全農總本部の小作法、並飯米一ヶ年差押禁止法獲得請願運動に對する全國農民代表者懇談會提唱の準備も進められてゐる實情にあるから本會合が成功すれば全會派との統一は更に何等かの展開を示すものと見られて居る。

現今本部派は聯合會三三、支部數九一七、其の員數約三萬を擁し、社會大衆黨支持を標榜し（同派內に於いても之に反對する者相當あり）てゐる。一方全會派は六、七千人に過ぎず、前年に比すれば殆んど半數以下に減少せる有樣にして組織は全く衰微の狀況に陷つた。本組合の綱領は左の通りである。

綱領

一、組合の闘爭に依つて農民生活を改善し、生産者たる農民に合理的生活を保證するが如き小作條件並勞働條件の獲得を期す。

一、國民全體の源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用する弊害を排擊し、實際の耕作者たる農民に土地利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。

一、實際の耕作者たる農民をして其の成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良、農業技術、並農業經營方法の改善促進を期す。

一、小作農、小作兼自作農並農業勞働者を鞏固なる組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。

一、組合の組織と活動とを通じて農村無產大衆をして封建的資本主義的隷屬思想より獨立せしめ、都市無產階級運動と協力して新社會建設の完成を期す。

二、日本農民組合

本組合は既述した如く昭和六年一月全日本農民組合同盟の後身である全日本農民組合と日本農民組合總同盟との合同によつて組織された組合にして、其の創立當初に於ては社會民主々義を奉じ、社會民衆黨支持の態度を明かにして居たが昭和六年末頃より擡頭した國家社會主義の影響を受け、昭和七年四月に入つてより主要勢力を占むる平野力三一派（全日本農民組合系）は社會民衆黨内の同志と共に本組合をして同主義に轉向せしめ、爾來日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。其の後日本國家社會黨内に於ても社會の認識を必ずしも同一にするものには非ずとして同黨支持を解消して所謂日本主義團體である皇道會を積極的に支持するに至つたものにして爾來益々緊密な連絡を保ちつゝあるが殊に福岡、山梨等に於ては其の關係最も深く組合長平野力三初め其他二、三の幹部は皇道會の幹部をも兼任しつゝある狀態である。尚山梨縣聯合會の如きは「在鄉軍人部」なる一專門部門を設けてゐるが之等は農民組合、勞働組合には稀に見る所である。最近我國國策の第一義は農村問題解決にありとの立場から「國防と農村問題」並「農村國策審議會」の設置等を當面の問題として活潑に鬪爭を展開して居る。現在組合員數約一三、四〇〇名を有し所謂一君萬民の社會を理想として皇道政治の徹底と中間搾取階級の排擊とによる農民の解放を求めつゝある。尚昨年左記の如く綱領の變更をなしたるが之によつても本組合近來の指導精神を窺ふ事が出來る。

綱領

一、我等は皇道政治確立のために鬪ふ。

一、我等は資本主義を打倒し、國家統制經濟の確立を期す。

一、我等は團結の力に依り農民解放の決死的鬪爭を決行す。

三、日本農民組合總同盟

曩に一言した如く日本農民組合より離脫して舊時に還元した本組合は全國農民組合及び日本農民組合に比して勢力は著しく遜色あるも、近來愈々堅實な歩みを見せ全國農民組合と同樣社會大衆黨の支持團體として社會的にも相當重きをなして居る。片山哲を組合長として現在神奈川縣を中心に約千七百名の組合員を有し機關紙「農村運動」を刊行して益々組合の擴大強化を計つて居る。

組合の綱領は次の如くである。

綱領

一、我等は勤勞農民の自由的組織と訓練とにより、相互の識見の啓發を圖り、德性の涵養に努め農業技術と經營の進歩發達を促進し、以て、農民の地位の向上と福利增進を期す。

一、我等は人間性の全的把握の上に立ち、我國情に卽する合理公正の手段に依り、資本主義を打破し、以て健全なる新社會の建設と勤勞農民の完全なる解放を期す。

四、皇國農民同盟

本同盟は昭和八年十二月十八日全國農民組合の顧問辯護士にして社會大衆黨中央委員たる吉田賢一が所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的として全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）內の一部同志と共に大阪府下に於て結成したものにして、本組合創立の趣旨とする所は左記綱領を見るも明かなるが如く「我等は德を磨き勞働を尊び、相互犧牲の精神を以て堅く相結び、萬難に耐へ此の綱領の實現を期す」と稱し、新日本の建設、昭和維新實現の爲めの大同團結を圖らんとするにある。

本同盟の創立に主として參劃したものは前記吉田賢一の外、表面に表はれたのは全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）執行委員長代理寺島宗一郎のみであつたが結成直後全農總本部財政部長吉岡八十一が全農を脫退して本同盟へ加入した。而して本同盟の目下の中心人物は總裁を未決定として理事長は吉田賢一、理事には寺島宗一郎、吉岡八十一、吉岡義一等にしてその主なる地盤は大阪府下に於ける舊全農山田支部を初め、數個の舊全農支部であると謂はれて居る。爾來本同盟は新幹部の養成を目的として講習會（本同盟は之を道場と稱して居る）の開催を計畫し、外に向つては幹部の緣故を賴つて組織の擴大に努めて居る。現在組合員一千餘名を有し日本農民組合と共に國家主義運動の顯現と稱せられ、其の創立は我國農民組合の運動史上に一新思潮を形成した。今左に創立當時の所謂暫定綱領を揭げることゝする。

綱　領

一、我等は萬民共に皇國の礎たるを自覺し日本精神に基く農村共同體の完成を期す。
一、我等は一切の能力を統合し生產力の組織的發展を圖り需要の遺憾なき充足を期す。
一、我等は日本精神と經濟の徹底計畫化により階級鬪爭なき農村の實現を期す。
一、我等は土地制度を改廢して社稷を整備し農村を凡ての獨占資本の支配より免れしめんことを期す。
一、我等は農業の共營化協同組合の徹底化を期す。
一、我等は生活の確保發展の爲め必要なる一切の經濟的文化的條件の具備を期す。
一、我等は都會中心の諸制度を改廢して都市農村の均衡化を圖り農村文化の高揚を期す。
一、我等は建設動力たる基本組織體（皇國農民同盟）の完成と共に特に將來農村の擔荷たる青年育成の重大任務を自覺す。

以上の主要組合の日常の運動を要約して見ると團結權の獲得、耕作權の確立等を主眼として小作人の生活權の擁護を主張して、中にも耕作權に就ては其の强力な物權化を要望して地主の土地所有權に

對抗せんとして居るものである。更に最近全國農民組合並其の他の組合に於ては協同組合(消費組合)並醫療組合等の運動を奬勵し、此の運動を通じて組織の擴大を圖ると共に一面經濟的解放を求め、以て生活の向上に資せんとしつゝある。斯の様な現象は從來動もすれば觀念的な鬪爭的運動に依つてのみ小作人の解放を圖らんとしたるに對し、近來自助的平和的方法を重要視し、之を併せ行はんとするに至れることは農民運動が次第に現實化しつゝあるものと見ることが出來やう。

三　小作爭議の一般的狀況

農作物の不作等によつて小作料の減免問題の爲に地主小作人間に於て紛議を生じたことは必ずしも近代の所産ではない。これは勞働爭議が近代的産業組織の下に初めて發生したのと著しく其の趣を異にして居る。

往時は傳統的因襲の中に多年培はれた温情的關係によつて、農民階級には主從の觀念が强く、假令凶年に際會しても小作人は只管嘆願的に出で地主の温情によつて平和裡に解決したものであつた。勿論時には小作料輕減問題等に依つて農村紛議が惹起しても多くは一時的のものに過ぎなかつた。然るに近來社會思想乃至社會運動の影響を受け、階級的意識に目醒めた農民は一時的な嘆願的な小作料減免運動より更に進んで、小作條件の維持改善、並に土地問題を中心とする耕作權の確立を期し、團體的運動を採るやうになつて、從來の温情的主從關係を一變して階級的に對抗する様になり、各地に所謂近代的小作爭議を惹起するに至つたのである。

斯くして別表記載の如く小作爭議も亦農民運動の勃興と相呼應して大正十年前後から次第に增加し、遂に大正十五年に至つては二千件を突破した。これは組合運動がその盛年たる昭和二年に於て最も優勢を示したのと好對照をなして居る。爾後組合と共に爭議件數も漸減の傾向を辿つてゐたが、昭和四年來其の趨勢を一變して再び年と共に增加し、昭和八年には發生件數二、六七七件に達し新記錄を現出した。併しながら斯の様に最近爭議件數が著しく增加しつゝあるにも拘らず關係人員、關係耕地面積に於て地主側は絶體的にも著しき減少を示してゐるが、又爭議の態樣等に付て見れば小規模の爭議の增加、延ては農村疲弊と爭議の深刻化を物語るものである。然るに昨年に至るや發生件數は實に三、八四九件にして前年と比較するに約一千餘件の增加を來し、小作爭議發生以來の最高記錄を現出した。一方關係人員並關係耕地面積に於ても從來の形を破り、何れも激增を來したのであるが、之は要するに最近に於ける全國的農村疲弊の影響と、之に加ふるに九州の旱害、中國、四國、近畿及北陸地方の風水害並に東北地方の冷害等災害相次ぎ、全國的に農作物の大減收を來し、近來相對的に減少しつゝあつた不作に基因する集團的小作爭議が頓に增加したからである。

次に昨年中に於ける小作爭議の發生件數を地方的に見るに別表の如く、北海道の二九七件を筆頭に、

山形縣の二七一件、栃木縣の二三二件、富山縣の二二四件等之に亞ぎ、東京、熊本の如きは何れも僅かに一件にして、皆無なりしは石川、沖繩の兩縣のみである。次に關係耕地面積の上より見るに、富山縣の九、二九四町歩、滋賀縣の八、〇〇一町歩等最も多い方である。

小作爭議發生件數年次別調

年次別	爭議件數	關係人員數 小作人數	關係人員數 地主數	關係耕地面積
		人	人	町
大正九年	四〇八	一四五、八九八	三四、一八〇	八八、六八〇・〇〇
同十年	一、六八〇	一二五、七五〇	二九、〇七七	九〇、二五三・〇〇
同十一年	一、五七八	一二九、一二〇	三二、〇三六	八六、三五九・〇〇
同十二年	一、八六五	八八、三一五	二一、九一〇	五五、四六五・〇〇
同十三年	一、二六〇	八六、四〇四	一九、九三八	五五、五五八・〇〇
同十四年	一、三五四	一六六、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三・〇〇
同十五年	二、〇二九	六五、九九六	一七、〇六八	四四、七六六・〇〇
昭和二年	一、三四四	五〇、三五七	一三、〇八七	二三、五五七、〇〇
同三年	一、〇九九	四九、八五五	一一、四五五	三五、三八〇・〇〇
同四年	一、五三一	三七、一八三	八、九六二	二八、五〇七・〇〇
同五年	一、七二三	四七、七二九	一四、四一四	三六、七二一・〇〇
同六年	二、二三一			
同七年	二、〇八三	三四、九五五	九、二四二	二四、四八三・〇〇
同八年	二、六七七	三二、〇一八	九、二九一	二二、九六八、〇〇
同九年	三、八四九	七二、七八七	二一、〇五八	五八、五九一・〇〇

昭和九年中發生小作爭議統計

廳府縣	爭議件數	關係地主小作人 地主	關係地主小作人 小作人	關係耕地面積 田	關係耕地面積 畑	關係耕地面積 其の他	關係耕地面積 計	小作料一時減額	小作料一時免除	小作料永久減額	小作料增額反對	込未廢止	納米格下依賴等に就て制限	義務米其他之に類するものの給付又は增額	小作人特別なる支出に對する賠償	小作契約繼續	小作權の確認又は賠償	永小作權の獲得	組合の自由又は確認	其の他
北海道	二九七	三二九	一、五四六	三、〇八〇・九九町反畝	二、三九一・五九町反畝	一六八・八六町反畝	五、六四一・四四町反畝	一三五	一五	七	五	—	—	—	三	一二〇	一七	一	—	七一
東京	一	一	三	・二七	—	—	・二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
京都	三二	五九二	二、〇五四	一、四二五・八九	二三一・〇二	一五・〇〇	一、六六一・九一	二〇	一	三	—	—	—	—	—	三	四	—	—	三
大阪	一二四	一、三八五	五、八九四	三、七七八・二〇	四・二七	四六・〇〇	三、八二八・四七	一一一	—	二	—	—	—	—	一	七	三	—	—	五
神奈川	七二	六八五	三、八七四	一、六七七・八三	二一四・七六	・〇五	一、八九二・六四	六六	—	—	—	—	—	—	—	四	一	—	—	四
兵庫	一二四	一、八〇七	五、七六一	三、一四三・五一	五〇・四五	六・〇〇	三、一九九・九六	九三	四	二	—	—	四	一	—	一六	八	三	—	二
長崎	一六	四八	八八	一二五・九九	二・四九	—	一二八・四八	五	—	—	—	—	一	—	—	九	一	—	—	三
新潟	一八一	八八二	三、五二三	三、一〇六・一二	三一九・四五	一・三八	三、四二六・九五	七四	二	五	四	—	—	一	一	八六	六	三	—	一六
埼玉	一八〇	九四六	五、七七九	四、二五七・五六	一八八・一五	・八六	四、四四六・五七	七二	一	四	四	—	五	一	—	三六	一	—	—	一四
群馬	四〇	一六五	九六三	三六四・三一	八・二四	・七六	三七三・三一	一一	—	—	一	—	—	—	—	二九	—	—	—	二
千葉	八四	二九四	九〇〇	七〇四・三二	一三六・五二	・五四	八四一・三八	一三	一	二	二	—	—	一	二	五七	一	—	—	一四
茨城	九四	二二一	九〇九	六一八・九三	七六・七九	・九〇	六九六・六二	一五	—	—	一	—	—	—	—	七二	二	—	—	七
栃木	二三二	三七二	一、五九四	六一五・三四	四〇一・六六	三一・五三	一、〇四八・五三	八四	四	一	三二	—	—	—	—	九九	一	—	—	四六
奈良	九三	一、〇四五	三、五一五	一、八一七・二四	二・六七	—	一、八一九・九一	六九	—	四	四	—	—	—	—	八	六	一	—	三
三重	六三	三八四	一、四四二	一、六〇九・六四	一〇五・九二	七・一〇	一、七二二・六六	二四	一	一	一	—	一	—	—	一六	五	二	一	一四
愛知	一八	一七六	一、一七四	四八四・五七	七二・九一	一・〇三	五五八・五一	五	一	二	一	一	—	—	—	—	三	一	—	五

廳府縣	爭議件數	關係地主小作人 地主	關係地主小作人 小作人	關係耕地面積 田	關係耕地面積 畑	關係耕地面積 其の他	關係耕地面積 計	小作料一時減額	小作料一時免除	小作料永久減額	小作料增額反對	込米廢止	納米格下等に就て制限	其他米之類の給付又は增額	小作人特別なる支出に對する穩償	小作契約繼續	小作權の確認又は賠償	永小作權の獲得	組合の目由又は確認	其の他
靜岡	一四	一五四	五三五	二六三・五五 町反畝	一〇・八二 町反畝	・一〇 町反畝	二七四・四七 町反畝	七	—	—	—	—	—	—	—	三	四	—	—	一
山梨	一二三	二四四	一、〇六二	二二四・七四	二七・三六	一・七五	一五三・八五	四四	一	六	二	—	—	—	—	六六	五	—	—	一四
滋賀	一九二	三、三六四	八、七一一	七、七九三・九四	一一一・七〇	九六・〇〇	八、〇〇一・六四	一六六	—	二	六	—	五	—	二	一五	—	—	—	七
岐阜	四二	二四四	一、二一五	四九六・三九	四一・三四	・一一	五三七・八四	二〇	—	三	一	—	—	—	—	一四	二	—	—	六
長野	九四	一九三	六八五	一六一・〇三	二八三・六三	六一三・一四	一、〇五七・八〇	一八	一	—	一	—	—	—	二	五二	四	—	—	二七
宮城	五三	九五	四八三	二三七・〇二	二・五五	・三六	二三九・九三	二〇	四	一	—	—	—	—	—	三一	—	—	—	一
福島	一一七	一五六	三三八	一二三・四六	二〇・九三	二・五四	一四六・九三	一六	一	五	三	—	—	—	—	九三	三	二	—	七
岩手	二七	三九	一三四	二六・四六	一二〇・二八	一五六・三七	三〇三・一一	三	—	二	—	—	—	—	—	二〇	—	一	—	四
青森	一七五	一八六	六九〇	四五二・〇四	四八・四五	一一・九一	五一二・四〇	一七	一	五	四	—	—	—	—	一二八	二	三	—	一九
山形	二七一	二九五	五一七	一五九・八〇	二〇・三九	七・三五	一八七・五四	一〇	—	六	一三	—	—	—	一	二〇九	一〇	六	—	四二
秋田	一二〇	一六三	三六九	三三〇・九六	・〇一	一・一一	三三一・〇八	一七	一	三	一	—	—	—	—	八〇	一〇	一	—	一三
福井	一三	一六七	六〇七	七八一・一〇	—	—	七八一・一〇	一一	—	一	—	—	二	—	—	—	—	—	—	一
石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	二三四	二、七一二	七、八二〇	九、一六九・〇八	五二・九〇	七二・一三	九、二九四・一一	一六二	三	一	一	一	四四	—	—	三〇	五	—	—	二七
鳥取	一九	一五四	一、四五三	八三一・六五	・九五	四・一〇	八三七・七〇	五	—	一	—	—	二	—	—	一〇	—	一	—	一
島根	二〇	九七八	六七八	一七三・一七	四〇六・九〇	・二〇	五八〇・二七	四	—	一	—	—	—	—	—	一三	一	—	—	二
岡山	一〇二	六五五	三、〇四八	一、〇九〇・六二	九四・〇一	—	一、一八四・六三	二一	二	一三	—	—	—	二四	—	二四	八	二	—	九
廣島	七〇	三三二	五五一	一六九・〇六	六・四七	六・八六	一八二・三九	二	—	二	二	一	—	二	一	三九	一三	—	—	一四
山口	二八	九九	三五九	二〇五・九一	四〇・六三	七・〇九	二五三・六三	一一	—	一	六	—	—	—	一	一一	一	—	—	五
和歌山	六	四六	五〇	一二一・二七	・一八	—	一二一・四五	二	—	—	—	—	—	—	—	三	一	—	—	一
德島	七八	一九九	五五七	五〇・二一	四八・四三	・四三	九九・〇七	三一	一	三	三	—	—	—	—	三四	—	—	—	一五
香川	二一	二五	二〇七	一六・六九	・二八	一四四・三三	一六一・三〇	—	一	—	四	—	—	—	—	一二	三	—	—	四
愛媛	一三	一〇二	一、〇六〇	四一八・二五	一三・七六	一三・六九	四四三・七〇	四	—	二	二	一	—	一	—	五	—	—	—	一
高知	四二	九三	一五四	八〇・三三	二・〇七	一・二九	八三・六九	一〇	一	一	一	—	—	一	一	二〇	九	一	—	五
福岡	二〇六	八四〇	二、二四七	一、二五八・三一	一六・五七	・七三	一、二七五・六一	五六	二	二四	二	—	—	—	一	九四	一九	—	—	二〇
大分	四	四	九	一・二六	—	—	一・二六	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	二
佐賀	六二	七四	一四一	四九・六八	四・二六	・一九	五四・一三	六	—	—	六	—	—	—	—	四六	二	一	—	九
熊本	一	一	二	・四三	—	—	・四三	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—
宮崎	八	八	一二	一・六五	二・一三	・二四	四・〇二	一	—	—	一	—	—	—	—	四	—	—	—	三
鹿兒島	五五	一〇四	八五	一九・四七	八・二〇	七〇・二五	九七・九二	五	—	一	—	—	—	—	一	一九	二	一	—	三一
沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三、八四九	二一、〇五八	七二、七八七	五一、五一九・二四	五、五八一・〇九	一、四九一・二八	五八、五九一・六二	一、四六六	四九	一一七	一一三	四	六四	三二	一七	一、六四九	一六四	三〇	一	四九九

備考　本表は昭和十年四月十日迄に到着せる報告書に基き調査せるものなり。

次に昨年發生の爭議三、八四九件を其の發生月別に見れば左表の如くであつて、米收穫期を中心として翌年四、五月頃迄其の發生を見七、八、九月等の夏季には發生件數の尠いことは例年の通りである。

昭和九年中發生小作爭議月別調

月別	件數	月別	件數	月別	件數
一月	三四〇	六月	二一一	十一月	五〇二
二月	二七七	七月	七一	十二月	八七七
三月	三六八	八月	六五		

四　月　四三八　九　月　一〇三　計　三、八四九
五　月　三六四　十　月　二三三

一、爭議の原因

小作爭議の根本的原因としては我國の耕地面積の過小に反し、小作農の過多並小作制度自體の不備にあると云ふけれども天災に因る不作、或は農產物價變動率の過大等が之に隨伴して爭議の一般的原因をなす樣である。加ふるに所謂新思想流入の影響、都市勞働運動の刺戟又は其の年に於ける特殊の原因等が錯綜して爭議の遠因又は近因を爲すものである。

左に揭ぐる統計に示す樣に從來は風、水、蟲、旱害等に依る不作を原因としたもの卽ち小作料關係のものが其の大半を占め、大正十五年の如きは七七%に及んだ。然るに近年は漸次この傾向を變じこの種のものは甚だしく減少し、昭和八年の如きは僅かに二〇%に過ぎない。然るに昨年は一、三八六件にして總數に對する三六%を占め、各種原因の首位を占めたのである。之は卽ち昨年の風、水、旱、冷害等に依る不作を原因とした集團的爭議が增加した爲である。尙玆に注意すべきは小作地引上其の他小作權關係に因るものが最近著しく增加した事である。この種のものは大正十五年以前に於ては皆無の狀態であつて、昭和二年に至つて初めて一二五件を見たが猶總數の一割に過ぎなかつた。然るに其の後急激に增加を來し昨年の如きは一、三六四件にして總數の三五%餘を占め、前年に比すれば約百五十件の增加を來したのである。之は要するに近來地主が小作料不納を理由とし、或は爭議の煩から脫せんが爲めに小作地の返還を求め、又は鐵道、道路、學校等の敷地となし、或は住宅地の經營等の目的の爲に土地の明渡を求めるもの等次第に多く之に對して小作人は小作權を主張し、或は離作料を要求して爭議を惹起しつゝあることは最近著しきが爲である。

殊に近來の如き財界の不況は益々小作人を疲勞せしめ、小作人は生活保持の爲めに小作料の不納を敢てし、其の結果地主も亦窮乏に陷り、地主は局面轉換の爲に土地返還を要求して玆に不可避的な爭議を激發せしめつゝあるのである。以上の如く爭議の種々の原因を記載したが、之等のものゝ中唯單に表面上の題目に過ぎず根本的な原因は他にある場合は決して少くはない。

殊に組合の煽動に基因する場合等は何等かの口實を構えて事を起す事が多い。要するに爭議の原因は單純な理由に基くばかりではなく思想的、經濟的、或は政治的にあらゆる事由が相錯綜して其の原因を爲すものである。

昭和五年以降小作爭議原因年次別調

原因別＼年次別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年		昭和九年	
				件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
風水蟲旱害等に因る不作	四五九	七三四	六三二	五三一	二〇%	一、三八六	三六%

小作料高率	一四三	八三	三九	五八	三	九八	三				
小作料増額	三九	二三	四〇	三九	一	一一二	三				
小作慣行の改廃	一二	七	五	一	—	一一	—				
小作地引上其他小作権關係	六三〇	八六九	八四八	一、二一六	四五	一、三六四	三五				
農産物價格下落生産費又は諸物價騰貴	一七七	一六六	三八	四九	二	三八	一				
他の勞銀に比し小作人の收入少きため又は小作の收支不償	二三	二	七	二八	一	三〇	一				
他の例に倣ひたるもの	一二	一〇	一二	一四	—	二	—				
その他	二二八	三三七	四六二	七四一	二八	八〇八	二一				
合計	一、五〇一	二、二三一	二、〇八三	二、六七七	—	三、八四九	—				

二、爭議の要求事項

小作爭議の要求事項は其の原因とは全く表裏の關係をなし、不可分の關係に立つべき性質のものである。

從つて爭議の原因に就て特筆した所は其の反面の結果を現出することゝなる。從來は小作料の一時的減額又は永久的減額等を中心とする卽ち小作料關係のものが大部分を占め、殊に小作爭議物興の初期に於ては特に其の傾向が顯著であつた。而して爾後漸次減少の傾向にあり、稍々趣を異にしてゐるが、猶依然として要求事項の首位にある。然るに昭和七年頃より再び減少の傾向を辿りつゝありしが昨年に於ては一躍四一%、一、七四九件を算し、前年に比すれば相當の增加を示して居る。然るに之に反して土地取上又は明渡等に依る小作權關係を原因としての爭議が激增したので、之に對して小作契約の繼續、小作權の確認又は賠償を求め、或は永小作權の獲得を要求するところの小作權關係の要求が著しく增加した事は蓋し當然の事にして最も注目を要する事象である。卽ち昨年の如きは一、八四三件に達し、總數に對する約四五%の割合を示して居る。之を小作料關係のものゝ減少と比較すれば最近兩三年の間に著しい變動を招來した事を知ることが出來る。然しながら之によつて小作人が小作料に對する不平不滿が緩和され、又は小作料が爭議に對して持つ重要性を喪失しつゝあるものと解する事は早計である。寧ろ小作料の高低を論ずる前に小作人を小作關係から除外せんとする地主側の耕地の引上による爭議に轉換された結果と見るべきが至當である。

現に地主側よりの土地の引上契約解除の申込には、小作料の滯納を遠因とするものが相當多數包含することは一面經濟界の不況と農村疲弊の實狀を物語ると共に之は爭議と小作料とが最も密接な關係にあることを立證するものである。

昭和五年以降小作爭議要求事項年次別調

要求事項別＼年次別	昭和五年	昭和六年	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
			件數	小作數に對する割合	件數	小作數に對する割合	件數	小作數に對する割合
小作料關係	九六七	一、二六九	一、〇四三	三二%	一、〇三六	三二%	一、七四九	四二%

譯	一時的減額	七四八	一、一〇五	八七六	八五〇	二六	一、四六六	三五
	一時的免除	六七		七四	五一	二	四九	一
	永久的減額	一一一	七五	四七	九〇	三	一一七	三
内	小作料増額反對	三八	二二	四一	四〇	一	一一三	三
	込米の廢止	三	—	五	五	—	四	—
小作權關係		六四八	一、〇三七	一、一三九	一、六一六	五一	一、八四三	四四
		五七六	八七三	一、〇二七	一、四三五	四五	一、六四九	三九
内	小作契約の繼續	五五	一四二	九四	一四六	五	一六四	四
譯	小作權の確認又は賠償	一七	二二	一八	三五	一	三〇	一
	永小作權の獲得	一九	一二	一九	二五	一	三二	一
	奬勵米等の給付又は增額	三	一七	二〇	二四	一	一七	—
	小作人の特別なる支出に對する補償	八	二六	七	一三	—	六四	二
	納米の格下俵裝等に就ての制限緩和	二	—	—	—	—	—	—
	組合の自由又は確認							
	其の他	一八四	一八四	二二六	四八一	一五	四九九	一一
	計	一、八三一	二、五四六	二、四五四	三、一九五	—	四、二〇五	—

三、小作爭議と農民團體

小作人組合は小作人の社會的地位の向上を計り經濟運動の外、政治、敎育等各種の運動を行ひつゝあるが、多くは小作問題を中心とした對地主運動が其の主要目的であると謂ふ事が出來る。而して小作人組合は其の組合の運動を盛んならしむるが爲に各種の問題を提へて之を爭議化せんとし、或は他の爭議を應援して組織の擴大を計らんとしつゝある。尙未組織地の小作人も亦爭議を機として組合を結成し、問題を有利に解決せんとするものが多かつた。然るに昨年の爭議の關係を見ると爭議件數三、八四九件の中組合（無產政黨を含む）の關係したものは一、〇六〇件にして爭議件數に對して二七%餘を占め、前年の四一%に比すれば相當の減少を來してゐる。之れは最近社會情勢の變動に伴ひ農民運動の不振が直ちに爭議の指導關係に影響したが爲である。此の中全國農民組合の關係したるもの最も多く六六四件を占めて居る。

小作爭議關係小作人組合調

關係組合		關係爭議件數	組合關係あるものに對する%	爭議件數に對する%
組合關係あるもの	全國農民組合	六六四	六三・〇	一七・三
	日本農民組合	一〇六	一〇・一	二・八
	日本農民組合總同盟	三〇	三・〇	〇・八
	皇國農民同盟	五	〇・四	〇・一
	地方組合	四七	四・一	一・二
	山形縣農民組合	七	一・〇	〇・二
	内 北日本農民組合	二三	一・一	〇・六
	譯 秋田農民組合	一七	二・〇	〇・四
關係組合	大日本國家社會黨	二	〇・一	—
	社會大衆黨	四	〇・三	〇・一
	愛國政治同盟	一	—	—
	その他	二〇一	一九・〇	五・二
	合計	一、〇六〇	一〇〇・〇	二七・五
組合關係なきもの二、七八九		—	七二・五	
總計		三、八四九	—	一〇〇・〇

次に地主組合も亦其の地位擁護の爲めに設立されたものにして爭議を應援指導する數は相當多數に上り土地會社を合して一七七件に達して居る。

小作爭議關係地主組合調

關係組合	件數	總件數に對する%
山梨農村振興會	一九	〇・五
山陰土地株式會社	一	—
地方地主組合	一六	〇・四
內譯 長沼村地主會(北海道)	一四	〇・三
內譯 强戸村自治會	二	〇、一

關係組合	件數	總件數に對する%
土地會社	五〇	一・二
其の他	九一	二・四
合計	一七七	四・五
組合關係なきもの	三、六七二	九五・五
總計	三、八四九	一〇〇・〇

附

一　無產政黨運動の沿革

(1)　明治時代

明治時代より大正時代初期にかけての無產政黨運動は概して啓蒙運動の域を脫せず、無產階級自身の階級的意識に基く運動と云ふよりは寧ろ社會主義若くは社會改良主義者を中心としたる思想運動たるの觀があつた。

自由民權運動の進展と相俟つて東洋社會黨（十五年）若くは車界黨（十六年）の成立を見たが、之等は泰西諸國に於ける社會黨の單なる模倣的運動に過ぎなかつたやうである。明治二十五年大井憲太郎によつて組織せられた東洋自由黨は其政綱に勞働者保護を掲げ黨の別働隊として日本勞働協會及び普通選擧期成會を組織したことは假令それが嚴密なる意味に於ける無產政黨として見る能はざるにせよ、無產政黨史上注目に價するものであらう。

日淸戰爭を以て一劃期とし、我國の產業界は著しく資本主義的發展を遂げ、勞働問題は漸次社會問

題化するに至り、社會主義運動も亦是等一般國內情勢と相應じ漸く旺ならんとする傾向が現れ、明治三十三年には治安警察法が制定せられた。

明治三十一年に至り社會主義の原理と之を日本に應用するの可否とを研究する目的の下に社會主義研究會が誕生したが、同會は後に純然たる社會主義者の團體となり遂に名稱を社會主義協會と改稱した。

社會主義協會は翌三十四年に至り當時の勞働組合運動者と接觸し社會主義を基調とする政治運動を起すに至り、三十四年五月安部磯雄、片山潛、幸德傳次郎等の諸氏が中心となり、社會主義の實行を目的とする社會民主黨を組織したが、卽日結社禁止となつた。同年六月更に日本平民黨の結社屆をなし之亦禁止せられた。此社會民主黨は大體に於て我國に於ける無產政黨の濫觴とも目さるべきものであらう。

政黨樹立に失敗したる社會主義協會は三十六年本部を平民社に移し、平民社は以後社會主義運動の中心となつた。乍併平民社も社の財政的窮乏、思想並に感情上の確執等に基因し三十八年には解散の止むなきに至り、其後は凡人社、由分社等に於て夫々雜誌の發行或は著書の出版によつて社會主義思想の宣傳普及に努めた。又同年五月の總選擧に於て木下尙江が社會主義候補者として前橋市に立候補したことは蓋し無產政黨候補者の嚆矢とも見るべきであらう。

以上の如くにして無產政黨運動は一時頓坐したる形であつたが、三十九年西園寺內閣の成立と共に、西川光次郎等は試みに日本平民黨の結社屆を提出し之が政府に受理せらるゝや、更に堺利彥等は日本社會黨の結社屆を提出し之亦政府の承認するところとなつた。玆に於て二黨は合同し二月合同大會を開催した。之が日本社會黨の第一回大會であつて同黨々則には「國法の範圍內に於て社會主義を主張す」と規定してゐる。之が我國に於ける最初の合法的無產政黨とも云ふべきものであらう。乍併同黨も其翌年第二回大會後結社禁止を命ぜられて解散した。

續いて四十年には西川光次郎等は日本社會黨の、又四十一年には堺利彥等は平民協會の結社屆を提出したが共に卽時禁止となつた。

斯くして明治時代に於ける無產政黨運動は實質的には何等の成果を收めざるに四十一年には所謂赤旗事件、四十三年には大逆事件を惹起し、是以來社會主義運動に對する取締は嚴重を極むるに至り大正時代の初期にかけて社會主義運動、無產政黨運動は全く消滅せるが如き狀態であつた。

(2) 大正時代前期

赤旗並に大逆事件後に於ける社會主義運動の陣營は殆んど潰滅に瀕し、僅かに堺利彥等の實文社が大正八年頃迄社會主義者の唯一の根據地たるかの如き觀を呈してゐた。

乍併、歐洲大戰を契機として我國に於ける自由主義、民主々義の勃興、資本主義經濟の一大躍進、それに伴ふ無產階級の階級的結成等により、將又ロシヤ及びドイツに於ける革命等に刺戟され、社會主義運動は漸次更生の路を辿り、七、八年頃よりは社會主義思想は恰も時代の寵兒たるかの如く言論界を賑かならしめた。八、九年は實に社會主義運動の飛躍期とも云ふべく、大小無數の社會主義團體が各地に簇出した。又是等の社會主義團體特に新人會、曉民會等の如きは深く勞働組合內部に侵入し組合と緊密なる關係を結ぶに至つた。

乍併是等の簇出せる社會主義團體は何等の統制なく各派對立の狀態に在つたが爲、九年末に至り社會主義同盟を創立した。同同盟は從來の社會主義者及び學生其他の社會主義團體、勞働組合等を包含し相當注目せられたるも其具體的活動は見る能はずして翌年五月結社禁止となつた。

社會主義同盟解散後に於ける社會主義思想界は國家社會主義、社會民主々義、サンデイカリズム、ボルシエヴイズムの分野が漸次明確となつた。國家社會主義は當時サンデイカリズム、ボルシエヴイズムに壓倒せられ其勢力を伸長することは不可能であつたが、昭和六、七年頃になり一大勢力をなすに至り、社會民主々義は爾來勞働運動、無產政黨運動の中堅的勢力を持續し、サンデイカリズムはボルシエヴイズムと共に一時無產政黨運動界を風靡するかの如き觀を呈したのであるが、大正十一年勞働組合總聯合の分裂を契機として衰退し、ボルシエヴイズムは三・一五、四・一五事件に至る迄無產政黨、勞働運動界に於ける一大勢力を構成した。

(3) 大正時代後期

資本主義の發展、財界の變動、是に伴ふ社會的不安の增大、社會主義思想の浸透、民主々義思想の普及と普通選擧運動等是等國內一般情勢は無產階級の階級的結成を促進せしむるものがあつた。

卽ち勞働組合は大正元年友愛會が結成され歐洲大戰以來每年著しく增加し、小作人組合は大正十一年日本農民組合の組織を見ると共に此頃より激增した。而も是等勞働農民團體の多くは社會主義者の指導下に在るか、若くは彼等と緊密なる關係を有してゐた。

勞働組合に於ける普選運動は大正八、九年頃相當熾なるものがあつたが、斯かる政治運動はサンデイカリズム思想が勞働運動界を風靡すると共に一時沈滯した。

乍併、大震災を轉期として勞働團體は直接行動主義の無力と政治的抗爭の必要を痛感したるもの如く、又山本內閣の普選實施の聲明と相俟つて政治運動を等閑視し能はざる狀態となつた。而して十二年末より十三年にかけて勞働組合の多くは積極的に若くは消極的に政治行動を是認し政黨組織に進出するに至つた。

一方農民團體に在りては日本農民組合は其創立當時より政治運動に對しては積極的態度を示し、十

三年中は普選對策に關して種々劃策し、十四年六月に至り全國的單一無產政黨を提唱した。又同年施行せられたる市町村會議員選擧に活動し三百二十餘名の當選者を獲得する等、無產政黨運動史上其活動は注目に價すべきものがあつた。

勞働、農民組合の無產政黨樹立運動と相俟つて無產政黨樹立に當つて重要な役割を演じたのは政治研究會及び獨立勞働協會等の諸運動である。

大正十二年十二月に組織せられたる政治問題研究會は政治研究會の前身とも見るべきものである。政治研究會は十三年六月誕生してより大正十五年五月大衆教育同盟と改稱するに至る迄約二ケ年の命脈を保つた。政治研究會は無產階級の立場より、政治、外交、財政、經濟、教育、產業、勞働、社會の諸問題を調査研究し之が對策を確立し、大衆の政治的組織を促進し、日本社會の合理的改造を期すのが目的であつた。本會の運動は最初は無產政黨組織促進運動であつたが、第二回大會（十四年四月）後漸次左翼化し臨時大會（十四年十月）には島中雄三、高橋龜吉等の右翼幹部諸氏が辭任し、それ以來純然たる左翼無產政黨樹立運動と化するに至つた。主要勞農組合の政治研究會に對する態度は日本勞働組合評議會を除き概して消極的親善關係を保つ程度であつて漸次敬遠さるゝ傾向があつた。同會は主として無產知識階級、學生、俸給生活者、小市民階級、未組織勞働者、農民等の間に其勢力を扶殖し之が組織に於て與つて力があつた。乍併臨時大會を轉期として著しく左翼化したる爲其勢力の衰退は免れず、農民勞働黨の組織には是に參加したるも、同黨組織に當り總同盟、評議會の脫退及び同黨結社禁止の原因をなしたるものは實に政治研究會であつた。勞働農民黨の組織運動に於ては同會は全く埒外におかれたが、勞働農民黨の結成によつて同會の目的は達成せられた譯である。而して十五年四月の中央委員會に於て大山郁夫、鈴木茂三郎等は同會を解消し新たに教育機關の設置を提唱し其議容れられずして辭任してより脫會者續出し同年五月の全國支部代表者會議に於て大衆教育同盟と改稱した。大衆教育同盟は活動殆んど見るべきものなく一年後には自然消滅の形となつた。

大正十五年二月六日安部磯雄、吉野作造、賀川豐彥、島中雄三、藤井悌、高橋龜吉、片山哲等の諸氏が會合し「無產政黨の組織を外部から促進すること、無產政黨が必要とする調査研究を行ふ」ことを目的として獨立勞働協會を創立した。本協會は正に前記政治研究會の右翼派の主流とも見るべきものであつて、三月に入り安部、賀川の二氏は勞働農民黨の中央執行委員に就任したが、協會は獨立して運動を持續し、七月理事會開催の結果會員中の有志の運動として民衆的政黨の樹立運動を始め準備委員會を組織した。此成果が後述の社會民衆黨である。

大正十三年一月には英國に於て第一次勞働黨內閣が成立し、又我國に於ては大正十四年三月普通選擧法が議會を通過した。是等の事象は無產階級の政治運動を刺戟し、前述の諸情勢と相俟つて無產政

黨樹立の氣運を具體化せしむるに至つた。

無產政黨組織に當り其組織方針に二つの傾向が現れた。一は地方政黨を結成し之を基礎として全國的政黨を組織せんとするもの、一は全國的政黨を組織し然る後に地方支部を建設せんとするものである。後者は日本農民組合及び各種勞農無產團體大多數の採りし所であり、前者は日本勞働總同盟（理論上全國的單一無產政黨主義を肯定しながら）の採りし方針であつた。

先づ大正十四年中には足尾立憲公民黨（二月）、九州民憲黨（四月）、千葉民政黨（七月）、關西民政黨（七月）の四地方無產政黨の結成を見た。此四黨は何れも總同盟の指導下に在り、同年施行の市町村會議員選擧に於ては足尾は七名、九州は四名、千葉は四名の議員を夫々當選せしめた。乍併總同盟の地方無產政黨樹立方針に對しては日本勞働組合評議會、政治研究會其他の無產團體より全國的單一無產政黨運動を阻害するものとして相當攻擊されたが爲、七月には四黨の共同聲明書の發表を見るに至つた。

全國的單一無產政黨主義は當時の全無產階級の決定的意見であつた。最初の全國的單一無產政黨樹立運動とも見るべきものは十四年二月三日、日本農民組合本部に於て日本勞働總同盟、日本農民組合、官業勞働總同盟の三者共同提唱の下に「無產政黨の組織、國際勞働會議及び勞働法制に對する態度決

定」を目的として開催されたる全國勞働組合協議會である。同協議會は更に後日創立委員會を開催する豫定であつたが、是は勞働組合間の事情によつて流會となり、且つ總同盟に在りては分裂問題を惹起し日本勞働組合評議會が結成され勞働組合間の對立抗爭は更に激化した爲勞働團體は全國的無產政黨運動を提議し得ない狀態となつた。

玆に於て日本農民組合は十四年六月二十一日付を以て會員一千名以上を有する三十一勞働無產團體に對し無產政黨組織の準備機關組織に關して提案した。而して日本農民組合の提唱せる無產政黨組織準備會は同年八月十日大阪市中島公會堂に於て開催され、其參加團體は總同盟以下十六團體であつた。是より綱領規約調査委員會の開催せらるゝこと數回、總同盟と日本勞働組合評議會及び政治研究會との對立抗爭は遂に總同盟、評議會の脫會を見るに至らしめ、政治研究會は結黨後解散することゝ決定し、十二月一日東京市美土代町基督教青年會館に於て農民勞働黨の結成大會が開催された。乍併斯くして曲りなりにも全國的單一無產政黨のスローガンの下に成立したる農民勞働黨は卽日結社禁止となつた。

農民勞働黨の解散は無產政黨陣容に相當打擊を與へた。乍併無產政黨樹立の欲求は依然として停止すべくもなく、日本農民組合に於ては農民勞働黨解散の翌日聲明書發表と共に小委員會を設置し第二次政黨樹立運動の準備に着手した。又一方官業勞働總同盟、市電自治會、司厨同盟、製陶同盟等八團

體の間にも再組織の意向が動きつゝあつた。十二月中旬日本農民組合の代表が各團體を訪問し第二次無產政黨組織運動に關し諒解を求め其意見は一致した。よつて十四年十二月二十九日川村保太郎（官業）、山上武雄（日農）兩氏の名を以て翌年一月十三日第一回協議會開催の通知を東京市電自治會、機械勞働組合聯合、日本勞働總同盟、中部農民組合、日本司厨同盟、大阪市電自助會、日本勞働組合總聯合會等に發送した。三月三、四日兩日に亘り創立委員會（大阪市、中央公會堂）を開催し十五年三月五日大阪市大阪基督教青年會館に於て勞働農民黨の結黨式が擧行せられた。同黨の中央執行委員長は安部磯雄、賀川豐彥及び總同盟、農民組合、官業、總聯合、司厨、自治會、製陶同盟の代表者等二十四名であつた。「我國の國情に卽し、無產階級の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。合法的手段に依り不公正なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。特權階級のみの利害を代表する旣成政黨を打破し議會の徹底的改造を期す」のが同黨の綱領である。

勞働農民黨は其組織準備當時より共產主義系排除を標榜し日本農民組合及び右翼勞働組合のみを基礎としたもので其思想的系統は社會民主々義とも見るべきものである。

乍併全國的單一無產政黨に對する憧憬は評議會等の有力團體を何時迄も埒外に放任することを許さなかつた。評議會は最初より入黨を希望したのであるが黨組織後は黨の左翼派を通じて入黨運動を試み、又日本農民組合內には單一無產政黨組織理論より此制限的組織を難詰し左翼組合への門戶解放を主張せんとする空氣が濃厚となつた。勞働農民黨は立黨以來分裂に至る迄對外運動としては何等見るべきものなく、單に此門戶開放問題が其論議の焦點となり、黨內の空氣は門戶解放を主張する農民組合と入黨制限を固守する總同盟一派の對立狀態を示してゐた。

第一回中央委員會に於ては前述中央執行委員選出の勞農組合の外日本海員組合、大阪市電自助會、海軍勞働組合聯盟に屬する個人のみを勸誘するに決し、第二回中央執行委員會に於ては一般に門戶を解放し入黨の資格を充分審査することに決定し、第三回中央執行委員會に於ては再び評議會、大衆教育同盟、全日本無產者同盟の三團體員の入黨は當分拒絕し水平者無產者同盟に對しては尙考量することに決定した。斯くして門戶解放問題は表面上一時解決したのであるが、本部に於ける入黨制限は右翼派の勝利に歸したるも黨の實勢力を構成しつゝある地方支部の門戶は依然として閉さるゝことなく非公認支部は支部準備團體の名目に於て政治鬪爭を展開し、而も本部に對し支部承認を要求し黨の方針と相反する運動を試むものがあつた。評議會に在りては積極的に三團體排斥反對を叫び、又日本農民組合に於ては青年部は門戶解放要求の聲明書を發表し、更に日本農民組合擴大中央委員會（十月二十一、二日）は第四回黨中央執行委員會に於て門戶解放の要求を提議することを決議するに至つた。勞働總同盟に在りては是に對し緊急中央委員會（十月二十三日）を開き第四回黨中央執行委員會に於

て脫黨すべき旨決議した。斯かる情勢の下に第四回中央執行委員會が十月二十四日協調會館に於て開かれたが、先づ坂本孝三郎發言を求め脫退聲明書朗讀の上、總聯合、自治會、司厨同盟の委員は退場し、續いて官業勞働總同盟、總同盟の委員並に安部、賀川の兩氏も退場し、後には日本農民組合、製陶同盟の兩組合のみが殘された。製陶同盟も亦十一月に至り脫退するに至つた。

斯くして分裂したる勞働農民黨は新勢力（評議會等）を加へ十一月十二、三日の兩日に亘り協調會館に於て第一回大會を開催した。此大會に於て中央執行委員長杉山元治郎が辭任し大山郁夫が中央執行委員長に推薦された。斯くして更生した勞働農民黨は左翼無產政黨として諸運動を展開した。

日本農民組合に於ては左右兩黨の思想的對立が發生した。第五回全國大會（十五年三月十一日）に平野力三、岡部完介の二氏は第一次無產政黨組織運動に當り本部方針に反し總同盟一派の右翼派と策動したといふ理由で査問會に附せられ、之が原因となり彼等の指導下に在りし山梨縣聯合會及び福岡縣聯合會の一部が勞働農民黨を脫退した。而して四月十一日に至り舊山梨聯合會が中心となり全日本農民組合同盟を組織し政黨に對する決議文を發表し新政黨樹立の意向を表明した。八月二十五日農民黨組織準備會を開き、十月十七日協調會館に於て日本農民黨結黨式を擧行した。同黨の綱領は「人類の平和幸福を目標とし、天地の公道に則り世界の大勢に順應して合理的新社會の建設を期し、社會正義の實現、日本國本の振起、議會政治の改革、產業國策の確立、農村文化の樹立」を目的とするものであつた。黨總務委員は須貝快天外三名、幹事長は平野力三であり、顧問には北澤新次郎、五來欣造、高橋龜吉、高畠素之等の諸氏が擧げられた。同黨は以來「農民は農民黨へ」を標語として無產政黨の最右翼陣營を構成するに至つた。

社會民主々義政黨樹立運動の源泉は前述の獨立勞働協會であり、獨立勞働協會は十五年七月十六日大隈會館に於て右翼社會民主々義政黨の創立を決議した。これと同時に同協會の理事長にして勞働農民黨の中央執行委員たる安部磯雄は勞働農民黨第三回中央執行委員會（七月二十六日）に於て新たに知識階級、小商人、未組織勞働者等一般無產階級を包含したる無產政黨樹立の決意あることを發表し諒解を求めた。又現實主義を奉ずる總同盟との間には從來一脈相通ずるものがあり、總同盟の勞働農民黨脫退以來兩者の關係は頓に緊密となり、兩者の提携によつて新黨組織の運動が具體化するやうになつた。安部磯雄、吉野作造の兩氏は更に堀江歸一と無產政黨運動に關して協議し十一月四日新政黨樹立促進會を作り同月二十日開催豫定の新政黨組織相談會の招待狀を關係各方面に發送した。二十日の相談會には右三氏、總同盟、海員組合、自治會、官業勞働、海軍勞働組合聯盟、製陶同盟、海員協會、中部農民、總聯合、工人俱樂部、全日本鐵道從業員組合、千葉民政黨の代表者並に北澤新次郎、馬場恒吾、白柳秀湖等約六十名が出席した。同日引續き政黨組織準備會を開催し、綱領、政策並に規約起草特別委員を選任し該委員は安部氏私案を骨子として審議することに決定した。出席者は總同盟、

官業勞働、工人クラブ、千葉民政黨、獨立勞働協會、中部農民組合の代表者並に個人等三十七名であつた。製陶同盟、自治會、總聯合、日本海員組合、海員協會は傍聽し何れも各組合の正式機關の決定を經て參加する希望ある旨挨拶するところがあつた。斯くして十二月五日協調會館に於て社會民衆黨の結黨式が擧行せられた。中央執行委員會議長には安部磯雄、中央執行委員には鈴木文治、島中雄三の二氏、書記長には片山哲が選任された。社會民衆黨の綱領は「勤勞階級本位の政治經濟制度を建設する事を以て健全なる國民生活を樹立する所以と確心し之が實現を期す。資本主義の生產並に分配方法に健全なる國民生活を阻害するものありと認め合法的手段に依つて之が改革を期す。特權階級を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排す」といふに在り、無產政黨の陣營に於ては右翼政黨と目すべきものであつた。

勞働農民黨に於ける左右兩翼の思想的對立の激化するにつれ、總同盟及び日本農民組合內に在りては夫々其極端なる右翼化或は左翼化せんとする同盟或は組合の動向に對し不滿を抱く一派が生じ、勞働農民黨の分裂するや互に相接近し共に新政黨組織運動を起すに至つた。斯くして十一月二十二日には神田區日芳館に於て總同盟の麻生久、藤岡文六、石川寅吉等と日本農民組合の三宅正一、淺沼稻次郎、須永好、吉田賢一等及び三輪壽壯等が會合し新黨樹立に關する相談會を開き、翌二十三日には協調會館に於て日本勞農黨發起委員會を開催し、十二月八日に結黨式を擧げることになつた。乍併其前日七日に至り是迄中立的立場に在りし總聯合、司厨同盟、製陶同盟等から、是等諸組合が新黨に參加すべき決意を有するにより結黨を延期されたしとの提案があり、よつて翌九日協調會館に於て日本勞農黨の創立大會を開催した。中央執行委員は麻生久、三宅正一、村松信太郎、須永好等であり、書記長は三輪壽壯に決定した。同黨の綱領は「我國の國情に卽し無產階級の政治的、經濟的、社會的解放を期す。合法手段に依り不合理なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。無產階級の利害を代表し特權階級の壟斷する議會の徹底的改造を期す」と云ふに在つた。

(4) 昭和時代初期

昭和二年は無產政黨の對立抗爭の年とも見るべく、大正十五年成立したる無產政黨は互に論難排擊を事とし、其勢力爭奪は各所に行はれ、無產階級の政治的勢力を徒らに分散せしむる狀態に在つた。殊に同年秋施行せられたる府縣會議員選擧に於ける經驗は無產政黨の分裂抗爭の非なるを如實に示すものがあつた。而して年末に至り無產政黨の合同論は各方面より起り、無產政黨に於ても自ら其必要性を痛感するものが生ずるに至つた。卽ち勞働農民黨は既に大正十五年十二月中數回に亘り、又昭和二年十一月、日本勞農黨に對し合同問題を提唱したのであるが、日本勞農黨の拒絕するところとなつた。又日本勞農黨は昭和二年十一月二十一日勞働農民黨、社會民衆黨及び日本農民黨に對して宗派的

分裂主義（福本主義）及び同主義者の徹底的排除を條件として無產政黨統一協議會の組織を提唱したが、是亦その成果を修むることが出來なかつた。

昭和二年に於ける無產政黨戰線統一運動は何等其具體化を見ざるに昭和三年二月二十日の衆議院議員選擧に直面した。昭和二年の府縣會議員選擧に鑑み選擧協定の必要があつた。日本勞農黨に在りては一月十六日勞働農民黨、社會民衆黨、日本農民黨に對し選擧協定に關する提議をしたのであるが、是に對し、日本農民黨は日本勞農黨と協定はなすべき意向あるも他黨との協定に應じ難しとし、他の二黨は此提議に贊意を表した。玆に於て一月十六日、日本農民黨を除く三黨は選擧協定協議會を開催し、二十一日の第二回協議會には關西民衆黨、民憲黨、勞農民憲黨、民衆新黨の地方無產政黨も是に參加した。斯くして選擧協定は不完全乍ら成立したのであるが、選擧激甚となるや協定は必ずしも實行されなかつた。

然るに三月十五日に突如として日本共產黨の檢擧（三・一五事件）があつた。第三インターナショナル日本支部の組織は大正十一年六月頃より企圖せられ、日本共產黨は同年十一月頃計畫され十二月に入り極秘裡に組織された。此中心的人物は堺利彥、佐野學、山川均等の諸氏であつた。而して此秘密結社日本共產黨は組織後數箇月にて發覺し大正十二年六月五日（所謂曉の手入れ）に一齊檢擧せられた。三・一五事件は實に日本共產黨の第二次の大檢擧である。

此日本共產黨の檢擧に相次ぎ、四月十日には勞働農民黨及び其支持團體たる日本勞働組合評議會、全日本無產青年同盟は共產黨と密接なる關係ありとの理由の下に結社禁止を命せられた。舊勞働農民黨幹部は結社禁止後直ちに新黨の結成に努め四月十二日舊黨本部に於て新黨準備會を開かんとしたるも事前に解散を命せられた。よつて翌十三日解散整理の協議會を開催し再擧を誓ひ正式に解散した。

舊勞働農民黨に在りては其解散に先立ち既に思想的對立が胚胎してゐた。卽ち所謂「福本イズム」が黨の指導精神として採用せられ左翼分裂主義なりとする大道憲二、黑田壽男等の反幹部派があつた。是等反幹部派は堺利彥、山川均、猪俣津南雄等を思想的背景とするものと稱せられた。此對立は三・一五事件より次第に表面化し、勞働農民黨の解散後更に顯著となり、遂に一は新黨組織準備會を組織し、一は無產大衆黨を樹立するに至つた。

七月十五日東京市神樂坂俱樂部に於て大道憲二、鈴木茂三郎、黑田壽男等三十五名相會して新黨の宣言、綱領、政策、規約黨名等を決定し、七月二十二日東京市帝大基督教青年會館に於て無產大衆黨の結黨式を擧行した。同黨は統一的黨樹立迄の過渡的政黨として創立されたものであり、昭和三年末日本勞農黨、日本農民黨の合同運動を見るや是に投じ、十二月二十日日本大衆黨の成立と共に消滅した。

舊勞働農民黨の主流幹部は新黨組織準備會を組織し（四月十四日）舊勞働農民黨の指導精神の下に

新勞農黨建設を目標として階級的政治運動を展開した。日本農民組合と全日本農民組合（日本勞農黨支持）との合同問題起るや（五月二十七日合同し全國農民組合となる）、準備會は日本勞農黨に對し合同を提議せるも拒絶せられた。其後十月二十五日より二日間に亘り東京市牛込區城西佛教會館に於て全國代表者會議を開催し幹事長大山郁夫以下幹事、綱領、主張、規約等を協議決定した。新勞農黨の創立大會は十二月二十二日より三日間に亘り東京市本所公會堂に於て開催されたが第三日目に於て、大會は解散を命せられ、準備會は結社禁止となつた。斯くして新黨組織は全く流產に終り、舊準備會幹部は政治的自由獲得勞農同盟全國準備委員會を組織した（十二月二十八日）。爾來準備委員會は合法政黨組織の意圖を放棄し半非合法的運動に沒入した。之が爲同派中の合法政黨論者は脫退するもの續出し、水谷長三郎の勞農大衆黨（京都、四年一月十七日組織）を初めとし中國無產黨（廣島、四年二月二日）、大和無產統一黨（奈良、四年、四月十六日）、宮城大衆黨（宮城、四年十月六日）、岩手無產黨、千葉勞農黨等の地方政黨が簇出するに至つた。而して是等六地方無產黨は勞農大衆黨の提案により四年八月八日更に無產政黨戰線統一協議會を結成した。乍併同派の大勢力は是等合法運動論者を極力排撃し眞の階級黨は共產黨あるのみとし潛行運動をなしつゝあつた。然るに昭和四年四月十六日に至り再び日本共產黨の全國的檢擧（四・一六事件）があり、本委員會の幹部尖鋭活動分子にして檢擧せらるゝもの多數に及び遂に其運動も不振の一路を辿ると共に合法的政黨の組織熱も次第に昂まりつゝあつた。

斯かる情勢の下に舊勞農黨以來の委員長たりし大山郁夫は細迫兼光、上村進等と共に八月八日新勞農黨樹立を提案した。此提案は勞農同盟準備委員會に異常なる衝動を與へ贊否兩論囂々たる間に十一月一、二日兩日に亘り勞農黨創立大會を擧行した。同黨の中央執行委員長は大山郁夫であり、書記長は細迫兼光であつた。「勞働者農民無產市民その他一切の被壓迫民衆の利益の擁護と伸張のために闘ふ。勞働組合農民組合の擴大强化を重要なる任務とす。無產階級戰線の統一を期す。全被壓迫民衆の政治的自由獲得の爲に闘ふ」と云ふのが同黨の綱領である。勞農黨は其後漸次陣容を整備しつゝあつたが、五年八月大阪府支部聯合會の黨解消あり、細迫兼光亦解消に贊成し、十月二十一日には河上肇、上村進等の黨に對する戰闘的解體意見の發表あり二回に亘る解消派の擡頭は著しく黨勢を衰退せしめたるも、同黨は常に合同論を主張し六年七月、遂に全國大衆黨等と共に全國勞農大衆黨を結成するに至つた。

政治的自由獲得勞農同盟準備委員會は大山郁夫等の合法政黨組織の提唱あるや、非合法派は極力是に反對し爾來勞農同盟と改稱し所謂公式的理論を遵守し共產黨の强化擴大に努めつゝあつたが、左翼勞農組合の大半が新勞農黨の結黨に參加したるを以て日本勞働組合全國協議會の一部、犧牲者救援會、反帝國主義同盟、全日本無產者藝術團體協議會等極小數の急進分子の支持を受くるに過ぎない狀態となつた。

昭和三年は實に無產各派合同運動の年であつた。無產階級の戰線統一の必要は當時に於ける一般的輿論であり、又其必要は府縣會議員選擧、衆議院議員選擧を通じて無產政黨自身が體驗した。而して勞働農民黨は其解散前後を通じ屢々日本勞農黨との合同を劃策したが常に失敗に歸した。而して合同運動は先づ日本勞農黨を中心とする中間派の合同運動と社會民衆黨を中心とする右翼合同運動が具體化するに至つた。社會民衆黨に在りては三月以來勞農民衆黨（名古屋、三月四日）社會民政黨（八幡、三月十日）、佐世保民衆黨（十月二十六日）、民衆進黨（横須賀、十月二十六日）等の地方無產黨並に日本勞農黨所屬の群馬縣聯合會の一部を合併した。社會民衆黨は從來合同問題に關しては常に消極的態度を持してゐたのであるが此頃より大右翼結成を目し積極的態度を示すに至つた。

一方日本農民黨に在りては「農民は農民黨」のスローガンを捨て三年十二月一日日本勞農黨に對し合同を申込んだ。又之と同日、日本勞農黨は無產大衆黨、及び九州民憲黨より合同申込を受けた。日本勞農黨は直ちに中央執行委員會を開き對策を協議した。無產大衆黨との合同に關しては日本勞働組合同盟の强固なる反對意見があつたが、結局大勢の赴くところ大衆黨を包含する合同に決し、更に信州大衆黨、千葉勞農黨、神奈川自治會、中部民衆黨、關西民衆黨、革新勞働黨、島根自由民衆黨に對し合同協議會參加を提議し五日合同協議會を開催することに決定した。五日の合同協議會には日本勞農黨、日本農民黨、無產大衆黨、民憲黨、中部民衆黨の五黨代表者二十二名が出席した。以來協議會を重ぬること六回十二月二日協調會館に於て前記五黨並に信州大衆黨、島根自由民衆黨の七黨合同よりなる日本大衆黨の創立大會を擧行した。中央執行委員長には高野岩三郎、顧問には杉山元治郎、書記長には平野力三を推し、中央執行委員は麻生久等二十七名であつた。同黨の綱領は「我國の國情に卽し、勞働者、農民及び無產市民の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。合法的手段を通じて現在の不合理なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。無產階級の利害を代表し、有產階級の壟斷する政治的諸制度の徹底的改造を期す」と云ふにあつた。

斯くして昭和三年末には全國的政黨として社會民衆黨、日本大衆黨の二黨が並立し、舊勞農系は勞農黨の再建に失敗して非合法派並に合法派の對立中に在つた。

社會民衆黨は昭和四年に入り更に弘前自由黨、吳獨立民衆黨、德山民衆黨、藝南民衆黨を併合し所謂大右翼結成に邁進しつゝあつたが、年末に及んで本黨も分裂に頽はされた。此分裂の遠因は總同盟の大阪府聯合會の分裂に在る。總同盟大阪聯合會の分裂派は昭和四年九月勞働組合全國同盟を組織し爾來事毎に反總同盟的行動に出でつゝあつた。而してこれが爲社會民衆黨大阪府支部聯合會に於ても右二派を中心として對立の傾向があつた。昭和四年十二月開催の社會民衆黨大會に於て總同盟は全國同盟の有力幹部の除名を主張し之を可決せしめ、之が原因となり大會第三日（十二月十二日）全國同盟は遂に脫黨するに至つた。全國同盟の田萬清臣、庄健一、大矢省三等は直ちに全國的無產政黨組織

を決議し、十三日には大阪に於て新黨組織準備會を開催した。又一方總同盟幹部に對し慫らざりし宮崎龍介一派は是に乘じ十二月二十五日社會民衆黨反動化防衛全國協議會を開催し、鈴木、松岡、西尾の三幹部に對し黨脫退を要求した。黨本部に於ては右協議會の解散を命じたるも之を納れざりし爲二十九日宮崎龍介を除名した。玆に於て此兩者相合し一月十五日東京市帝大基督教青年會館に於て全國民衆黨の結黨大會を擧行した。中央執行委員は田萬清臣、宮崎龍介等六名であつた。同黨の綱領は「勞働者、農民、小賣商人、商業使用人、俸給生活者等全勤勞無產階級の利益を代表す。勤勞無產階級本位の政治上、經濟上、社會上、文化上の諸制度を建設し勤勞無產階級の解放を期す。勤勞無產階級の組織的力を以て合法的手段により之が目的達成のため闘ふ」と云ふにあつた。(但し此綱領は五月十八日の第一回大會に於て字句の訂正を見た)

日本大衆黨は其成立過程に鑑み之が統制は相當困難なるものと稱せられたが、昭和四年一月福田狂二により所謂清黨運動が起され、それ以來黨の紛擾絶ゆるなく、五月十五日、日本農民黨の脫退するや中部民衆黨是に應じて獨立した。無產大衆黨は五月十六日黨出身幹部の除名せらるゝや、日本大衆黨分裂反對戰線統一同盟(後に日本大衆黨分裂反對全國實行委員會と改稱)を組織したが、所謂喰ひ下り戰術も奏功せず遂に十二月脫退し、一部は東京無產黨(十二月二十五日)を組織し一部は無產大衆黨(大阪、五年一月十日)を樹立した。斯かる情勢の下に七黨合同により成立したる日本大衆黨も日本勞農黨の單なる延長とも見るべき悲境に陷つた。

日本大衆黨より脫退したる日本農民黨(全日本農民組合)は其後數回に亘り社會民衆黨に對し合同を提議したが容れられず、七月二十日全日本農民組合各地代表者會議を開催し、社會民衆黨との合同交涉を打切り、全日本農民組合各地同盟及び聯合會は各自地方無產政黨を樹立することに方針を決定した。此結果九州勤勞黨(福岡、九月七日)、北日本民衆黨(新潟、十一月十六日)、山梨農民勞働黨(山梨、十二月十五日)等の地方無產政黨の樹立を見た。

一方無產政黨戰線統一協議會は十一月末に勞農黨、日本大衆黨、社會民衆黨の三黨に對し無產政黨合同の提議を試みたが何等の反響もなく、昭和五年初頭に於ては勞農黨、日本大衆黨、全國民衆黨、社會民衆黨の四全國的無產政黨と四十有餘の地方無產政黨が存在し、無產政黨分野は依然として複雜なる對立情態を示してゐた。

無產政黨の合同問題は選擧を通じて其必要性を痛感せしむる傾向がある。昭和五年の衆議院議員選擧の終はるや合同論は再燃した。

先づ勞農黨は二月二十七日「勞農大衆の利益の爲に闘はんため大衆と大衆との戰線統一を主張し」合同には「黨內批判の自由」を主張する旨の聲明書を發表した。又社會民衆黨、全國民衆黨、日本大衆黨、無產政黨統一全國協議會等に在りても相次で合同に關する聲明決議をなし、合同問題は三、四

月頃に至り其絶頂に達したるが如く見受けられた。乍併合同に對する各派の主張態度は夫々異り其進展は捗々しくなかつた。其後勞農黨は「黨內批判の自由」が各黨の批難の的となれるに鑑み形式上之を條件とせず無條件合同を提唱した。是に對し全國民衆黨と無產政黨統一全國協議會は合同申込の受諾を與へたが、社會民衆黨は指導方針と合同方針を異にするの故を以て拒絕した。日本大衆黨は勞農黨提唱の全合同は社會民衆黨の拒絕により破綻したるものとして別に全合同の前提として可能なる範圍に於ける合同を企て、四月二十六日全國民衆黨、及び無產政黨統一全國協議會との合同を提唱した。此合同運動は順調に進展し、七月二十日には協調會館に於て日本大衆黨及び全國民衆黨及び無產政黨統一全國協議會との合同の下に全國大衆黨創立大會を擧行するに至つた。同黨の中央執行委員議長は麻生久、書記長は三輪壽壯、統制委員長は大矢省三であり、高野岩三郎、堺利彥、賀川豐彥、杉山元治郎、松谷與二郎、高橋龜吉等は顧問に推薦せられた。同黨の綱領は「我黨は勞働者、農民、無產市民其他一切の被壓迫大衆の利益を代表す。有產階級の壟斷する政治的、經濟的、社會的、文化的諸制度を改革し無產階級の解放を期す。無產大衆の合法的組織力を以て之が目的達成の爲に闘ふ」と云ふに在つた。

斯くして中間的無產政黨分野のみの合同が實現されたのであるが、全國大衆黨は其立黨の精神に基き共同戰線黨として單一戰線の樹立を目標として他黨に策動した。又一方財界の不況深刻化に伴ふ一般民衆の窮乏等は分離對立の情勢に在る他黨との共同闘爭を必要ならしめ、若くは合同機運を助長せしむるものがあつた。此傾向は特に農村地方に著しく、例へば新潟縣下に於ては五年九月二十六日地方的合同とも見らるゝ三黨合同促進同盟が組織され、岡山縣下に於ても九月九日無產政黨合同促進岡山縣協議會が組織せられ、此外長野縣、群馬縣、京都府、北海道等に於ては事實上三黨或は二黨の共同闘爭が行はれた。斯くして所謂大衆の壓力による合同論が强調せられ、五年度の各大會は何れも合同問題が中心問題たるかの如き觀を呈した。全國大衆黨大會（十二月一日——三日）に於ては反資本主義的勢力結成の意味に於ける三黨の卽時合同を可決し、委員は直ちに社民、勞農二黨を訪問し合同を提議した。社會民衆黨大會（十二月七日——九日）に於ても無產政黨戰線統一の件が提案され、新潟、長野、北海道等の代議員は三黨の卽時合同論を主張したが、結局合同の前提として日常闘爭、選擧協定を中心とする全國大衆黨との共同委員會設置の本部案が可決せられた。又勞農黨大會（十二月十九日——二十一日）に於ては無條件卽時合同が可決され全國大衆黨の提唱に應諾すると共に社會民衆黨に對し合同を勸誘するところがあつた。

超えて昭和六年二月九日の全國大衆黨の中央執行委員會は合同の具體策に付き協議し全合同實現の爲三黨合同促進協議會を設置することを決定し、十二日に勞農黨に合同促進會の設置方を提唱し其承諾を得るや三月十五日第一回の無產黨合同促進委員會を開催し、是に不參加の社會民衆黨に對しては

更に委員會參加を勸誘すると共に合同に關する具體的協議を進めた。社會民衆黨は左記二黨の勸誘に對し大會決議を固守し是に應じなかつた。乍併同黨內に於ける合同論者たる新潟、長野、京都、神奈川、群馬等の一部黨員は社會民衆黨三黨合同實現同盟を結成し反本部派の態度を採り、四月三日の第二回無產黨合同促進委員會には正式に參加し以て積極的に社會民衆黨內に於ける合同論者の獲得糾合に努むると同時に他黨との合同を策した。斯くして四月十三日には合同促進委員會を無產政黨合同協議會と改稱し、七月五日協調會館に於て全國勞農大衆黨の結成大會を擧行した。大會決定の綱領は「勞働者農民無產市民の大衆的結合體として全被壓大衆の日常利益の擁護伸張の爲に闘ふ。資本主義制度の改革を徹底し以て無產階級の解放を期す。勞働組合農民組合その他無產大衆諸組織の擴大强化に努めこれが目的達成の爲に闘ふ」と云ふに在つた。而して同黨の書記長は麻生久に決定し、堺利彦、高野岩三郎、杉山元治郎、松谷與二郎、山崎今朝彌の五氏が顧問に推薦せられた。

社會民衆黨は其創立當時より比較的順調なる發展を遂げ他黨に比し優勢なる地位を占めつゝあつた。戰線統一問題に關しては單なる合同と云ふよりは大右翼結成を目標とし指導精神を異にする他黨との合同を極力排斥した。而して昭和五年末より六年一月にかけて全國民衆黨一派の脫退を見、更に全國勞農大衆黨の結成に際しては社會民衆黨三黨合同實現同盟の脫退を見たる爲相當打擊を蒙りたるも五年中には山梨農民勞働黨等を併合し、六年に入りては日本農民組合の創立（一月）さるゝや其支

持を受けるに至り、更に九州勤勞黨、名古屋民衆黨、農民勞働黨（高知）其他の合流するあり、國家社會主義一派の脫黨を見る迄は右翼合同等により概して發展擴大の經路を辿りつゝあつたと云ふべきであらう。

一方全國勞農大衆黨は七月五日所謂共同戰線黨として成立したのであるが、本黨內には其思想的立場に於て相一致せざるものあり、其統制的方面は相當困難なものがあつた。特に六年六月の日本勞働倶樂部の結成は同黨支持の勞働組合を以て組織したる全國勞働組合會議準備會の解散となり、日本勞働倶樂部反對派は關東勞働組合統一協議會を組織し、又黨の中心的支持組合たる全國勞働組合同盟內にも兩派の對立を來し黨の平和結束は著しく亂れた感があつた。而して十二月の黨大會に於ては「兩者の實質的なる解體統一に依る全國勞働組合會議の結成」を根本的態度とし勞働組合戰線統一の方針が決定せられた。

次に黨に於ける重大なる問題は日本勞働組合總聯合の脫黨問題である。昭和六年府縣會議員總選擧に於て全國勞農大衆黨の採りたる態度は餘りに全國勞働組合同盟を偏重し總聯合を無視したる嫌ありとし、十月開催の總聯合大會に於ては全國勞農大衆黨脫退が主張され其措置は政治特別委員會に一任された。十月二十四日委員會は黨に對し今後の總聯合に對する態度及び黨の戰線統一、共產主義、帝國主義戰爭に對する態度見解等に關し彈劾的質問を發し、遂に十二月には黨の支持を取消し、日本勞

農黨以來の盟友とも稱すべき全國勞働組合同盟と袂を分ち一意新黨樹立への道を歩むに至つた。

更に無產政黨運動史上看過すべからざるは六年秋物發せる滿洲事件である。全國勞農大衆黨は本件の物發するや九月二十九日對支出兵反對闘爭委員會を組織し戰爭反對の態度を表明しした。又社會民衆黨に於ては事件の起るや黨の最高幹部數名を滿洲に派遣し事件に對する態度を決したのであるが、十一月二十二日の黨中央委員會の決定の大要は「國際社會主義へ向ふ道程として社會主義日本の建設を必然的段階と信ずる我等は日本國民大衆の生存權確保のため滿蒙に於ける條約上の權益が侵害さるゝは不當」と認め「從來の誤れるブルジョア的滿蒙管理を排して之を社會主義的國家管理に移し更に此立場に立つて滿蒙に於ける日支民衆の生活利益の爲共同經濟を樹立すべきである」となし、從來の主張に比して著しく國家主義的色彩を加味した。

滿洲事件を機として所謂國內的、國際的非常時の聲が漸く熾になるや國家主義思想は無產政黨分野に異常な衝動を與へ昭和七年に至り遂に社會民衆黨及び全國勞農大衆黨の分裂並合同等大混亂の後社會大衆黨日本國家社會黨及び新日本國民同盟の三新政黨が成立したのである。

大正十五年續出した各無產黨は社會民主々義乃至共產主義的主張の下に熱心なる運動を展開し殊に昭和三年の衆議院議員選擧に於ては約四十九萬票を獲得し、八名の議員を選出して華々しい將來を約束せるかのやうであつたが、其後の選擧闘爭に於ては豫期した成績を擧ぐる能はず、又日常闘爭を通じての黨勢擴張は意の如くならず、黨勢は稍沈滯の傾向さへ現れたので此局面の打開には各黨共焦慮しつゝあつたやうである。斯る情勢の下に於て昭和六年秋物發した所謂滿洲事件は無產政黨分野に於て國家社會主義運動物與の重大なる機運を與へることゝなつた。乍併國家社會主義政黨組織の萌芽は滿洲事件の物發以前既に存してゐた。國家社會主義は大正八年頃高畠素之等により唱導せられたが、以來社會民主々義或は共產主義に壓せられ發展を見なかつた。昭和五年頃より泰西諸國に於ける國家主義、國家社會主義の躍進に刺戟され、或は倫敦條約締結問題に關聯して一部軍人の對政治的硬化等の事象により國家主義若くは國家社會主義思想團體が物與しつゝあつた。卽ち平凡社々長下中彌三郎等の經濟問題研究會或は日本社會主義研究所の如きはそれであつて、同氏等は六年十月國家社會主義的政黨組織の意圖を發表し七年一月十七日には全國勞農大衆黨より脫退した日本勞働組合總聯合等の支持を得て日本國民社會黨準備會を組織した。

社會民衆黨內に於て逸早く國家社會主義的主張を唱へつゝあつた黨書記長赤松克麿は初めより下中彌三郎等の新黨結成運動と關係を有したものゝ如く、其態度は滿洲事件以來著しく國家社會主義的色彩の濃厚となれる社會民衆黨の態度と共に注目せられた。而して七年一月開催された社會民衆黨第六回大會に於ては「日本の國體を尊重する精神を一層明確にすること。國家の本質に對する認識に於てマルクス主義の摧取的國家觀を排し、純正なる統制機能を有する機構としての國家觀を肯定する立場を

明確にし更に其統制機能の民衆化の實現を期すること」等の新運動方針を決定し著しく國家主義的精神を加味強調した。併し一方には反資本主義、反共產主義、反ファッショの所謂三反主義に依り戰線統一を決行すべしとする、新運動方針と稍異つた決定をなし、黨内に於ける國家社會主義派と社會民主々義派との對立を現出した。其後國家社會主義轉向派の運動は止むべくもなく兩派の對立は時を經るに從ひ益々熾烈となり四月七、八日の黨中央執行委員會に於ては國家社會主義派は「大會に於て決定されたる新運動方針書に基き卽時解黨して廣く同志を天下に求め一大新黨樹立に邁進すべし」となすに反し、反國家社會主義派は大會に於て決定されたる三反主義に基き全國勞農大衆黨との合同による新黨樹立を提案し、兩者論爭して相讓らず採決の結果前者(赤松案)の可決を見た。斯くて兩派の暗鬪は表面化し翌九日には日本農民組合は國家社會主義派の支持を決定し、又十四日には日本勞働總同盟、官業勞働總同盟、日本海員組合等の代表者は反國家社會主義的態度を表明した。四月十五日の黨中央委員會に於ては之等二樣の戰線統一決議案の討議を行つたが採決の結果後者(片山、松岡案)の勝利に歸した。少數にて敗れた赤松派は直ちに黨の脫退を決議すると共に國家社會主義新黨樹立の聲明を發表した。其後赤松一派は國家社會主義新黨準備會を組織し全國勞農大衆黨内の國家社會主義派と相提携して積極的に新黨結成運動を展開した。

全國勞農大衆黨は從來より共同戰線黨と云はれ、思想的には右翼より左翼に至る幾多の團體の寄合世帶であつた。併し共同戰線黨として黨の採り來つた態度主張は現今の社會情勢に適切ならざるものありとの說を生じ一部幹部は黨の運動方針の變革を唱ふるに至つた。卽ち七年三月六日の全國勞働組合代表者會議に於て今村等等より黨の運動方針變更に對する組合の態度決定に關する提案がなされたが所期の目的を達することが出來なかつた樣である。其後全國勞働内の國家社會主義轉向派は社會民衆黨内の赤松派と聯絡を保ち着々其運動を進め、三月十一日には國家社會主義一派は全國勞働及び全國勞働大衆黨の最高幹部五名の名を以て黨の運動方針變更に關する意見書を發表した。其大要は「黨は從來其外貌は共產主義的左翼主義の立場を執り觀念的に黨を拘束し實質に於ては勞働組合の經濟鬪爭の範圍に閉ぢ籠つてゐた。」爲に「現實の行詰を暴露し」てゐる。然るに現在「政治的危機を齎すべき主體勢力の完成に就ては日本に於ける現在のプロレタリアートの組織勢力の比較的弱勢なる事實に顧みる必要あり、これのみに賴つて決定的勢力を完成することは不可能なりと言はざるを得ぬ。若し然らば國民の凡ゆる階級層の反資本主義勢力を結集し主體勢力を完成する所の實踐的戰略こそ當面の重要問題である。」となし「凡ゆる機會に大衆的結集力を以て國民的に國家的に深刻なる鬪爭を展開せしむべき」で「過去の形式的立場を淸算し運動方針を根低より改革し」「政權獲得の一路を勇往邁進すべきである」となし黨の國家社會主義への轉向を强調したものであつた。全國勞農大衆黨本部は右の意見書に對して國家社會主義運動への轉向は黨の階級性を沒却するものとして斷乎之を排擊し更

に「單一無產政黨樹立」とそれを通じての勞働組合の統一及び大衆的勞農結合の強化に邁進することを聲明し一方黨内の此種運動の擴大を恐れ其首謀者と見らるゝ數名の者を除名した。

斯くて轉向派の人々は社民黨の赤松派と共に四月十一日には時局研究會を組織して兩者の提携は益々密なるに至つた。大衆黨内の國家社會主義運動は全國勞働の幹部に依つて唱へられた關係上全國勞働は自ら本問題を解決せざるを得なかつた。五月四、五兩日の組合中央執行委員會には國家社會主義派は政黨支持の自由を主張し非轉向派は從來通り全國勞農大衆黨を支持すべしと主張して兩派降らず遂に投票採決の結果後者の勝に歸した。所謂に破れた全國勞働の大矢委員長外六名は五月八日大衆黨より脫退を聲明し赤松克麿等の國家社會主義新黨準備會に合流した。其後下中彌三郎一派の日本國民社會黨準備會と日本國家社會黨準備會との間に合同結黨の運動が進み五月十二日は新黨結成綜合準備會が成立し、十九日以來數次に亘つて協議の結果五月二十九日國民日本黨として結黨することに決定した。併し其當日に至るも役員の比率問題等に關し完全なる一致を見ず、當日は國家社會主義新黨準備會のみの單獨結黨が決行され赤松克麿を黨務長とする所謂國家社會主義的行動黨としての日本國家社會黨が結成された。一方國家社會主義新黨準備會側との折合つかず會場より引上げた日本國民社會黨準備會側は日本國家社會黨とは別個の政黨を組織することに決定同日新日本國民同盟を結成、委員長には下中彌三郎が選任された。

國家社會主義政黨組織運動は七年に入つて益々熾となり特に五・一五事件の前後に於て最も著しく、爲に社會民衆民黨及び全國勞農大衆黨の合同は急速に進行した。

戰線統一問題によつて分裂を見た社會民衆黨は四月十六日中央執行委員會を開き片山哲を書記長に推し本部組織の整備確立を急ぐ一方曩の中央委員會の決議に基き直ちに全國勞農大衆黨との合同を提議した。大衆黨側は四月二十五日常任中央執行委員會を開き協議の結果社民黨側の無條件合同を受諾し合同委員を擧げて急速に合同交涉を開始するに至つた。乍併大衆黨の有力な支持組合たる全國農民組合は四月三十日社民黨との合同は社會民主々義による大右翼結成に墮する虞ありとし合同反對を聲明した。黨内の左翼的立場に在る人々も亦合同反對の意嚮を漏してゐたが、黨本部側は飽迄も合同方針を以て進み、五月二十一、二兩日の執行委員會に於ては合同の目的新黨の性質及び方針等合同基準を決定した。同月二十八日以來數回に亘り兩黨の合同協議會が開催され新黨樹立の具體案が審議決定され、七月二十三日には社民黨は臨時大會を、大衆黨は中央委員會を開き各々兩黨の合同及び其具體案を可決し、翌二十四日東京芝協調會館に於て合同大會が擧げられた。黨名は社會大衆黨として其綱領、政策、黨則等を決定、黨首に安部磯雄、書記長に麻生久が選任された。

因に社會大衆黨、日本國社會黨、新日本國民同盟の綱領、主張等は次記の如くである。

社會大衆黨

綱　領

一、我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戰ふ。
一、我黨は資本主義を打破し無產階級の解放を期す。

建設大綱

一、重要產業並に金融機關の國有管理、勞働者の生產自治、生產者の生活を確保する勞働制度の建設、社會保險制度の完成。
二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生產の機械化、重要農產物の國家統制。
三、經濟議會の建設、公費勞學教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營。
四、工業農業の融合、都市農村の均衡化。
五、世界民族の平等、世界平和の建設。

日本國家社會黨

綱　領

一、一君萬民の國民精神に基き搾取なき新日本の建設を期す。

主　張

一、我黨は國民運動に依り金權支配を廢絕し皇道政治の徹底を期す。
一、我黨は合法的手段により資本主義構機を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の保障を期す。
一、我黨は人種平等資源衡平の原則に基きアジア民族の解放を期す。

新日本國民同盟

盟　誓

建國の本義に基き搾取なき新日本の建設を誓ふ。

綱　領

一、我等は合法的國民運動により金權支配を廢絕し以て天皇政治の徹底を期す。
二、我等は資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の確保を期す。
三、我等は人種平等資源衡平の原則の上に新世界秩序の創建を期す。

二　無產政黨の現狀

概　說

前述の如く我國無產政黨の分野は昭和六年七月末には社會民衆黨及び全國勞農大衆黨の二黨に統一

さるゝかの如き傾向を示しつゝあつたが、六年秋滿洲事件を轉機として國家主義若くは國家社會主義思想の波は澎湃として起り無產政黨分野は六年末より七年にかけて再び混亂狀態に入り、遂に社會大衆黨、新日本國民同盟、日本國家社黨三黨鼎立の形となつた。

而して是等無產政黨の思想的分野は社會民主義的色彩を有し、日本國家社會黨及び新日本國民同盟は國家社會主義的色彩が濃厚であつたが、日本國家社會黨及び新日本國民同盟に在りては其後日本主義或は國家主義と國家社會主義の對立を生じ共に分裂し後述の如く大日本國家社會黨、勤勞日本黨及び國民協會等の組織を見るに至つた。

又日本共產黨に於ては三・一五事件並に四・一六事件以來其勢力は著しく失墜を見たるも尙コミンターン指導の下に潛行運動を持續しつゝあつた。乍併八年六月、佐野學、鍋山貞親等の轉向聲明ありて以來轉向者續出し昭和九年には其外廓團體、支持團體の崩壞轉向するも多く共產主義運動は凋落の傾向を示しつゝあるを見るのである。

(1) 社會大衆黨

社會大衆黨は立黨以來殆ど全國的に其組織を有してゐるが、思想的には左、右、中間三派を包含せる爲、其統制は必ずしも意の如くならず、舊社會民衆黨及び全國勞農大衆黨の地方的合同は數縣に於ては從來の感情的、思想的、相對立の結果未だに完全なる合同を見るに至らず、又八年より九年にかけ吉野作造、堺利彥、田所輝明等の死亡、宮崎龍介、渡邊善壽等の社會運動戰線よりの引退等により、又吉田賢一の皇國農民同盟の組織、佐世保支部の民衆政治同盟結成等により相當甚大なる打擊を蒙り、加之國家主義思想の擡頭、政黨の信望失墜等國內一般狀勢は悉く同黨の治動には極めて不利なる狀態に在り、之等の事象並に情勢は著しく黨勢に反映し量的に見れば黨の衰退をさへ思はしむるものがある。乍併寄合世帶の觀を呈せし創立當時を想起せば黨員の減少は必ずしも偶然ならず、八年の轉換期建設政策問題を巡り或は九年の陸軍パンフレットに對する麻生書記長の私見に對し反動化反對の聲は相當起りたるも大體に於て黨の結束は從來に比し强固となりたる觀がある。殊に勞働組合、農民組合、農民團體、市民團體、其他の團體を通じての黨勢擴張運動、若くは之等諸組合團體の支持關係に於ては漸次好轉の兆候が現れつゝある。而して九年度の同黨報告書によれば同黨所屬の議員は衆議院三名、府縣會十二名、市會五十九名、區町村會五百六十八名を有すと稱してゐる。

社會大衆黨の昭和八年中に於ける主要運動は第六十四議會對策運動、市町村會議員選擧運動、農村窮破、失業反對、市民生活防衛の三請願運動、日露不可侵條約締結運動、全體農民運動としての農村協同組合、醫療組合運動等にして、九年中に於ては第六十五回議會對策運動、市町村會選擧運動農民生活保證に關する請願運動、飯米卽時拂下げ、養蠶損失保償の要求運動、東北凶作、關西風水害救援關

爭運動、市電爭議應援鬪爭、臨時議會對策運動を展開し、一方黨內部に於ては黨勢調査、本部會館建設運動、農民、市民諸團體の擴張運動、並に靑年隊の結成等を行ひ黨の擴大强化を計つた。昭和十年に入りては六十七議對策諸運動、小作法、農家飯米一ヶ年間差押禁止法制定の請願運動を行ひ、第三回黨大會に於ては特に全國債利子二ヶ年間支拂停止に關する件を上提し爾來本件に關して諸運動を展開しつゝあるを見るのである。

斯くして社會大衆黨に在りては滿洲事變を機として、急變せる社會狀勢に適應せんが爲、其政策若くは實行運動に於て從來の單なる公式的理論鬪爭を排し、具體的建設的實踐運動に進まんとする傾向を示すと共に從來の小作農民、勞働者を基本とする階級鬪爭の域を脫し、黨組織の基礎を小自作農及び中小商工業者等謂所一般小市民階級の範圍に擴大せしめんとするに至つた。

(2) 愛國政治同盟（舊日本國家社會黨）

日本國家社會黨は昭和七年五月、所謂國家社會主義思想の潮流に乘じ社會民衆黨及び全國勞農大衆黨の國家社會主義轉向派により結成され、それ以來理論よりも行動に重點を置き、共產主義社會民主々義の撲滅、資本主義打倒、國際聯盟國際勞働會議脫退斷行、メーデー粉碎、國家統制經濟の實現、大亞細亞民族結合、昭和維新斷行を强調する等從來の無產政黨とは著しく異つた運動を展開し來つた。

然るに昭和七年末より黨內諸勢力間に軋轢を生ずると共に又黨の指導精神の解釋に關して其不統一を曝露し、八年一月の大會直前には相當險惡なる情勢を示してゐた。大會は愛黨なる標語の下に終了したのであるが、黨務長赤松克麿は社會運動に於ける全體主義を唱へ國家社會主義の階級鬪爭を排して日本精神を强調し、其率ゐる遞信同志會に入れざるや別に日本遞信從業員組合を結成（六月十二日）した。これが黨動搖の導因となり、赤松は六月十七日黨務長を辭任し遂に其一派は七月二十二日聲明書發表と共に離黨した。又日本農民組合は六月二十四日黨支持を取消した。七月二十三日の全國中央委員會は先づ赤松の離脫、常任中央執行委員の引責辭職を承認し次回大會迄の委員として小池四郎等七名の委員を選任した。然るに白鳥廣近は緊急動議として黨指導精神統一に關する件を上提し國家社會主義以外の解釋は絕體に許さゞることに決定すべしと主張した。是に對し小池四郎等は今日の客觀狀勢に於ては殊更に國家社會主義と決定するを要せず綱領こそ黨の精神を最もよく表すものであり强ひて之を簡略に云へば日本精神とも云ふべきなりと反對し前者は昭和維新の斷行は勞働大衆の力によらざれば成就せずと云ひ、後者は昭和維新の實現は他團體と提携するに非れば期す能はずと、國家社會主義問題を中心として相對立し遂に採決の結果本部派多數となり國家社會主義派卽ち日本勞働同盟の大半及び遞友同志會系中央委員は卽時退場し黨は事實上分裂するに至つた。勞働同盟に於ても同盟の分裂となり反國家社會主義派（黨本部派）は後日、日本產業軍を結成した。

斯くして黨は分裂に分裂を重ぬ結黨後僅か一ヶ年有餘、黨勢は半減し國家社會主義思想亦同黨より抹殺せらるゝ狀態となり、昭和九年二月の第三回大會に於て愛國政治同盟と改稱し、國家主義的政黨として更生した。爾來同盟は從來の綱領を以て、愛國戰線の統一、政黨政治の排擊を目標として活動を持續しつゝある。

昭和八年より十年にかけて、同黨の主要活動とも見るべきものは第六十四乃至六十七議會に於ける小池四郎の活動、建國祭參加とメーデー反對運動、國際聯盟國際勞働會議脫退運動、五・一五事件記念鬪爭、愛國戰線統一運動、維新青年隊の結成（九年二月）陸軍パンフレット支持運動、天皇機關說排擊運動等である。又愛國戰線統一運動としては國難打開聯合協議會（八年六月九日）、大同俱樂部（八年十一月八日）、愛國一致運動協議會（八年十二月十一日）、維新懇話會（九年六月十五日）等を組織し是に參加した。而して愛國政治同盟は是等の愛國團體聯合運動に於ては常に神武會と相提携し行つたのであるが、神武會は今年二月十一日解散し有力なる友黨の一を失ふに至つた。

(3) 新日本國民同盟

新日本國民同盟は其結成過程に於て、結成後の同盟の內部情勢に於て將又其分裂過程に於て日本國家社會黨と類似の運命に支配されたと云ふべきであらう。卽ち同盟に在りては昭和七年十一月思想的懸隔を理由として愛國勞黨の中谷武世一派及び經濟問題研究會の下中彌三郎一派の脫退を見たのであるが、昭和八年に入りては佐々井一兆一派と近藤榮藏一派の感情的、思想的對立を生じ一月七日近藤榮藏は組織部長を辭任し一應落着するかに見えたのであるが、遂に同盟の指導理論に關して意見の杆格を來し其溝渠は益々深刻化した。本部派（佐々井一兆派）は漸次國家主義的色彩を發揮し、是に對し近藤榮藏を中心とする東京府聯合會は飽迄國家社會主義を固守して讓らず遂に七月八日東京府聯合會は離黨するに至つた。

昭和八年以來本同盟の主要運動とも見るべきものは八年中に於ては國際勞働會議對策運動、國難打開並に皇國理想達成祈願運動、九・一八記念運動（滿洲事件記念運動）錦旗青年隊の結成等にして、九年に於ては新日本建設計畫大綱の發表、對政局運動（六、七月）、勤銀貸附年賦償還金返濟三ヶ年間延期歎願運動、國民の窮乏匡救に關する請願運動、在滿機關統一問題及び陸軍パンフレットに對する軍部支持運動、其他各種の祈願運動等であり、十年に入りて機關說排擊運動等を行つた。乍然同盟の運動は概して未だ啓蒙運動の域を脫せず政治運動といふよりも寧ろ精神運動に主力を注げるもの丶如く、その運動方針に於て、宣言に於て又運動自體に於て敎化的復古的意義を多分に含んでゐるやうに思はれる。